

第5次瑞浪市障害者計画

令和6年度～令和11年度

第7期瑞浪市障害福祉計画 第3期瑞浪市障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

瑞浪市

目次

第1章 計画策定にあたって 3

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ	3
(1) 障害者計画	3
(2) 障害福祉計画	3
(3) 障害児福祉計画	4
(4) 計画の一体性	4
(5) 関連計画との整合性	4
3 計画の期間	5
(1) 障害者計画	5
(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画	5
4 計画の対象者	5
5 計画策定の方法	6
(1) 障がい者をめぐる現況の整理	6
(2) アンケート調査の実施	6
(3) 団体ヒアリングの実施	7
(4) 現行計画の進捗評価	7
(5) パブリックコメントの実施	7
(6) 瑞浪市障害者計画等推進委員会の設置	7
6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進	8

第2章 障がい者数の現状と制度の動向 11

1 瑞浪市の人口の推移	11
2 瑞浪市の障がい者数	12
(1) 障害者手帳所持者数からみた動向	12
(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向	17
(3) 障害福祉サービス利用決定状況からみた動向	19
(4) 療育・保育・教育の状況からみた動向	21
3 近年の障がい者制度の動向	24
(1) 障害者権利条約の批准	24
(2) 障害者基本法の改正	24
(3) 児童福祉法等の改正	24

(4) 障害者虐待防止法の施行	25
(5) 障害者総合支援法の施行と改正	25
(6) 障害者優先調達推進法の施行	25
(7) 障害者差別解消法の施行	25
(8) 障害者雇用促進法の改正	26
(9) 成年後見制度利用促進法の施行	26
(10) 発達障害者支援法の改正	26
(11) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	26
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本的視点	30
3 施策の体系	32
第4章 基本目標に基づく施策の展開	37
基本目標 1 相互理解と支え合う意識の醸成【共生意識】	38
基本目標 2 療育・保育・教育の連携・充実【療育支援】	46
基本目標 3 就労や生きがいづくりの充実【就労支援・余暇活動】	52
基本目標 4 生活支援体制の充実【生活支援】	58
基本目標 5 安全・安心のまちづくり【環境整備】	66
第5章 第7期瑞浪市障害福祉計画～数値目標と見込量の設定～	77
1 第6期瑞浪市障害福祉計画の進捗状況	77
(1) 成果目標の進捗状況	77
(2) サービスの状況（第6期計画期間の実績）	81
2 第7期計画の成果目標	88
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	88
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	89
(3) 地域生活支援の充実	89
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	90
(5) 相談支援体制の充実・強化等	91
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	92
3 第7期計画の活動指標	93
(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	93

(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用	93
(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組	94
(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	95
4 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策	96
(1) 訪問系サービス	96
(2) 日中活動系サービス	97
(3) 居住系サービス	99
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	100
5 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策	101
(1) 理解促進研修・啓発事業	101
(2) 自発的活動支援事業	101
(3) 相談支援事業	102
(4) 成年後見制度利用支援事業	103
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	103
(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	104
(7) 手話奉仕員養成研修事業	104
(8) 日常生活用具給付等事業	105
(9) 移動支援事業	106
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	106
(11) その他の事業	107

第6章 第3期瑞浪市障害児福祉計画～数値目標と見込量の設定～111

1 第2期瑞浪市障害児福祉計画の進捗状況	111
(1) 成果目標の進捗状況	111
(2) サービスの状況（第2期計画期間の実績）	112
2 第3期計画の成果目標	113
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	113
3 第3期計画の活動指標	115
(1) 発達障がい児等に対する支援	115
4 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策	115
(1) 障害児通所支援等	115
(2) 子ども・子育て支援事業	117

第7章 成年後見制度利用促進基本計画.....121

1 成年後見制度の概要と背景	121
2 成年後見制度の利用実績	123

(1) 市長申立.....	123
(2) 成年後見等開始申立	123
(3) 成年後見人等受任者種別	123
3 計画の目的.....	124
4 計画の目標.....	124
5 具体的な施策.....	124
(1) 中核機関の設置・運営	124
(2) 権利擁護支援の検討に関する支援	124
(3) 制度の開始までの支援	124
(4) 制度の利用開始後に関する支援	125
第8章 計画の推進	129
1 庁内関連部局の連携	129
2 関係機関との連携	129
3 計画の進行管理.....	129
資 料 編.....	133
1 計画策定の経緯.....	133
2 瑞浪市障害者計画等推進委員会規則	134
3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿	136
4 計画策定におけるアンケート調査結果	137
I 障がい者調査の結果	137
(1) 対象者の手帳の所持状況について	137
(2) 生活の様子について	138
(3) 教育・学校について（18 歳以下の対象者の方）	148
(4) 仕事・作業等について	150
(5) 福祉サービスについて	151
(6) 障がい者理解や積極的な社会参加等について	153
(7) 防災対策について	155
(8) 障がい福祉全般について	157
(9) 介護・介助について	159
(10) 18 歳以下の子どものことについて	160
II 一般調査の結果.....	161
(1) 障がいのある人の理解・配慮などについて.....	161
(2) 障がいのある人への地域での支え合い・助け合いについて.....	162
(3) 広報・啓発について	165

（４）障がいのある人への施策について	166
Ⅲ 当事者団体・ボランティア団体調査の結果	167
（１）障がいのある人への理解・支援などについて	167
（２）障がい福祉分野ごとの課題について	170
Ⅳ サービス提供事業所調査の結果	175
（１）サービスについて	175
（２）障がい福祉分野ごとの課題について	177
５ 用語解説	186

表記について

■「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字に対する否定的な意見を踏まえ、「第５次瑞浪市障害者計画 第７期瑞浪市障害福祉計画・第３期瑞浪市障害児福祉計画」では、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障がい」と「障害」の字が混在しています。

■法令名称について

以下の法令については、略称で表記しています。

法令名等	略 称
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

◇東濃特別支援学校に在学している児童・生徒の作品を掲載しています。

第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

瑞浪市では、「瑞浪市障害者計画」「瑞浪市障害福祉計画・瑞浪市障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。

近年の障がい者を取り巻く環境をみると、障がい者や家族等の高齢化により、障がい福祉のニーズは複雑多様化し、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められてきました。そのような中、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に、障がい者を含めた脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与え、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

これら近年の社会情勢の変化や障がい者制度の動向、市民のニーズ等を踏まえ、今回瑞浪市では、これまでの取組を点検し、第4次瑞浪市障害者計画、第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画について必要な見直しを行い、「第5次瑞浪市障害者計画」「第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

この計画により、瑞浪市の障がい者福祉の向上を図り、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を目指します。

2 計画の性格・位置づけ

（1）障害者計画

障害者基本法に基づき、瑞浪市における障がい福祉施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国・県の障害者計画を基本とし、さらに瑞浪市における障がい者の現況を踏まえ、保健・医療・教育・社会参加・防災等の各分野からの視点により、瑞浪市の障がい福祉施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

（2）障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込み等を定めた計画です。「瑞浪市障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的な方策や目標値を定めます。

（３）障害児福祉計画

平成28年５月の障害者総合支援法及び平成28年６月の児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた計画です。瑞浪市障害福祉計画と同様、国の定める基本指針に即して定めるものとされており、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込み等を定めます。

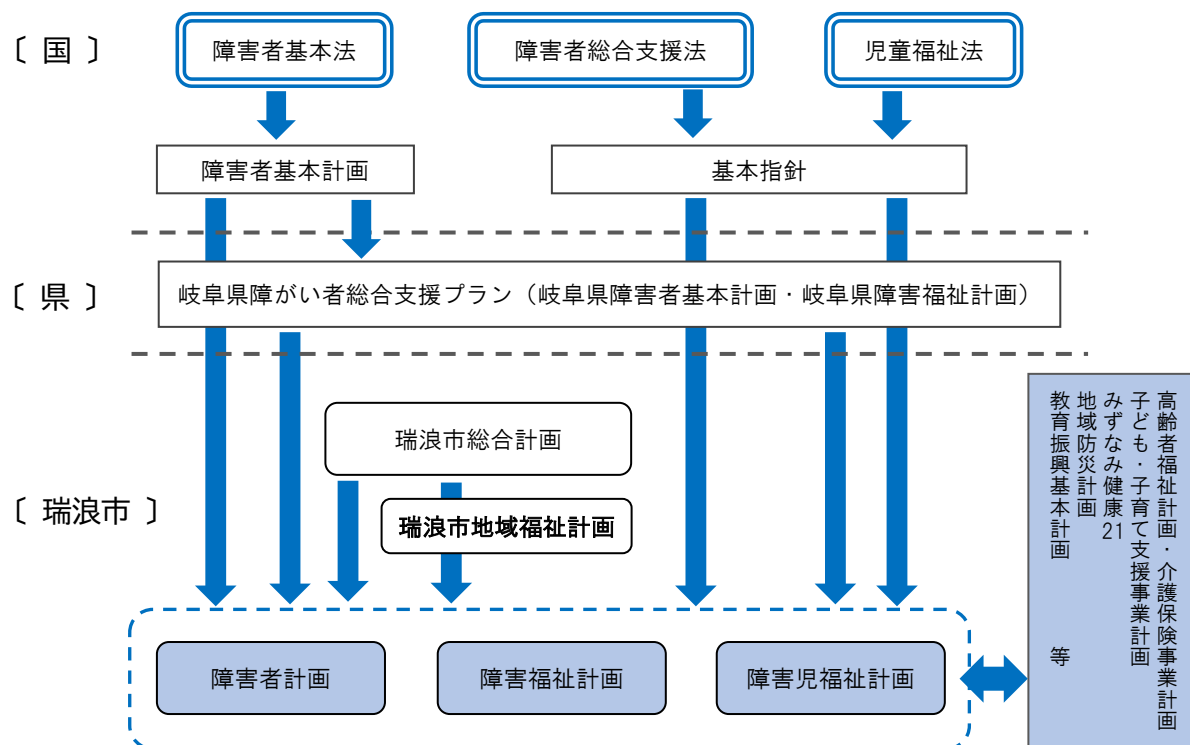
（４）計画の一体性

瑞浪市では、施策の理念や基本方針を定める「第５次瑞浪市障害者計画」と、サービス確保の具体的な方策等を定める「第７期瑞浪市障害福祉計画・第３期瑞浪市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

（５）関連計画との整合性

本市の上位計画である「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

図1.1 計画の位置づけと関連計画



3 計画の期間

(1) 障害者計画

「第5次瑞浪市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされていることから、「第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。また、国の障がい福祉施策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中에서도見直しを行うこととします。

図1.2 計画期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者 計画	第4次						第5次					
障害福祉 計画	第5期		第6期			第7期						
障害児福祉 計画	第1期		第2期			第3期						

4 計画の対象者

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

5 計画策定の方法

（1）障がい者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障がい福祉施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、瑞浪市における障がい者を取り巻く現況を把握・分析しました。

（2）アンケート調査の実施

生活上の課題の状況、サービスの利用状況及び利用意向、障がい者施策に対する要望等を把握するため、「障がいのある方への調査」と「一般調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。

	障がいのある方への調査	一般調査
調査対象	瑞浪市在住の障害者手帳所持者及び障害福祉サービスを利用されている方から無作為抽出（1,000人）	瑞浪市在住の18歳以上の方から無作為抽出（1,000人）
実施期間	令和4年11月11日～12月8日	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	53問	23問
有効回答数	584件（有効回答率58.4%）	476件（有効回答率47.6%）

(3) 団体ヒアリングの実施

当事者団体・ボランティア団体・サービス提供事業者等に対し、活動上の課題、障がい者施策に対する意見等の収集を行いました。

	当事者団体・ボランティア団体	サービス提供事業者
調査対象	12団体	37団体
実施期間	令和5年2月	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	6問	7問
有効回答数	12件（有効回答率100%）	22件（有効回答率59.5%）

(4) 現行計画の進捗評価

① 施策・事業の実施状況の点検・評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取組状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

② 障害福祉サービスの給付実績等の分析

現行計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(5) パブリックコメントの実施

令和5年11月28日から12月27日にかけて、本計画の策定内容に関して広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

(6) 瑞浪市障害者計画等推進委員会の設置

関係団体の代表者等や有識者、公募による市民などにより構成する「瑞浪市障害者計画等推進委員会」において、計画内容等について検討を行いました。

6 S D G s の視点を踏まえた施策の推進

S D G s（エスディージーズ）とは「Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標」の略で、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

図1.3 S D G s（持続可能な開発目標）の17のゴール



S D G sの「誰一人取り残さない」という基本理念は、障害福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画の目指す共生社会と方向性を同じくするものです。本計画では、第4章の各施策において、以下の関連する目標の実現を目指していきます。

目標3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を	目標11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを
目標4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに	目標16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に
目標10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう

第 2 章

障がい者数の現状と制度の動向



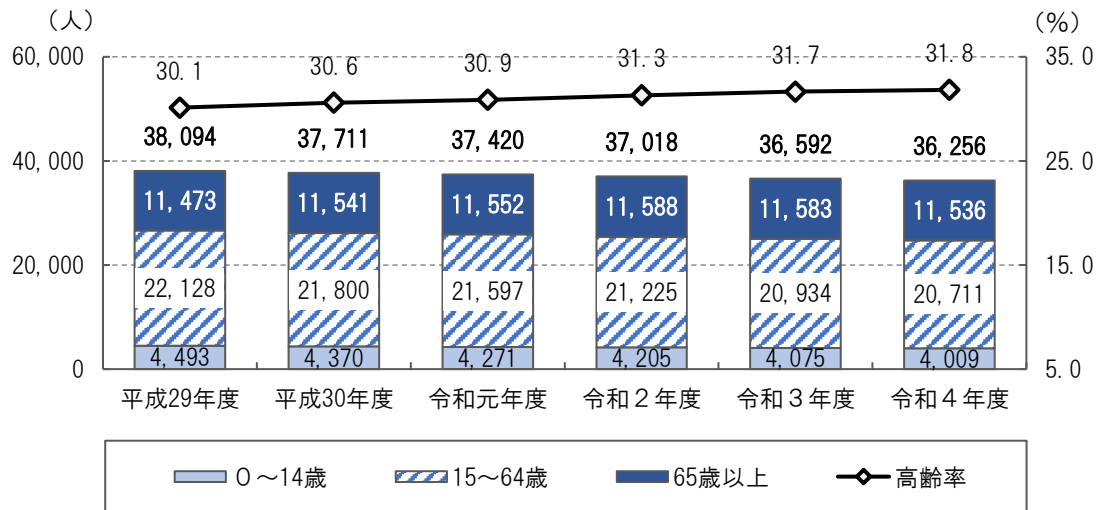
第2章 障がい者数の現状と制度の動向

1 瑞浪市の人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和4年度で36,256人となっています。また、高齢化率は年々上昇し、令和4年度で31.8%となっています。

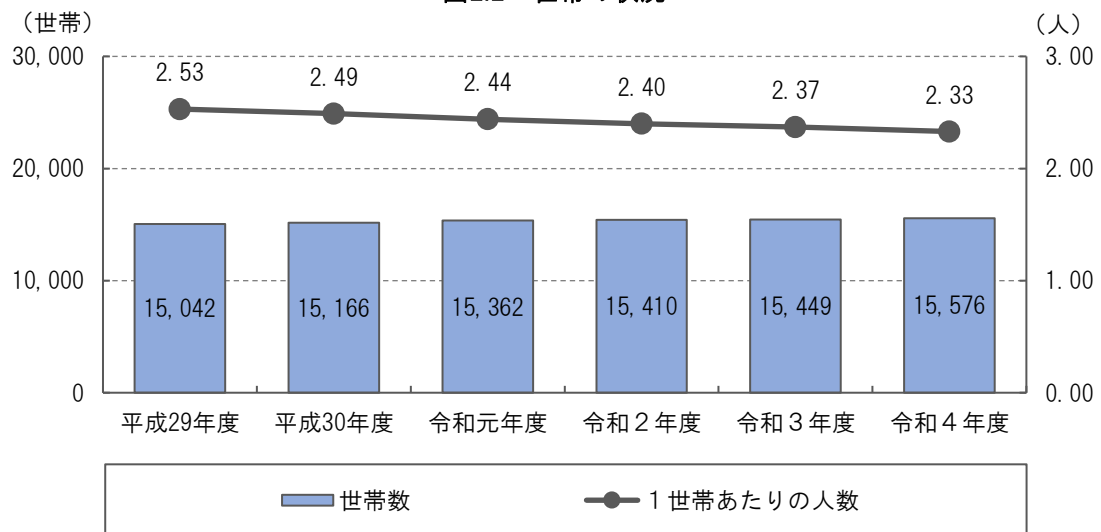
また、世帯の状況をみると、世帯数は増加しているが、1世帯あたりの人数は減少していることから、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

図2.1 人口の状況



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

図2.2 世帯の状況



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

2 瑞浪市の障がい者数

(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

① 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は全体的に減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

また、総人口に占める障がい者の割合は増加傾向にあります。

表2.1 障害者手帳所持者数の推移

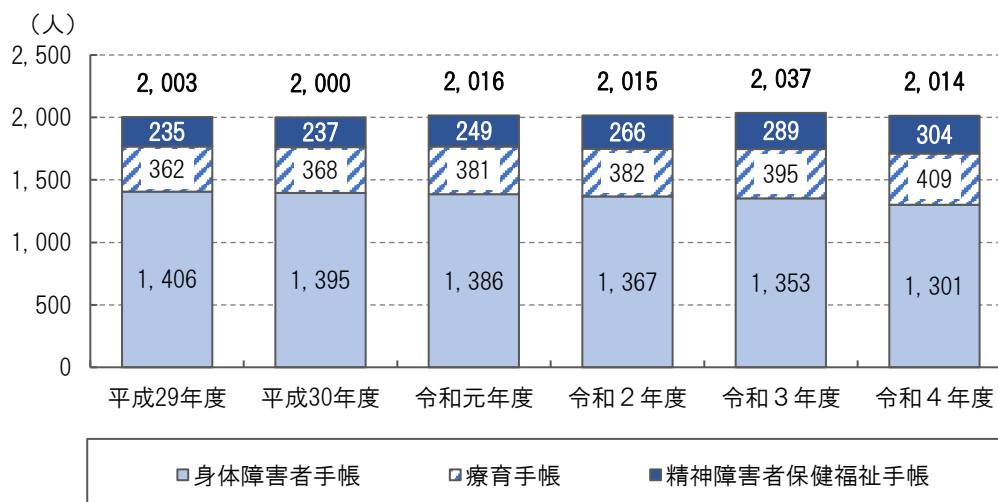
単位：人・%

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
身体障害者手帳所持者数（A）	1,406	1,395	1,386	1,367	1,353	1,301
療育手帳所持者数（B）	362	368	381	382	395	409
精神障害者保健福祉手帳 所持者数（C）	235	237	249	266	289	304
障がい者数（D） ＝ A ＋ B ＋ C	2,003	2,000	2,016	2,015	2,037	2,014
人口（E）	37,717	37,440	37,036	36,817	36,355	35,928
人口に占める割合 ＝ D ÷ E × 100	5.31	5.34	5.44	5.47	5.60	5.61

※複数の障害者手帳を所持している人がいるため、（D）は実人数ではなく延べ人数となっています。

資料：庁内資料（各年度末現在）

図2.3 障害者手帳所持者数の推移



資料：庁内資料（各年度末現在）

② 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度で1,301人となっています。
また、1級、3級、4級の手帳所持者の割合が高くなっています。

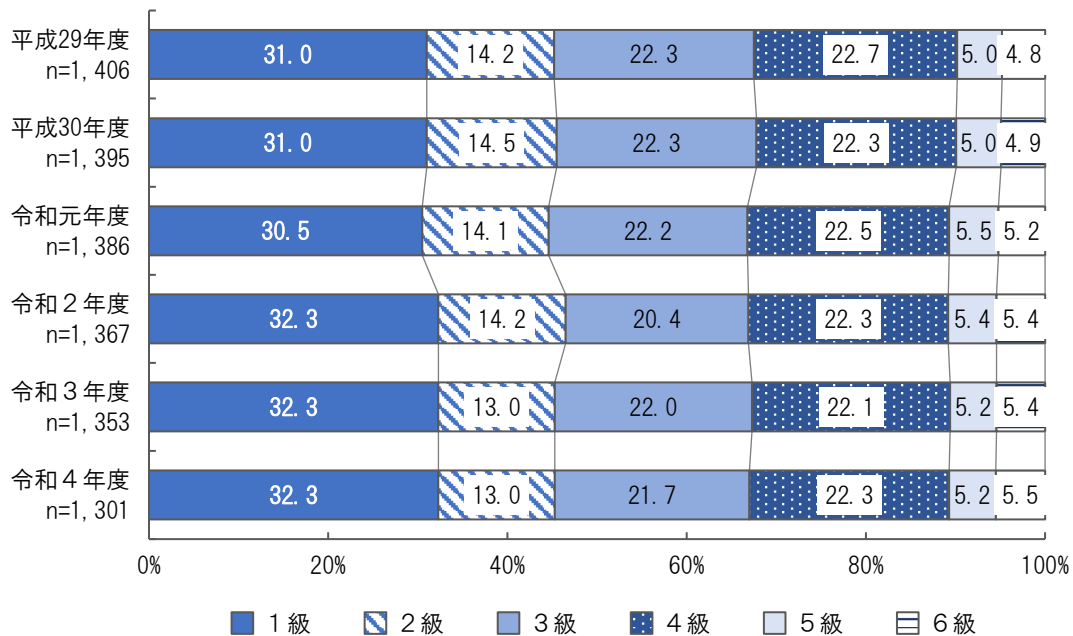
表2.2 等級別・身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級（最重度）	435	433	423	441	437	420
2級	200	202	196	194	176	169
3級	313	311	308	279	297	283
4級	319	311	311	305	299	290
5級	71	70	76	74	71	68
6級	68	68	72	74	73	71
合計	1,406	1,395	1,386	1,367	1,353	1,301

資料：庁内資料（各年度末現在）

図2.4 等級別・身体障害者手帳所持者割合の推移



資料：庁内資料（各年度末現在）

障がい種別にみると、肢体不自由と内部障がいが多くなっています。また、いずれの障がい種別でも65歳以上の所持者が最も多くなっています。

表2.3 障がい種別・身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
視覚障がい	81	81	89	97	93	91
聴覚・平衡機能障がい	104	107	111	106	102	98
音声・言語・そしゃく機能障がい	15	19	20	16	15	18
肢体不自由	745	718	700	663	650	607
内部障がい	461	470	466	485	493	487
合 計	1,406	1,395	1,386	1,367	1,353	1,301

資料：庁内資料（各年度末現在）

表2.4 障がい種別・年齢区分別・身体障害者手帳所持者の状況

単位：上段/人・下段/%

		0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	手帳所持者数	1	22	68	91
	構成比	1.1	24.2	74.7	100.0
聴覚・平衡機能障がい	手帳所持者数	1	29	68	98
	構成比	1.0	29.6	69.4	100.0
音声・言語・そしゃく機能障がい	手帳所持者数	0	2	16	18
	構成比	0	11.1	88.9	100.0
肢体不自由	手帳所持者数	12	157	438	607
	構成比	2.0	25.9	72.1	100.0
内部障がい	手帳所持者数	7	91	389	487
	構成比	1.4	18.7	79.9	100.0
合 計	手帳所持者数	21	301	979	1,301
	構成比	1.6	23.1	75.3	100.0

資料：庁内資料（令和5年3月末日現在）

③ 療育手帳

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度で409人となっています。また、B2判定の手帳所持者は年々割合が高くなっています。

表2.5 判定別・療育手帳所持者数の推移

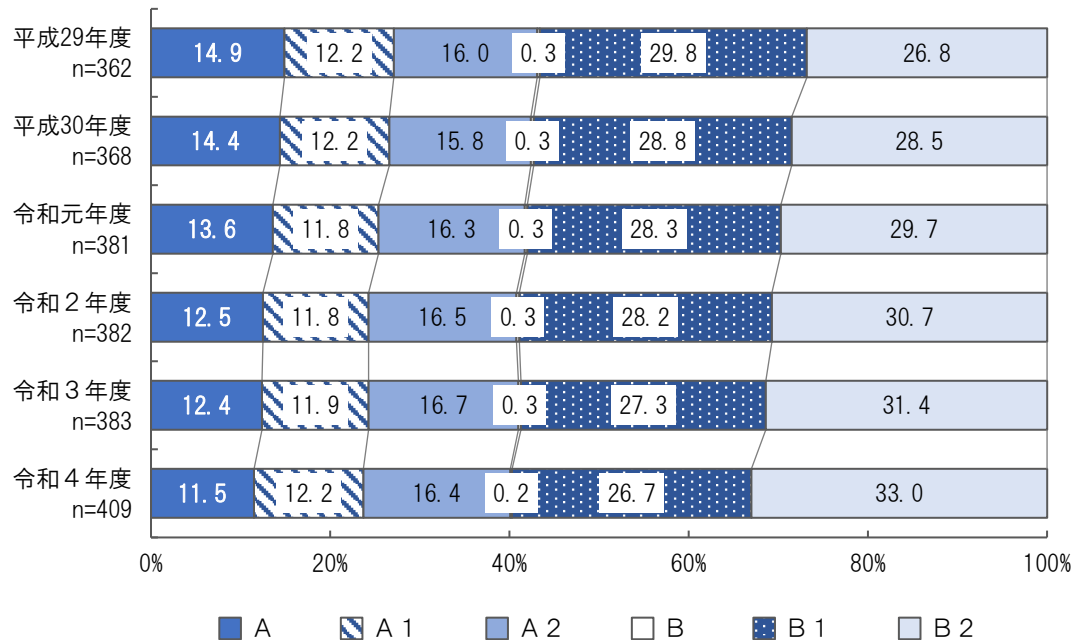
単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	54	53	52	48	49	47
A 1（最重度）	44	45	45	45	47	50
A 2	58	58	62	63	66	67
B	1	1	1	1	1	1
B 1	108	106	108	108	108	109
B 2	97	105	113	117	124	135
合計	362	368	381	382	395	409

※A・B判定は、現在の判定では使用していません。

資料：庁内資料（各年度末現在）

図2.5 判定別・療育手帳所持者割合の推移



資料：庁内資料（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度で304人となっています。また、2級の手帳所持者の割合が高くなっています。

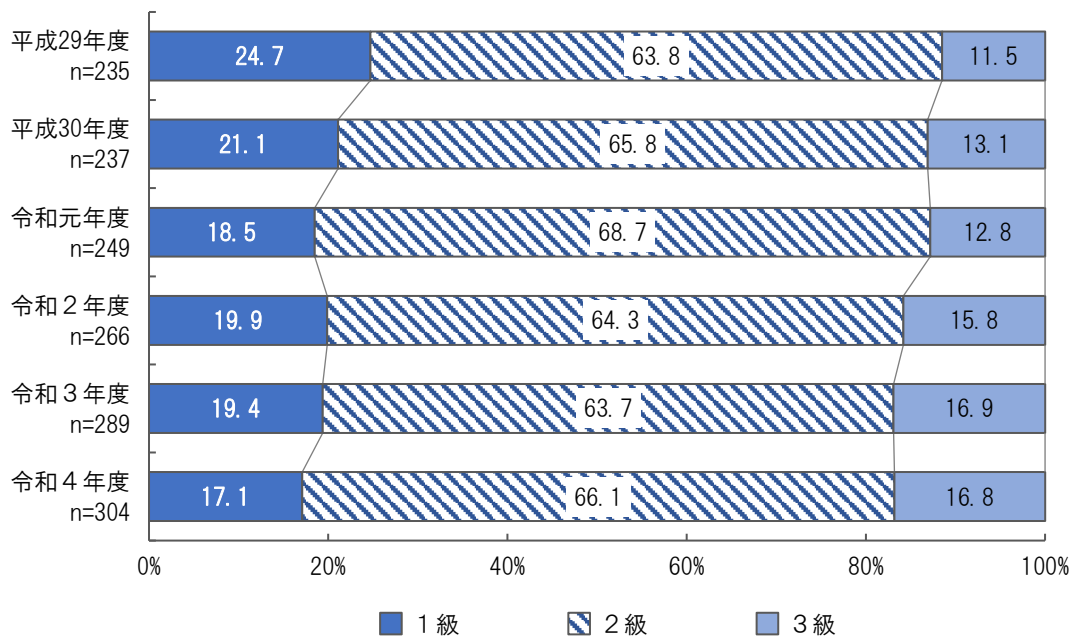
表2.6 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	58	50	46	53	56	52
2級	150	156	171	171	184	201
3級	27	31	32	42	49	51
合計	235	237	249	266	289	304

資料：庁内資料（各年度末現在）

図2.6 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移



資料：庁内資料（各年度末現在）

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

① 自立支援医療（精神通院）

精神疾患で通院する人に対し、自立支援医療（精神通院）受給者証を交付しています。
本市の交付者数は増加傾向にあり、令和4年度は平成29年度の1.5倍となっています。

表2.7 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
瑞浪市	295	301	330	387	401	445
東濃保健所管内	2,145	2,258	2,401	2,704	2,608	2,799

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

表2.8 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者の病名別精神患者把握数

単位：人

	瑞浪市	東濃保健所管内
推計患者数	1,216	6,512
入院・通院別精神患者届出数	数値化なし	2,773
器質性精神障がい	13	97
精神作用物質による精神・行動障がい	2	11
統合失調症	76	516
気分・感情障がい	189	1,158
神経症性障がい	46	293
行動症候群	1	6
人格・行動障がい	－	6
精神遅滞	9	45
心理的発達障がい	20	164
小児青年期に発症行動情緒障がい	12	90
てんかん	33	221
その他	0	1
合計	401	2,608

資料：岐阜県東濃保健所（令和4年3月末日現在）

② 自立支援医療（更生医療・育成医療）

更生医療受給者は、令和２年度以降増加しています。また、育成医療受給者は令和元年度以降横ばいとなっています。

表2.9 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証交付者数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
更生医療	44	45	40	43	46	59
育成医療	8	19	8	9	10	10

資料：庁内資料（各年度末現在）

③ 福祉医療費助成対象者

福祉医療費助成制度のうち、障がい者にかかるものとして重度心身障害者医療と精神障害者医療があります。ともに年度によって数値が増減していますが、概ね増加傾向となっています。

○重度心身障害者医療の対象者

身体障害者手帳１～４級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○精神障害者医療の対象者

自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方のうち精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

表2.10 助成対象数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
重度心身障害者医療	1,597	1,614	1,621	1,619	1,652	1,636
精神障害者医療	196	186	181	183	208	209

資料：庁内資料（各年度末現在）

④ 難病等患者

指定難病認定者数は令和３年度まで増加傾向でしたが、令和４年度は減少に転じています。小児慢性特定疾病認定者数は、令和２年度まで年々増加していたものの、令和３年度以降は減少しています。

表2.11 難病等患者数の推移

単位：人

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
指定難病認定者	231	228	242	255	295	256
小児慢性特定疾病認定者数	22	24	27	31	29	26

資料：岐阜県東濃保健所（各年度末現在）

（3）障害福祉サービス利用決定状況からみた動向

① 障害福祉サービス利用決定者

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用決定者数は、障がい者（18歳以上）、障がい児（18歳未満）ともに増加傾向となっています。

表2.12 年齢区分別・障害福祉サービス利用決定者数の推移

単位：人

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
障がい者（18歳以上）	217	230	251	253	268	277
障がい児（18歳未満）	115	111	114	122	126	145

資料：庁内資料（各年度末現在）

② 障がい者における障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者

障害支援区分は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた公平かつ適切なサービス利用を実現するために決定する区分です。6段階の区分があり、区分6が必要度が最も高いことを示します。居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護等の「介護給付」を利用する場合は、この区分に応じて内容や支給量を決定します。なお、区分にかかわらず利用できるサービスもあり、就労移行支援や就労継続支援等の「訓練等給付」のみを利用している場合は、「区分なし」としています。

なお、児童福祉法に基づく障害福祉サービス（障害児通所給付）の利用については、障害支援区分を設けていません。心身の状況等について調査を行った後、利用決定を行います。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）を利用することもできます。

障害福祉サービス利用決定者の総数は増加傾向にあり、令和4年度末時点で277人となっています。

表2.13 障害支援区分別・障害福祉サービス利用決定者数の推移

単位：人

令和2年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分1	0	1	0	0	1
	区分2	3	18	9	0	30
	区分3	5	15	3	0	23
	区分4	2	17	1	0	20
	区分5	7	27	0	0	34
	区分6	16	38	0	0	54
	区分なし	18	25	48	0	91
総 数		51	141	61	0	253

単位：人

令和3年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分1	0	3	0	0	3
	区分2	3	17	10	0	30
	区分3	4	16	5	0	25
	区分4	2	14	2	0	18
	区分5	7	28	0	0	35
	区分6	17	42	0	0	59
	区分なし	22	27	49	0	98
総 数		55	147	66	0	268

単位：人

令和4年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	計
障害支援区分	区分1	0	3	1	0	4
	区分2	3	16	7	0	26
	区分3	2	19	8	0	29
	区分4	4	13	3	0	20
	区分5	7	27	0	0	34
	区分6	14	45	0	0	59
	区分なし	23	29	53	0	105
総 数		53	152	72	0	277

資料：庁内資料（各年度末現在）

(4) 療育・保育・教育の状況からみた動向

① 瑞浪市子ども発達支援センター

瑞浪市子ども発達支援センターの利用者数は、通所支援事業では75人前後で推移し、年齢別にみると6歳以上が多くなっています。

また、相談支援事業・来所相談では、100人前後で推移しており、年齢別にみると令和元年度以降は6歳以上の利用者が多くなっています。

表2.14 年齢別・瑞浪市子ども発達支援センター利用者数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通所支援事業（児童発達支援、放課後デイサービス）						
6歳以上	17	16	34	43	41	37
5歳	14	14	11	16	14	8
4歳	16	19	12	12	6	17
3歳	15	10	8	6	8	15
2歳	9	10	3	7	6	3
1歳	6	3	0	1	0	0
0歳	1	0	0	0	0	0
合 計	78	72	68	85	75	80
相談支援事業・来所相談						
6歳以上	17	24	62	66	70	77
5歳	9	11	11	16	14	8
4歳	11	16	12	12	6	17
3歳	16	11	8	6	8	15
2歳	21	15	3	7	6	4
1歳	16	13	0	1	0	0
0歳	3	2	0	0	0	0
合 計	93	92	96	108	104	121

資料：子育て支援課（各年度末現在）

② 障がい児保育

障がい児保育は、令和５年度時点では公立幼稚園８箇所で開催しており、利用者数は１１人となっています。

また、障がい別にみると、肢体不自由児と知的障がい児が各４人と多くなっています。

表2.15 障がい児保育の実施箇所数、利用者数の推移

単位：箇所・人

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施箇所数	8	8	8	8	8	8
利用者数	14	12	8	9	7	11
視覚障がい児	1	0	0	0	0	1
聴覚障がい児	2	2	0	0	0	0
肢体不自由児	1	1	2	2	4	4
知的障がい児	10	7	6	6	2	4
その他	0	2	0	1	1	2

資料：子育て支援課（各年度４月１日現在）

③ 特別支援学級

特別支援学級数は、令和５年度時点で小学校では７校１６学級、中学校では３校８学級となっています。

児童・生徒数の推移をみると、児童数は年々微増し、令和５年度時点で６２人、生徒数は年ごとに増減があり２０人台で推移し、令和５年度は２２人と令和４年より減少しています。また、小学校の難聴クラスは設置されていません。

表2.16 特別支援学級数、児童・生徒数の推移

単位：校・学級・人

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校						
学校数	7	7	7	7	7	7
特別支援学級数	13	13	13	16	15	16
児童数	40	43	43	56	59	62
６年	9	13	5	6	10	15
５年	13	4	6	10	13	13
４年	4	5	7	13	11	9
３年	3	4	12	10	10	14
２年	5	10	8	9	13	6
１年	6	7	5	8	2	5

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校						
学校数	5	5	3	3	3	3
特別支援学級数	7	7	7	6	8	8
生徒数	21	24	28	26	29	22
3年	8	9	6	8	13	7
2年	9	6	9	13	6	9
1年	4	9	13	5	10	6

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

表2.17 特別支援学級のクラス数の推移

単位：クラス

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校						
特別支援学級数	13	13	13	16	15	16
知的クラス	7	7	8	11	9	10
自閉・情緒クラス	4	4	3	3	4	5
難聴クラス	0	0	0	0	0	0
肢体不自由クラス	2	2	2	2	2	1
中学校						
特別支援学級数	7	7	7	6	8	8
知的クラス	4	4	4	3	3	3
自閉・情緒クラス	3	3	3	3	4	4
肢体不自由クラス	0	0	0	0	1	1

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

④ 特別支援学校

特別支援学校の児童・生徒数は、東濃特別支援学校では令和2年度までは40人台、令和3年度以降は30人台で推移しています。

また、恵那特別支援学校は令和3年度以降、本市からの利用者はありません。

表2.18 特別支援学校の児童・生徒数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東濃特別支援学校						
在学者数	43	42	43	31	33	34
小学部	11	10	12	12	12	13
中学部	9	10	8	5	6	8
高等部	23	22	23	16	15	13
恵那特別支援学校						
在学者数	2	2	2	0	0	0
小学部	0	0	1	0	0	0
中学部	0	0	0	0	0	0
高等部	2	2	1	0	0	0

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

3 近年の障がい者制度の動向

（１）障害者権利条約の批准

平成19年9月に日本は障害者権利条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成26年1月に批准、同年2月に効力を発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置等について定めたものです。

（２）障害者基本法の改正

平成23年8月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。また、障がい者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止等が規定されました。

（３）児童福祉法等の改正

平成24年4月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。また、平成28年6月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

令和4年6月8日に成立した改正では、下記内容について令和6年4月1日を施行期日としています。

- 児童発達支援センターの中核機能の明確化
- 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化
- 放課後等デイサービスの対象児童の見直し
- 障害児入所施設の入所児童等の地域生活等への移行の推進

（４）障害者虐待防止法の施行

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援等が規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定されています。

（５）障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法が、平成25年4月に障害者総合支援法に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることをうたっています。また、制度の谷間にあった難病患者が障がい者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等が定められました。また、平成28年6月改正では、平成30年4月から地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

令和4年12月に公布された改正では、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するための措置を講じることとされており、令和6年4月1日以降順次施行されます。

（６）障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、障がい者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

（７）障害者差別解消法の施行

平成25年に障害者差別解消法が公布され、平成28年4月に施行されました。障がい者を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その

実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

令和3年5月、同法は改正されました（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行されます。本改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

（８）障害者雇用促進法の改正

平成25年に障害者雇用促進法が改正され、平成28年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

令和3年3月から法定雇用率が引き上げられ、民間2.3%、国・地方公共団体等2.6%、都道府県等の教育委員会2.5%となっています。令和4年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和5年4月1日以降に順次施行されます。

（９）成年後見制度利用促進法の施行

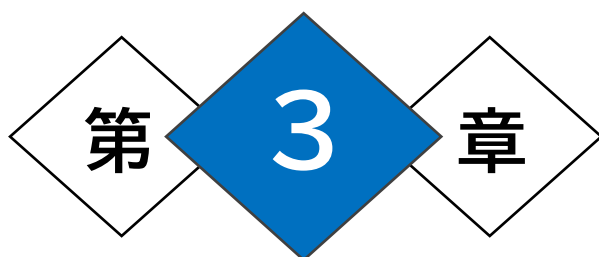
平成28年4月に成年後見制度利用促進法が公布され、同年5月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等が規定されました。

（10）発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めること等が定められました。

（11）障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に公布・施行されました。同法は障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。



計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第6次瑞浪市総合計画の健康福祉分野で定められている「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」に基づき、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階と社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育、就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進してきました。

本計画では、新たな第7次瑞浪市総合計画における障がい者福祉に関する方針である“生涯活躍のまちづくり”の推進に基づいた、障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

そのため、基本理念である「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を踏襲しつつ、取組等を発展的に受け継ぎながら、施策の更なる推進を図ります。

《基本理念》

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現



2 基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の視点を基本に計画を推進します。

I 地域での共生

共生社会では、地域の誰もが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障がい者自身も、ともに社会を変えていく主体としての役割をいっそう期待されています。障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、意思決定・意思表示のために必要な意思疎通手段や情報取得手段について、その選択の機会が確保されるなど、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上に取り組んでいきます。

II 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁を取り除く「合理的配慮」の提供が確保されるための適切な措置をとることが求められています。また、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることに鑑み、障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を推進していきます。

III 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うことが求められています。支援にあたっては、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して実施されるとともに、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることから、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な視点をもって支援をしていきます。

IV 障がい者の特性に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい福祉施策は、障がいの特性に応じた個別的な支援の必要性に配慮して策定することが求められています。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは程度がわかりにくく多様化しがちである点に留意する必要があります。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体のさらなる理解を促進していく必要があります。

女性や子どもにおいては、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、年齢に応じた対応が求められる場合があること等から当事者のおかれた個々の状況に応じた支援に取り組んでいきます。

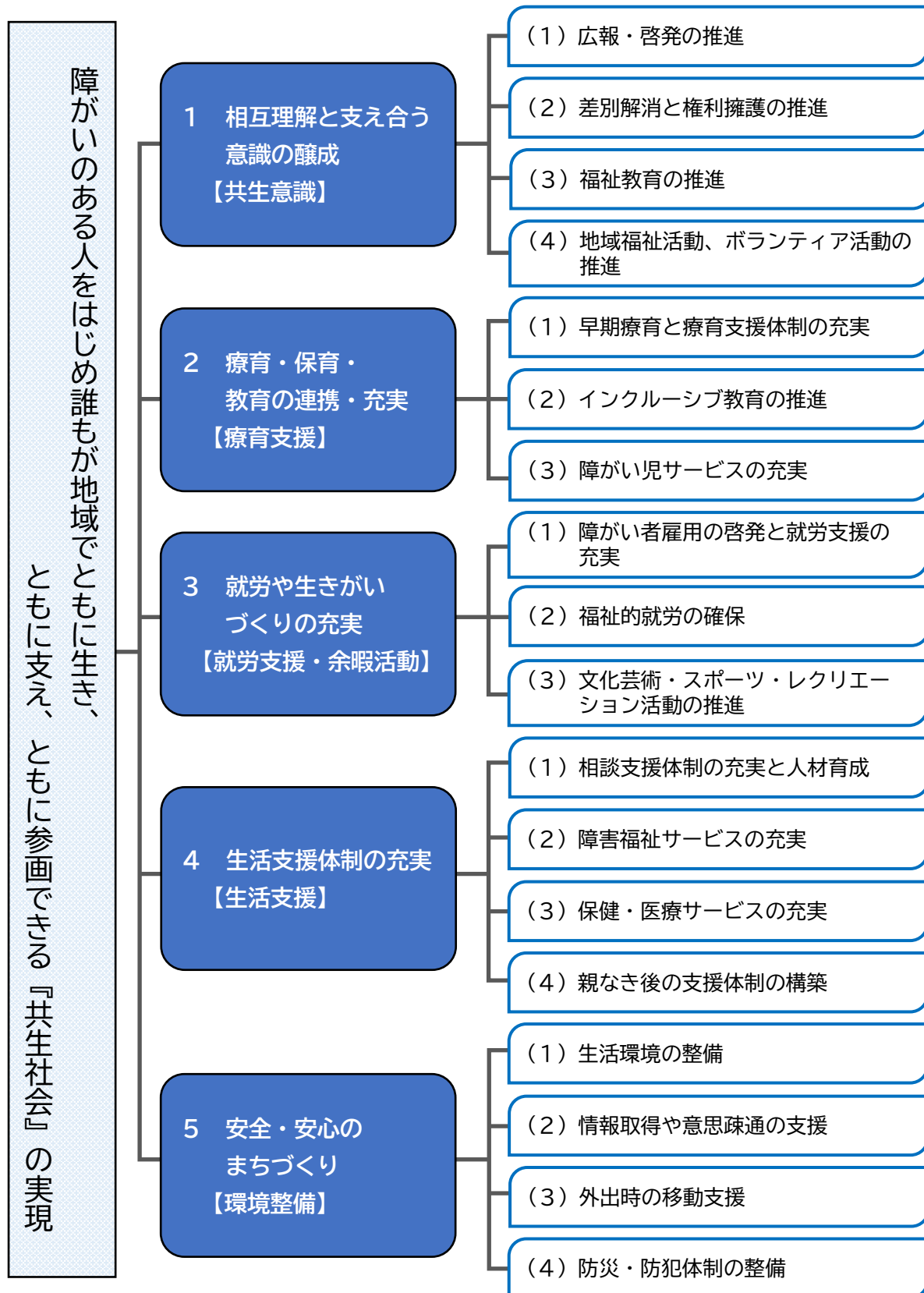


3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



広報紙・ホームページを活用した啓発、障害者週間等における啓発、地域福祉行事を通じての啓発、障がい者マークの普及促進、職場の障がい者への理解促進

障害者差別解消法の周知促進、障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行、障害者虐待防止法の周知促進、人権施策推進指針に基づく取組の推進

小中学校における福祉教育の促進、小中学校における交流・共同学習の推進、地域における交流活動の推進

住民主体による地域活動の支援、ボランティアセンター機能の充実、ボランティア活動への参加啓発、ボランティアの育成

保健・保育・教育・福祉の連携強化、相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現

加配保育士・学業支援員の適正配置、特別支援コーディネーター機能の充実、保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上、適正な就学指導の実施、保育・教育における合理的配慮の提供

事業所等との連携と適正なサービス提供、放課後等支援の充実、特別支援学校との連携による社会生活への移行支援、居宅訪問型児童発達支援の実施の検討、重症心身障がい児、医療的ケア児等支援体制の充実

障がい者雇用の啓発、障がい者の就労の場の確保、障がい者の就労定着支援、市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施、就労選択支援に関わる連携の推進

障がいの特性に応じた就労支援、優先調達推進法に基づく市の積極的な調達、就労施設製品の販路拡大、新分野との連携支援

生涯学習講座の充実、総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進、読書バリアフリーの推進、スポーツ・レクリエーションの充実、障がい者団体主催イベントの支援、観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載

市における相談支援体制の充実、基幹相談支援センターの機能強化、制度等に関する積極的な情報提供、地域総合支援協議会の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議、専門的人材の育成・確保

特定相談支援事業による計画相談の実施、居宅サービスの確保、日中活動の場の確保、居住の場の確保に対する支援、コミュニケーション支援の充実、レスパイトケアの充実、医療型短期入所の確保、自立生活援助の実施の取組、介護保険の共生型サービスとの連携、第三者評価事業の実施促進、サービス提供事業所の人材確保支援

安全な妊娠出産に対する教育・保健指導、専門的医療機関情報の把握と提供、福祉医療費助成の実施、自立支援医療の周知と利用促進、機能訓練事業の周知と利用促進、精神疾患への理解促進と健康相談の実施、難病患者への支援とその周知

地域生活支援拠点の機能拡充、成年後見制度の利用促進、成年後見に関わる関係機関との連携、日常生活自立支援事業の利用促進、権利擁護相談の実施、障がい者虐待対策の推進

ユニバーサルデザインによる公共施設整備、公共施設のバリアフリー情報の提供、安全な道路整備の実施、住宅のバリアフリー化促進

見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進、音声読み上げ等に対応したホームページの充実、公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充、申請手続き時の意思疎通支援、手話奉仕員の養成

移動にかかる割引制度の周知、移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証、移動手段の確保にかかる検討

地域の見守り活動の強化、消費生活相談・法律相談の実施、避難行動要支援者名簿の登録推進と活用、防災訓練の充実、福祉避難所の確保、災害時支援体制の強化

第4章

基本目標に基づく施策の展開



第4章 基本目標に基づく施策の展開

第5次計画の施策展開においては、下記の国の第5次障害者基本計画の理念や施策の方向性などを踏まえ、5つの基本目標のもと、18の施策を位置付け、具体的な取組として計画事業を着実に進めていくことで、基本理念の実現を図ります。

◆ 国の第5次障害者基本計画の理念・方向性 ◆

■ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消の推進

■ 安全・安心な生活環境の整備

- 地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現

■ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の充実

■ 防災・防犯等の推進

- 災害に強い地域づくりの推進
- 防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組の推進

■ 行政等における配慮の充実

- 司法手続きや選挙における合理的配慮の提供

■ 保健・医療の推進

- 精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

■ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の構築

■ 教育の振興

- 共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備

■ 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援の推進

■ 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障がいの芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

■ 国際社会での協力・連携の推進

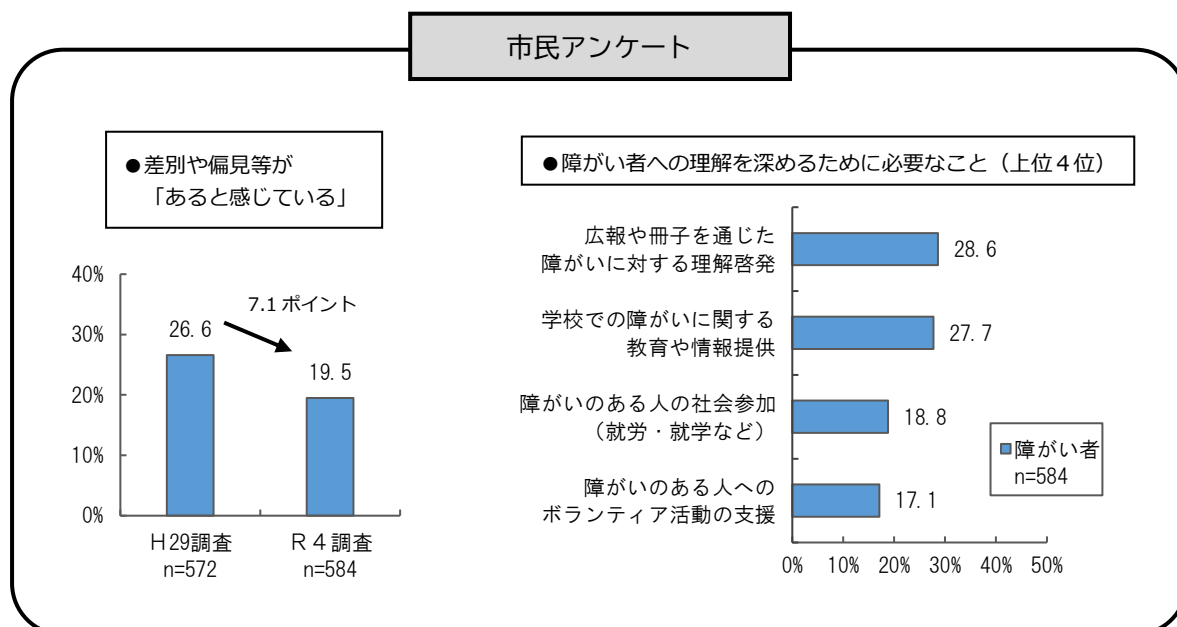
- 文化芸術・スポーツを含む障がい者の国際交流の推進

基本目標 1 相互理解と支え合う意識の醸成【共生意識】

基本施策（１）広報・啓発の推進

《現状と課題》

- ▶ 障がいのある人と障がいのない人が、お互いに、障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら共に暮らしていく社会の実現のためには、周囲の人々が障がいのことを正しく理解し、人格と個性を尊重することが大切です。
- ▶ 令和４年度に実施した「障がい福祉に係るアンケート」（以下、「市民アンケート」という。）結果によると、障がい者調査では差別や偏見等が「あると感じている」割合は平成29年度の調査より低くなっているものの、約２割の人が差別や偏見等を感じながら生活しています。また、障がい者への市民理解を深めるために必要なこととしては「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」を１位にあげています。
- ▶ 本市では、広報紙・ホームページや行事を活用し、障がい者理解に向けた広報・啓発活動を定期的・継続的に取り組んでいますが、今後は、情報が多くの人の目に留まる効果的な啓発を目指し、ホームページやＳＮＳ、マスコミなど様々な媒体での周知に努める必要があります。



《具体的取組》

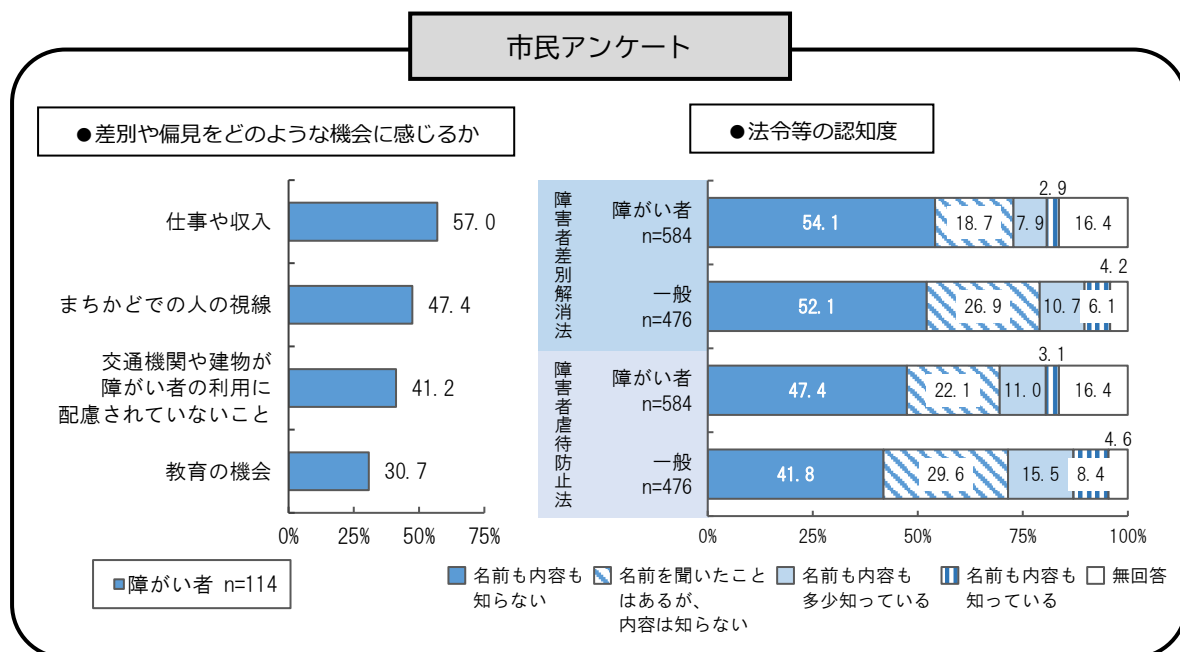
- 市や社会福祉協議会の広報紙・ホームページや行事を活用し、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発を行います。
- 必要な支援等を視覚的に表す「障がい者マーク」について、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。

No.	取組	内容
1	広報紙・ホームページを活用した啓発	広報みずなみ、社協だより、ホームページに障がいに関する啓発記事を掲載し、障がいに関する理解が広く浸透するよう努めます。
2	障害者週間等における啓発	障害者週間（毎年12月）等にあわせ、障がいや障がい者に対する理解を深めるための行事や啓発活動を行います。
3	地域福祉行事を通じての啓発	福祉まつり、福祉映画会・講演会、福祉講座等の行事を開催し、地域住民の福祉に対する関心を高めます。
4	障がい者マークの普及促進	ヘルプマークや耳マーク等の「障がい者マーク」について県や関係団体と連携し、正しい認識が広まるよう普及促進に努めます。
5	職場の障がい者への理解促進【新規】	障がい者雇用を実施している企業に対して、障がい者受け入れや困りごとに関する相談や職場の障がい者理解促進の働きかけを行い、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。

基本施策（２）差別解消と権利擁護の推進

《現状と課題》

- ▶ 障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加に向け、未然防止や解消を図っていくことが極めて重要です。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では差別や偏見を感じることで、４割以上が「仕事や収入」や「まちかどでの人の視線」、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」をあげています。また、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」など法律の認知度は障がい者調査・一般調査ともに低い状況です。
- ▶ 障がいのある人に対する差別や社会的障壁がなくなるように、相互理解や啓発活動を今後も継続して取り組んでいく必要があります。また、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、虐待防止対策や成年後見制度利用支援に向けた取組を一層推進していく必要があります。



《具体的取組》

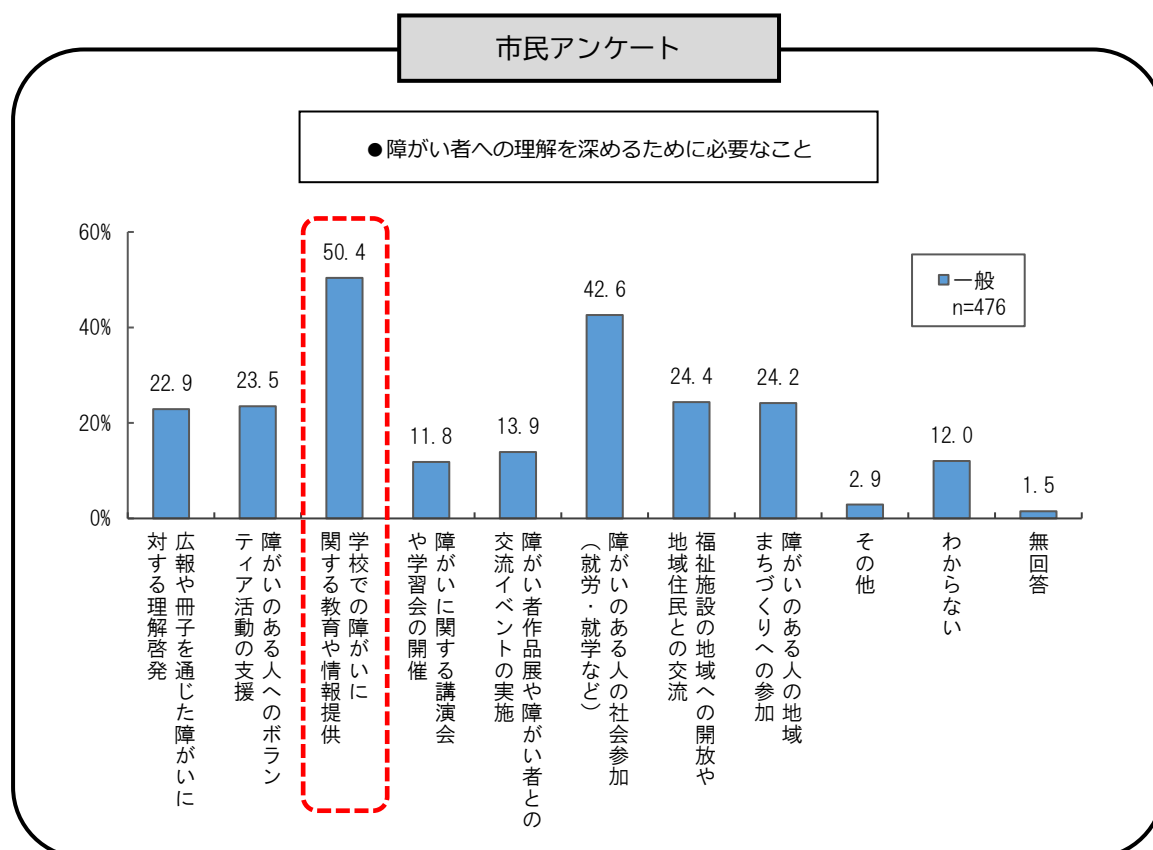
○障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止に向け、関連法の周知に努めます。

No.	取組	内容
1	障害者差別解消法の周知促進	地域社会の多くの場面において環境整備や合理的配慮の提供が行われるよう、市民や事業者に対する周知を行います。
2	障害者差別解消法に基づく市の責務の遂行	市職員対応マニュアルの周知や研修の実施により職員の資質向上を図るとともに、市が行う事業や会議等において、障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、職場環境を見直し、必要な環境の整備に努めます。
3	障害者虐待防止法の周知促進	積極的な啓発活動を行い、障がい者に対する虐待防止と権利擁護に努めます。
4	人権施策推進指針に基づく取組の推進	様々な機会を通じて、障がいへの理解の推進と障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を行います。

基本施策（３）福祉教育の推進

《現状と課題》

- ▶ 本市では、小中学校において定期的・継続的な福祉学習や体験活動、特別支援学校との交流、特別支援学級と通常学級の日常的な交流など、障がい理解に関する教育を実施しています。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、一般調査では障がい者への理解を深めるために必要なこととして、約５割の人が「学校での障がいに関する教育や情報提供」と回答していることから、更なる福祉学習の推進が必要となります。
また、自由意見からは「障がいにも、色々な種類があり、会う事もなかなかできないし、話す事も少ないので障がい者の方や家族の意見や気持ちを聞きたいし知りたいです。」や「交流の機会を増やして欲しい。」「福祉まつりなど、以前のようにイベントがあれば知る機会が増えるのと思っています。」などの意見が多く寄せられていることから、地域における交流活動は進んでいない現状がうかがえます。
- ▶ コロナ禍もあり、進んでいない地域の交流を活発化させるため、先進事例などの情報収集を行うなど、効果的な交流機会の創出が必要となります。



《具体的取組》

- 将来の共生社会を担う子どもたちが、障がいの存在を正しく認識し、障がい者への理解を育むことができるよう、小中学校における福祉学習や交流活動の充実を図ります。
- 地域において、障がいのある人となない人が同じ時間を共有し、交流する機会を増やします。

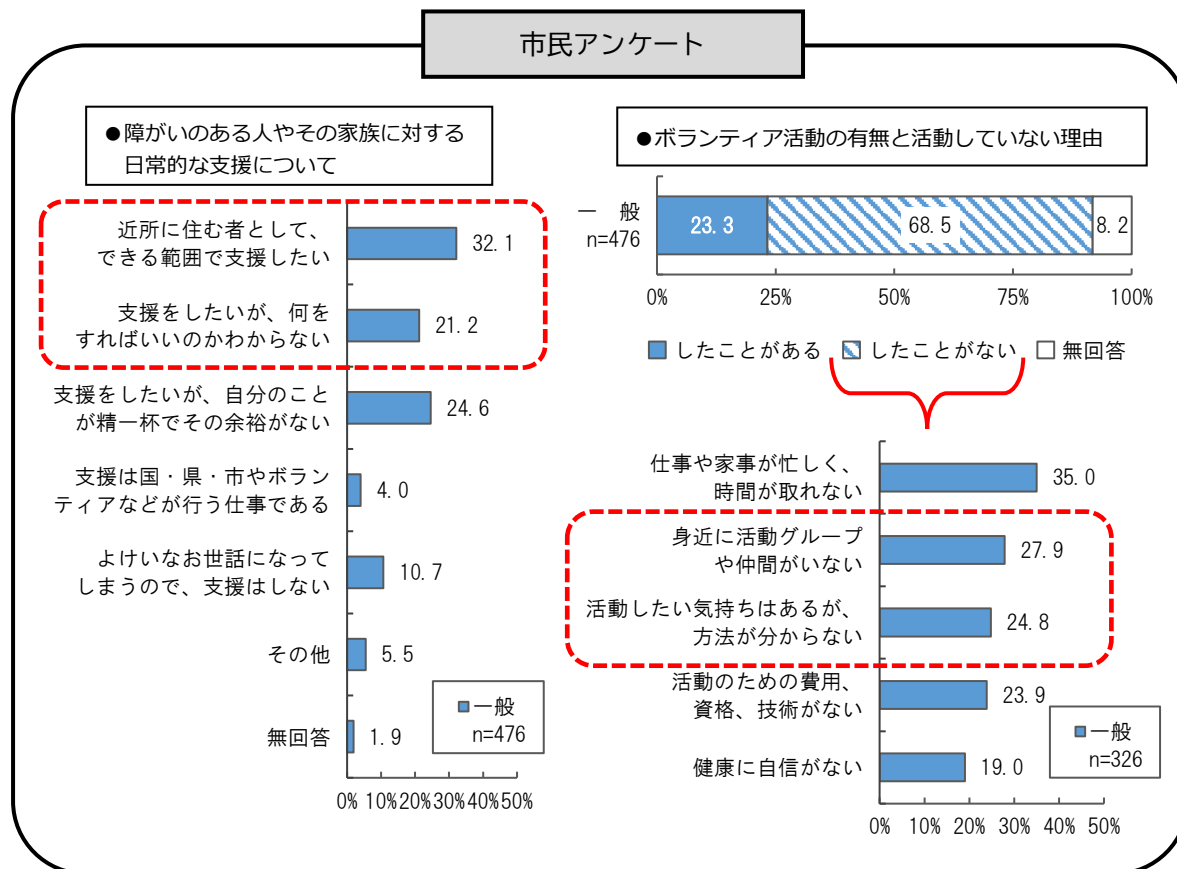
No.	取組	内容
1	小中学校における福祉教育の促進	中学校においてコミュニティ・スクールを活用して福祉学習などを実施し、障がいに対する気づきの機会を増やし、理解につなげます。
2	小中学校における交流・共同学習の推進	小中学校と特別支援学校との居住地校交流、校内での通常学級と特別支援学級との交流により、相互理解の促進を図ります。
3	地域における交流活動の推進	障がい者が地域住民・高齢者・子どもと交流する場の確保に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。



基本施策（４）地域福祉活動、ボランティア活動の推進

《現状と課題》

- ▶ 本市では、関係機関等と連携し、身近な地域において障がい者等を見守り支え合う体制づくりに取り組んでいます。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、一般調査では近所に住む障がいのある人やその家族に対して「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」と３割強の人が回答しており、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」と回答した約２割の潜在的な支援者を合わせた５割以上の人が、地域の支援者となり得ると考えられます。また、ボランティア活動を「したことがある」は２割程度にとどまっていますが、活動していない理由として「身近に活動グループや仲間がいない」、「活動したい気持ちはあるが、方法が分からない」をあげる人も多いことから、多くの人が地域福祉活動・ボランティア活動への一歩を踏み出せるよう、参加のきっかけとなる効果的な周知啓発が必要となります。
- ▶ ボランティア活動は、支援を必要とする人とボランティア活動をしたい人のマッチングが重要であるため、地域課題・個々のニーズなどの把握をする必要があります。



《具体的取組》

- 地域福祉活動を行う関係者と連携しながら、身近な地域において障がい者等を見守り支え合う体制づくりを推進します。
- 地域の課題や個々のニーズに対応したボランティア活動を推進するとともに、ボランティア活動への興味関心が行動につながるよう効果的な啓発に努めます。

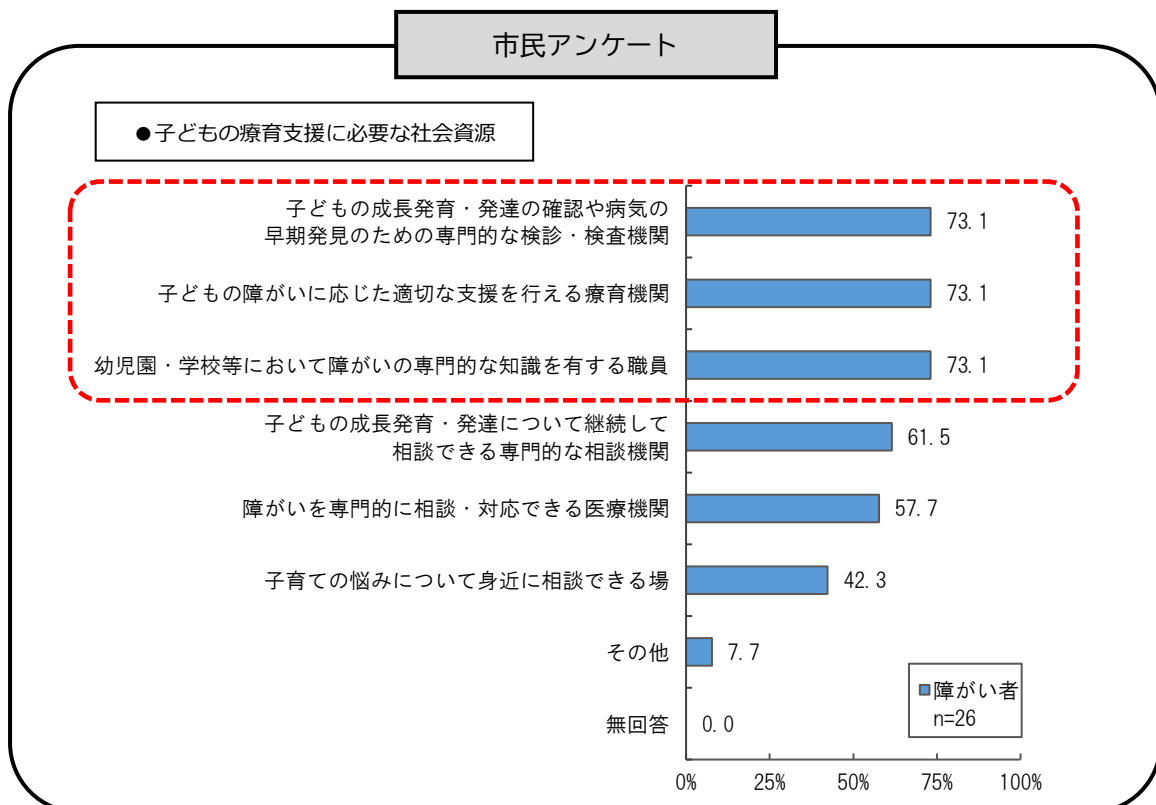
No.	取組	内容
1	住民主体による地域活動の支援	身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、まちづくり推進組織、ボランティア団体等の活動を支援し、地域での見守りと支え合いの体制づくりを推進します。
2	ボランティアセンター機能の充実	地域の課題や個々のニーズの把握に努め、支援を必要とする人とボランティア活動をしたい人とのマッチングを図ります。
3	ボランティア活動への参加啓発	効果的な啓発を行い、ボランティア活動への市民の関心を高め、参加促進を図ります。
4	ボランティアの育成	ボランティア養成講座を開催し、ボランティアを担う人材の養成、確保に取り組みます。

基本目標 2 療育・保育・教育の連携・充実【療育支援】

基本施策（1）早期療育と療育支援体制の充実

《現状と課題》

- ▶ 本市では、保健センターの健診事業や、幼稚園等の生活の中での相談から、発達支援センターの療育相談につながる体制を整備し、早期療育支援を進めています。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では子どもの療育支援に必要な社会資源として7割以上が「子どもの成長発育・発達の確認や病気の早期発見のための専門的な検診・検査機関」、「子どもの障がいに応じた適切な支援を行える療育機関」、「幼稚園・学校等において障がいの専門的な知識を有する職員」をあげており、高い専門性と障がいの特性に応じた支援が求められています。
- ▶ 支援方法の相談や指導を必要とする園児・児童が増加傾向にあるため、必要な園児・児童が適切に検査等を受けられるよう、引き続き関係機関との連携を図りながら実施していく必要があります。
- ▶ 子どもの成長段階に応じて支援の中心となる機関が移るため、個人情報の取扱いに留意しながら、関係機関との適切な引き継ぎを行うことにより情報を共有し、切れ目のない効果的な療育を行う必要があります。



《具体的取組》

- 療育コーディネーターが核となり、関係機関との「顔の見える関係づくり」を強化し、早期療育の実現と切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

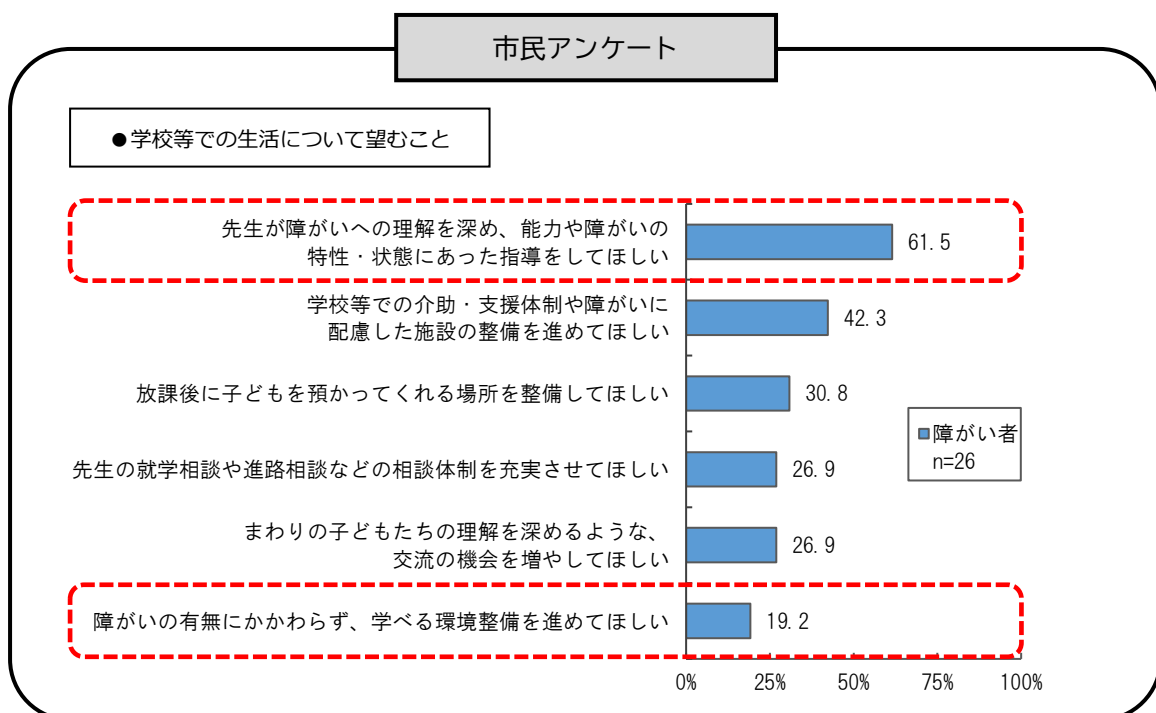
No.	取組	内容
1	保健・保育・教育・福祉の連携強化	療育コーディネーターを核とした療育支援体制の強化を図り、成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援の提供を目指します。
2	相談窓口体制の充実による早期発見・早期療育の実現	保健センター、幼稚園、学校等のどの場所で相談をしても療育コーディネーターや子ども発達支援センター等の療育専門機関につながるよう、相談窓口体制を充実し、早期発見・早期療育を図ります。



基本施策（２）インクルーシブ教育の推進

《現状と課題》

- ▶ 本市では、インクルーシブ教育の実現に向け、各園・小中学校に配置した特別支援コーディネーターを中心に、本人・保護者支援の充実、療育機関との連携による支援体制の強化や加配保育士・学業支援員の適正配置に努めています。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では学校等での生活について望むこととして、「先生が障がいへの理解を深め、能力や障がいの特性・状態にあった指導をしてほしい」が最も多くなっています。加えて、「障がいの有無にかかわらず、学べる環境整備を進めてほしい」と約２割が求めています。
また、サービス事業者からは「療育中心・特別支援中心の教育に偏らず、いわゆる普通保育や普通学級で過ごすことにより、双方が『障がいのある生活』『健常者との関わり方』を経験できる。」との意見が寄せられています。
- ▶ 近年、支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、加配保育士・学業支援員の配置要望は年々増加していますが、人材不足から保育士や支援員の確保が困難な状況があるため、人材育成に努める必要があります。
- ▶ インクルーシブ教育を実践する上では、保育士や教師の障がいに対する専門的知識や障がいの特性に応じた個別指導、合理的配慮の提供が必要となり、障がいのある子どもへの指導だけでなく、障がいのない子どもへの適切な指導も大変重要となることから、職員の資質向上、障がいの特性に応じた支援・指導が受けられる教育環境の充実が求められます。



《具体的取組》

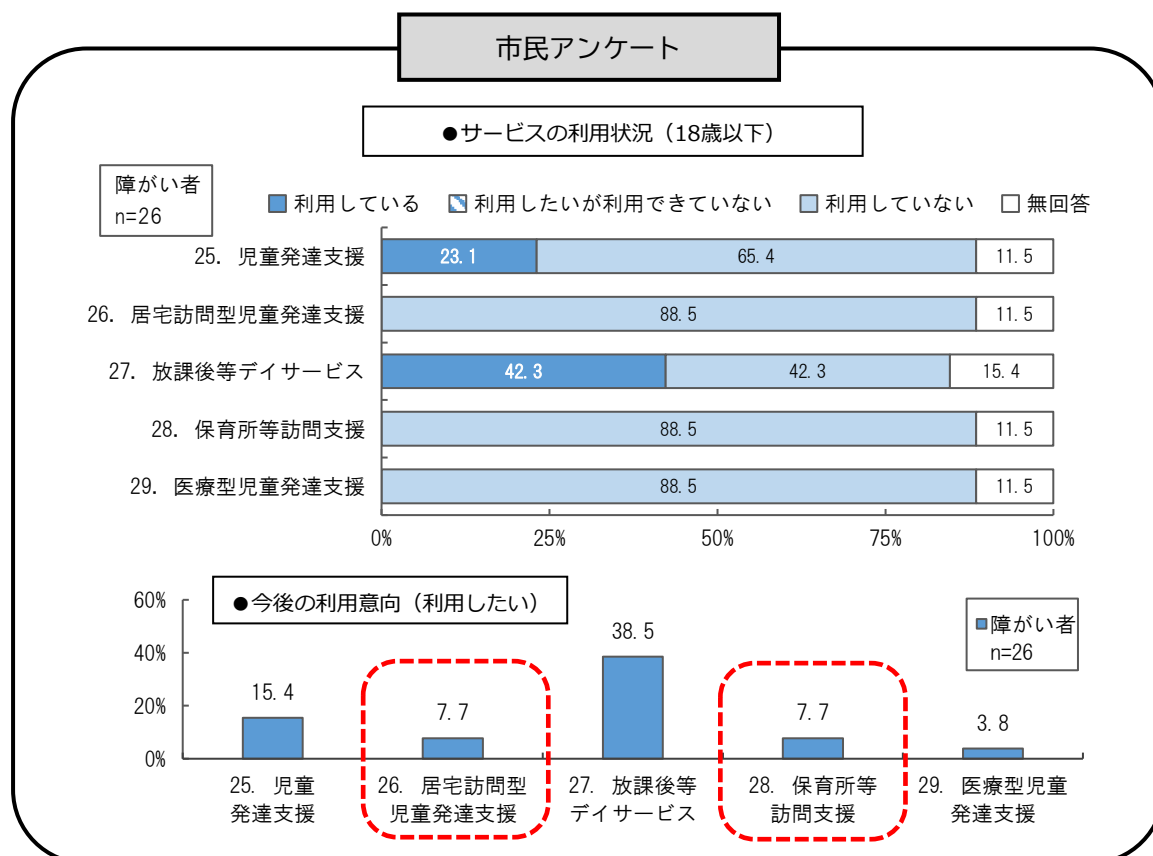
- 障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けることができる仕組みの構築を進めます。
- 特別支援コーディネーターを中心に、一人ひとりの支援内容について検討し、相談体制及び関係機関との連携の一層の強化に取り組みます。
- 定期的な研修等により、保育・教育に携わる職員の資質向上を図ります。
- 保育・教育現場における合理的配慮の提供に努めます。

No.	取組	内容
1	加配保育士・学業支援員の適正配置	発達に課題がある園児・児童・生徒へ加配保育士・学業支援員を適正に配置し、ともに遊び、学ぶ環境を整えます。
2	特別支援コーディネーター機能の充実	各園・小中学校に配置した特別支援コーディネーターを中心に、本人・保護者支援の充実、療育機関との連携による支援体制の強化を進めます。
3	保育士・幼稚園教諭・教職員の資質向上	障がいの特性に配慮した個別支援の実現に向け、定期的な研修や事例検討会等により、職員の資質向上を図ります。
4	適正な就学指導の実施	教育支援委員会において一人ひとりのニーズに合った最もよい教育環境を提案し、スムーズな就学、進学ができるよう支援します。
5	保育・教育における合理的配慮の提供	本人・保護者と合意形成を図り、障がいの特性に配慮した保育・教育環境を提供するよう努めます。

基本施策（３）障がい児サービスの充実

《現状と課題》

- ▶ 本市では、サービス提供事業所等との情報交換、利用者の状況やニーズの把握を行い、障がい児サービスの充実と適切なサービス提供に努めています。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では現在18歳以下の方が利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」が約４割、「児童発達支援」が約２割となり、「居宅訪問型発達支援」や「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」の利用はありませんでした。一方、今後の利用希望をみると、現在利用がない「居宅訪問型発達支援」「保育所等訪問支援」でも１割程度のニーズがあります。
- ▶ 重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している『重症心身障がい児』や、医療的ケアを日常的に必要とする『医療的ケア児』は、看護師等の専門的職員が配置されていない場合、幼稚園や小中学校、障害福祉サービス事業所において、受け入れが難しい現状がありますが、『医療的ケア児』については、公立幼稚園１園にて受け入れが開始されるなど少しずつ、環境の整備が図られています。
- ▶ 身近な地域での療育を希望することが多いことから、放課後等デイサービスによる療育の場の確保や放課後児童クラブでの障がい児の受け入れの促進、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援提供体制の構築を進めていく必要があります。



《具体的取組》

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービス提供事業所との情報交換の機会を設け、適切なサービスの質・量の確保に努めます。
- 重症心身障がい児・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、課題を整理するとともに、東濃圏域を視野に入れた地域資源の開発に向け、関係機関との情報共有と協議を進めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、制度の周知と潜在ニーズの掘り起しに留意するとともに、各事業所との連携を密にし、新規事業所の参入を促進します。

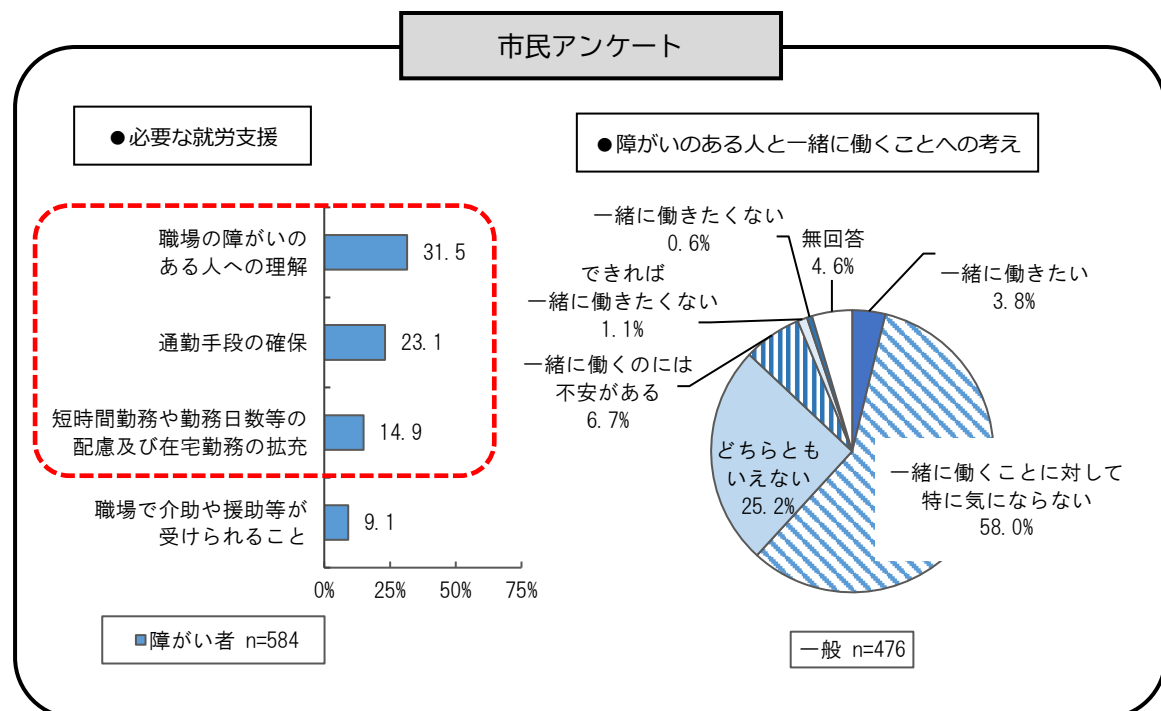
No.	取組	内容
1	事業所等との連携と適正なサービス提供	サービス提供事業所等との情報交換により、利用者の状況やニーズ、課題の把握を行い、サービスの適正な支給決定に努めます。
2	放課後等支援の充実	放課後等デイサービスによる療育の場の確保とともに、放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを促進し、放課後や長期休業期間の支援の場を充実します。
3	特別支援学校との連携による社会生活への移行支援	特別支援学校や関係機関との連携により、就職や障害福祉サービスの利用について学習会を行い、卒業後の自立した社会生活への移行を支援します。
4	居宅訪問型児童発達支援の実施の検討	障がい児の居宅での児童発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援の実施に向けての体制づくりを行います。
5	重症心身障がい児、医療的ケア児等支援体制の充実【新規】	重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援拡充のため関係機関との連携の強化に努めます。

基本目標 3 就労や生きがいづくりの充実【就労支援・余暇活動】

基本施策（１）障がい者雇用の啓発と就労支援の充実

《現状と課題》

- ▶ 障がい者の就労は、収入面だけでなく、社会参加の視点からも非常に重要な課題となるため、本市では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある人が身近な地域で生きがいをもって働けるよう、障がい者雇用の環境整備に努めています。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では必要な就労支援として「職場の障がいのある人への理解」が最も多くなっています。その他「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮及び在宅勤務の拡充」も上位となっています。また、関係団体アンケート結果においても、同様の項目が上位であることから、企業側の理解とともに障がい特性に応じた柔軟な働き方への支援が求められています。
- ▶ 一般調査では、障がいのある人と一緒に働くことについて、約６割が「一緒に働きたい」や「特に気にならない」などの肯定的な回答となっています。加えて、事業所調査では、「障がいを持った人の就労は、現状まだまだ少ないが、理解を持って雇用を考える企業もある」との回答がありました。
- ▶ 障がい者が生きがいをもって働き、社会的・経済的自立を果たし、豊かな地域生活を営むためには、企業や地域住民の障がい者雇用に対する理解や、就労訓練から職場定着に至るまでの一貫した総合的な支援が必要です。



《具体的取組》

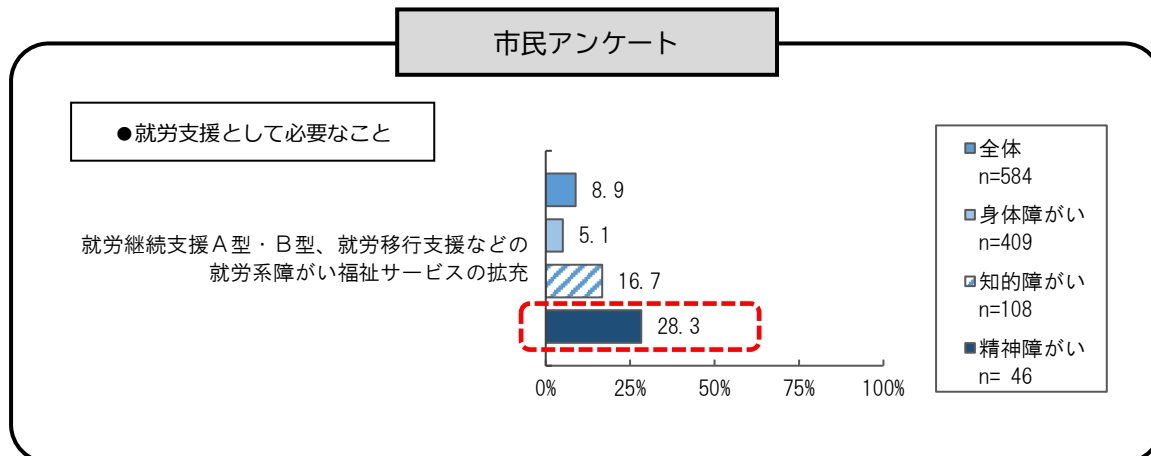
- 働く意欲と能力のある障がい者が身近な地域で就労できるよう、関係機関等と連携しながら障がい者雇用の促進を図ります。
- 就労後も継続して働き続けることができるよう、障がい者本人と企業に対する職場定着の支援を行い、就労しやすい環境づくりに努めます。
- 市役所における障がい者の法定雇用率を遵守します。
- 就労選択支援のサービス提供に向けて、関係機関との連携を図ります。

No.	取組	内容
1	障がい者雇用の啓発	ハローワークや障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者雇用にかかる各種助成・支援制度の普及に努めるとともに、障がいの特性に対する理解を深めるための啓発を行い、障がい者雇用の促進を図ります。
2	障がい者の就労の場の確保	ハローワークや商工会議所等と連携し、障がいの特性と能力に応じた多くの就職先・実習先の確保に努めます。また、障がい者と企業双方の理解を深め、就職の促進を図ります。
3	障がい者の就労定着支援	障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所（平成30年4月創設事業）等の活動を支援し、ジョブコーチの活用や就業・生活面の一体的な支援により障がい者の就労定着を図ります。
4	市職員にかかる法定雇用率の遵守と計画的採用の実施	市職員にかかる障がい者の法定雇用率を遵守するとともに、計画的に障がい者の採用を行います。
5	就労選択支援に関わる連携の推進【新規】	令和7年度（予定）のサービス開始に向け、関係機関との協議を検討します。

基本施策（２）福祉的就労の確保

《現状と課題》

- ▶ 現在、市内には就労継続支援Ａ型事業所が３箇所、就労継続支援Ｂ型事業所が３箇所あります。事業所の選択にあたっては、個々の障がいの特性に見合う仕事内容かどうかを基準にすることもあり、市外の事業所を利用している方も多く見られます。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では就労支援として必要なこととして「就労継続支援Ａ型・Ｂ型、就労移行支援などの就労系障がい福祉サービスの拡充」と回答した方は、全体では８.９%にとどまるものの、精神障がいでは２８.３%と拡充を望む割合が高くなっています。
- ▶ 関係団体アンケートでは、市内にＡ型事業所が増えたことを評価する一方、更なる増設を望む声や事業所の質の向上・人材確保を望む声がありました。また、事業所調査では、障がい特性に応じた就労事業所の不足を課題としてあげています。
- ▶ 障がいのある方が多様な選択肢から自らの選択により、自分に合った仕事ができるよう環境の構築が必要となります。



《具体的取組》

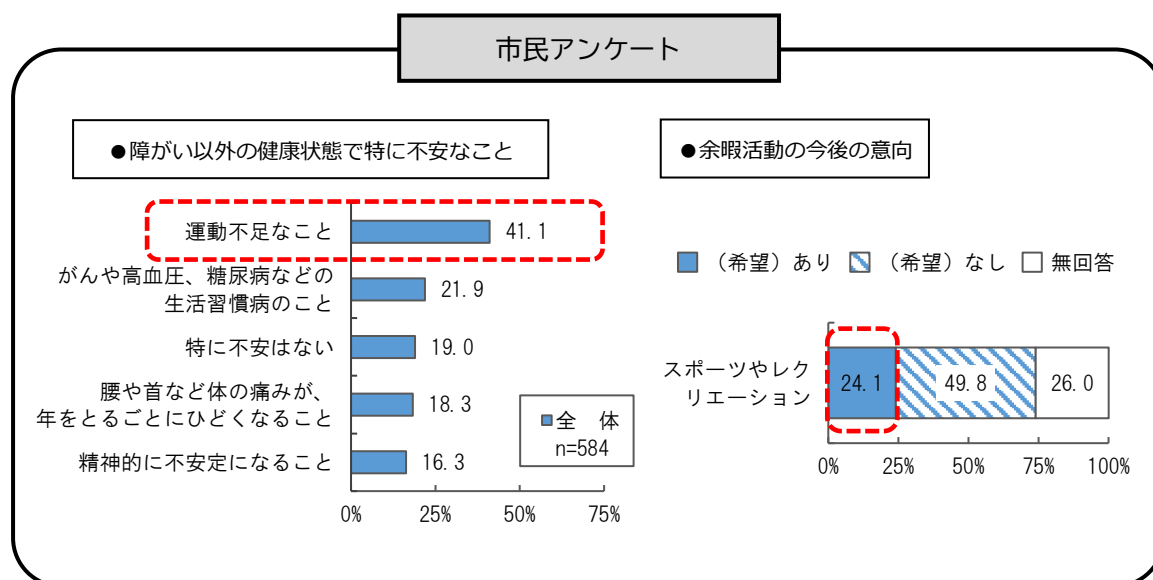
- 一般就労を目指す障がい者や一般就労が困難な障がい者に対し、障がいの特性に応じた就労支援を促進します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等を市が積極的に調達するとともに、販路拡大等に向けた取組を実施します。
- 農業と福祉の連携等、様々な分野での新たな取組を支援します。

No.	取組	内容
1	障がいの特性に応じた就労支援	就労能力向上を図るため、障害者就業・生活支援センターと就労支援事業所と連携し、福祉的就労の場において心身の状態と能力に応じた就労支援を図ります。
2	優先調達推進法に基づく市の積極的な調達	市が発注する物品購入や役務提供について、障害者就労施設等からの積極的な調達を推進し、安定した受注機会の提供を図ります。
3	就労施設製品の販路拡大	庁舎ロビー等において施設製品の展示や販売を行うことにより、販路拡大や活動の活性化、工賃向上につなげます。
4	新分野との連携支援	農業と障がい者就労の連携事業を推進し、具体的な取組につながるよう支援します。

基本施策（３）文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進

《現状と課題》

- ▶ 文化芸術・スポーツ・レクリエーションなど余暇活動の充実、豊かな生活や社会参加を促進する上で重要です。障がい者が参加しやすい環境を整備し、人々の交流促進を図ることで相互理解の醸成にもつながります。
- ▶ 本市においては、感染対策を行いながらレクリエーション、スポーツ、健康づくり教室等を開催するなど、余暇活動の充実に取り組んでいますが、児童期からのスポーツに親しむ活動へのきっかけづくりが課題となっています。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい以外の健康状態で特に不安なこととして、４割以上の方が「運動不足なこと」と回答していますが、『スポーツやレクリエーション』の余暇活動への参加希望は２割強となっています。また、本市の文化芸術・スポーツ活動の推進に関する施策の満足度も低いことから、積極的な参加に至らない背景には参加を阻む社会的障壁が存在する可能性もあります。
- ▶ 障がいの有無に関わらず、余暇活動の選択の幅が広がるよう、また、参加したいと思っている人が気軽に参加できるよう環境を整えることが求められます。



《具体的取組》

- 障がい者の余暇活動の選択肢が増えるよう、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動を推進し、障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 障がい者団体が行うイベントの開催を支援します。

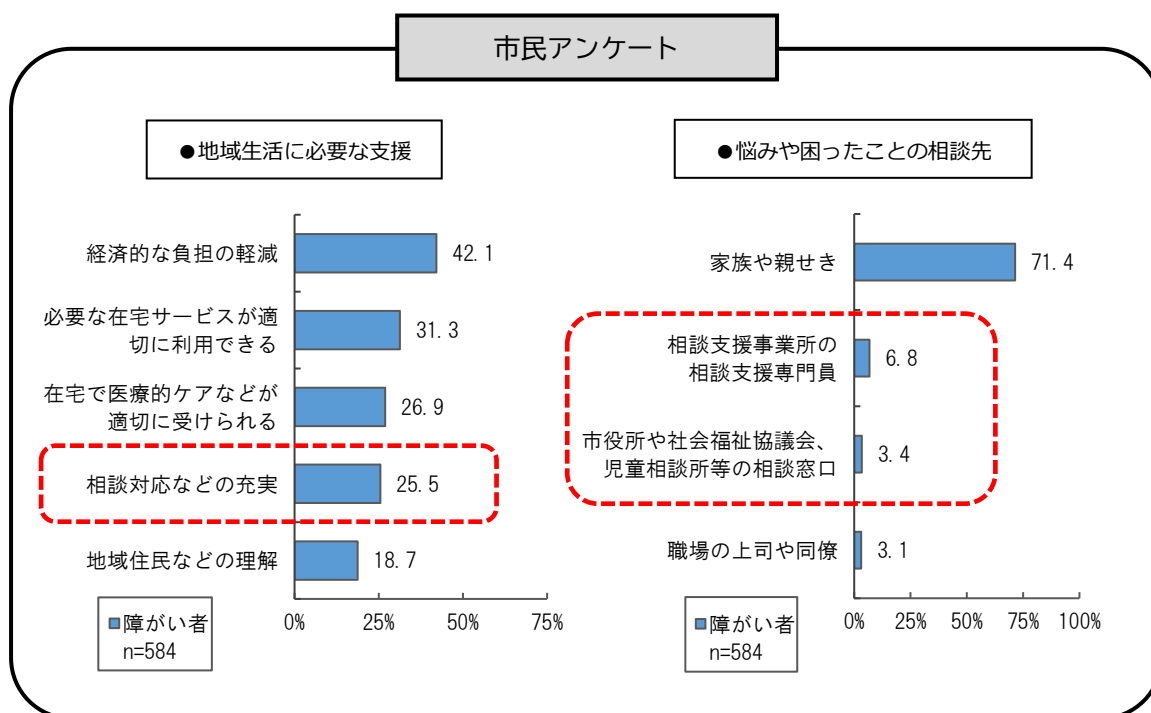
No.	取組	内容
1	生涯学習講座の充実	誰もが気軽に参加できる生涯学習講座を企画し、広く周知・発信します。参加申込時に必要な配慮の有無を確認する等、障がい者にとって参加しやすい環境づくりを進めます。
2	総合文化センター行事におけるバリアフリー対応の促進	講演会・コンサート等におけるバリアフリー対応を促進し、チラシや広報等のイベント情報に車椅子席等があることをわかりやすく表示するよう努めます。
3	読書バリアフリーの推進	市民図書館において、障がいの特性や程度に応じた様々な形態の書籍等を拡充し、読書や図書館利用が困難な方々の読書環境の充実を図ります。
4	スポーツ・レクリエーションの充実	誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及やイベントの企画に努めるとともに、障がい者が参加しやすい環境づくりを進めます。
5	障がい者団体主催イベントの支援	障がい者団体が主催するスポーツ大会や展示会等のイベントを支援します。より多くの方に参加・来場していただけるよう開催周知に協力します。
6	観光パンフレットへのバリアフリー情報掲載	観光パンフレットに障がい者用トイレやスロープの有無等のバリアフリー情報を掲載し、外出しやすい環境づくりを進めます。

基本目標 4 生活支援体制の充実【生活支援】

基本施策（１）相談支援体制の充実と人材育成

《現状と課題》

- ▶ 本市では、障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、平成31年4月に東濃基幹相談支援センターの設置、また、令和3年3月に地域生活支援拠点の整備が完了するなど、日常的に相談できる環境の充実を図ってきました。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では、地域生活に必要な支援として3割弱が「相談対応などの充実」をあげています。また、悩みや困ったことの相談先としては7割以上が「家族や親せき」としており、「相談支援事業所の相談支援専門員」や「市役所や社会福祉協議会、児童相談所等の相談窓口」は1割に満たない状況です。また、事業所調査では、相談支援事業所など相談場所の認知度が低いという声が多くあり、相談体制の整備は進んでいるものの、利用は進んでいない状況がうかがえます。
- ▶ 障がいの種類によって、相談内容が多岐にわたるため、介護、子育て、障がい者、生活困窮、健康・保健等、複数の分野で連携して切れ目のない福祉の総合相談体制を強化するとともに、気軽に利用できるよう周知が必要となります。



《具体的取組》

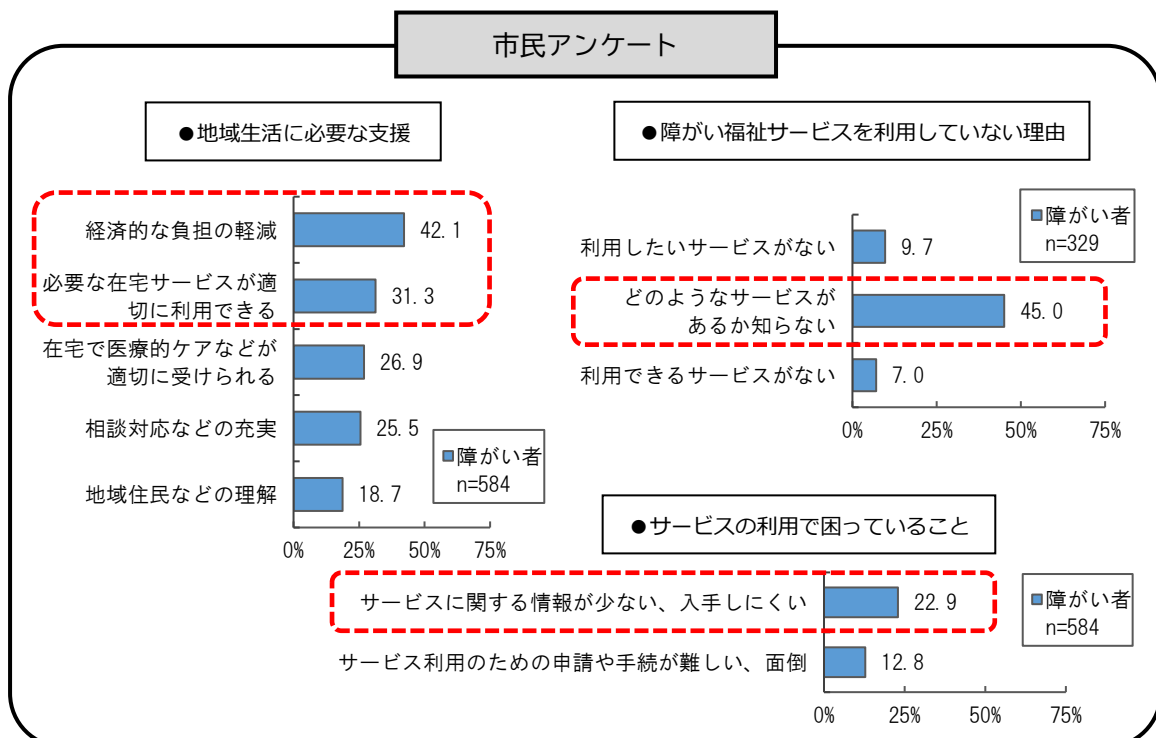
- 各ライフステージを通じて障がいの特性に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関が相互に連携し、安心して相談できる相談支援体制を構築するとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
- 適切な時期に制度やサービスの情報を得られるよう、障がい者やその家族に対する情報提供の充実に努めます。
- 地域総合支援協議会の機能を強化し、地域課題の把握と課題解決への協議を重ねることにより、制度やサービスの拡充につなげます。
- 障がい者の日常生活・社会生活で直面する困難に着目し、障がい者の尊厳と自己決定を尊重しながら、かつ、障がい者の自立と社会参加の視点から適切な支援を行うことができる専門的人材の育成を図ります。

No.	取組	内容
1	市における相談支援体制の充実	日常生活や福祉サービス利用等に関する身近な相談に対し、乳幼児期・学齢期・就労期・高齢期のライフステージに応じて多くの部署・外部機関と連携をとりながら、適切な支援につなげる体制を拡充します。
2	基幹相談支援センターの機能強化	相談支援の中核的役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援を行う「基幹相談支援センター」と連携し、支援体制づくりのために協議を進めていきます。
3	制度等に関する積極的な情報提供	必要なときに必要な情報が得られるよう、制度やサービスの情報について市から積極的に発信するよう取り組みます。
4	地域総合支援協議会の充実	地域総合支援協議会の機能を強化し、関係機関で構成する全体会・専門部会の設置により「地域における課題を共有し、解決に向けた協議と施策への提言を行う場」としての役割を果たします。
5	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の協議	保健所や関係機関と連携し、精神疾患による長期入院患者が退院後に地域で自立して安心した生活を送れるよう支援体制について協議します。
6	専門的人材の育成・確保	基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して指導や助言、情報提供を行い、適切な支援を提供できる人材を育成します。

基本施策（２）障害福祉サービスの充実

《現状と課題》

- ▶ 障がい福祉ニーズが複雑化・多様化する中、一人ひとりの障がいの特性とライフステージに応じたサービスの充実が重要です。施策の推進にあたっては、障がい者の尊厳と自己決定の尊重に加え、自立と社会参加の視点から一人ひとりが生きがいを持って自分らしく生活できるよう支援する必要があります。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では地域生活に必要な支援として第１位に「経済的な負担の軽減」（４割強）、第２位に「必要な在宅サービスが適切に利用できる」（３割強）があげられています。
また、全体の６割弱は障がい福祉サービスを利用しておらず、利用していない理由として、「どのようなサービスがあるか知らない」が４割以上を占めています。
合わせて、サービス利用で困っていることは、第１位に「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」（２割強）があげられていることから、サービスの周知の必要性がうかがえます。
- ▶ 一人ひとりの障がいの特性や状況に応じたサービスを受けられるようにするためには、障がい者本人と家族の状況、ニーズ等を的確に把握した利用計画を作成するとともに、その定期的な見直しを行う体制が必要です。障がい者の相談に応じ、助言や連絡調整等を行いながらサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の重要性を周知し、適切なサービスの提供につなげる必要があります。



《具体的取組》

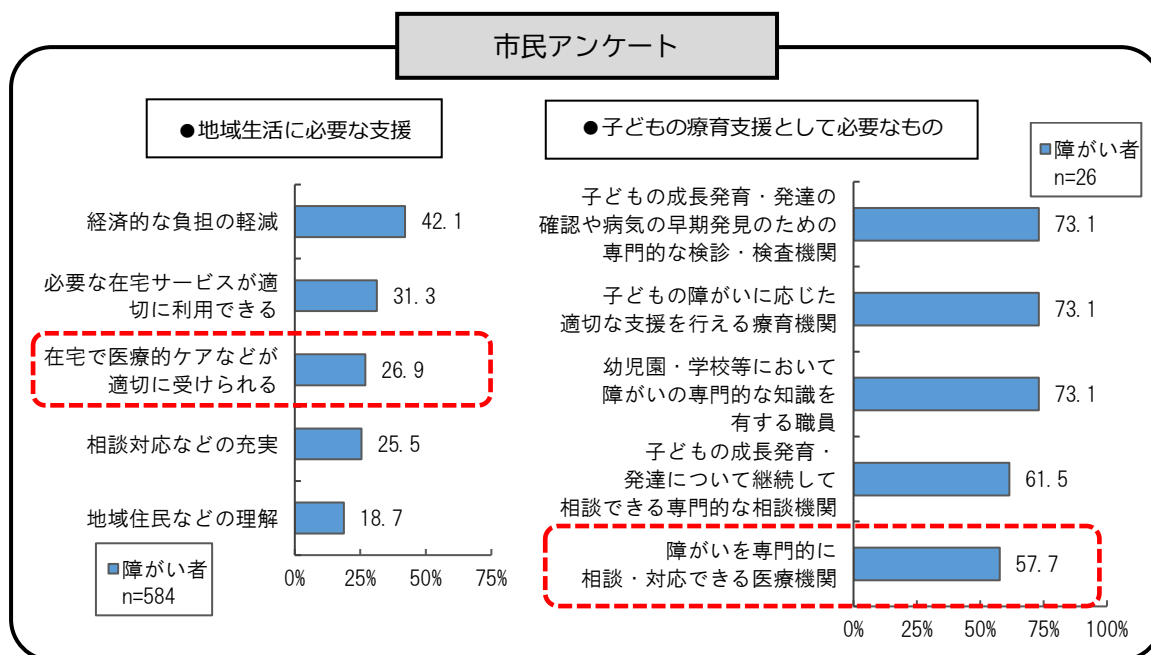
- 障がい者が地域の中で安心して自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活を支援するサービスを提供します。
- 相談支援事業所において、障がい者や家族の状況等を的確に把握して利用計画を作成することにより、多様化、個別化する支援ニーズに的確に対応していきます。
- 障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、レスパイトケアの充実を進めます。
- 新サービスについては、関係団体と連携を取りながら、実施に向け取り組みます。
- 障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用推進により、福祉サービスの質の向上を図ります。

No.	取組	内容
1	特定相談支援事業による計画相談の実施	障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成・モニタリングの実施により、必要なサービスを適量利用できる体制を整備します。
2	居宅サービスの確保	障がい者の在宅生活を支援するため、居宅介護サービスを事業所と連携し、ニーズに合わせた支援を行います。
3	日中活動の場の確保	生活介護、自立訓練、就労支援事業や障がい者デイサービスセンターの運営により、障がい者の日中活動、生活支援のサービスを確保します。
4	居住の場の確保に対する支援	障がい者の居住の場を確保するため、民間事業者が行うグループホームの整備を支援するとともに、多様な居住の場を選択できるよう取り組みます。
5	コミュニケーション支援の充実	聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の利用を促進します。
6	レスパイトケアの充実	障がい者の家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所、日中一時支援事業の事業所確保と利用促進に努めます。
7	医療型短期入所の確保	県や近隣自治体と連携し、医療行為が必要な重度心身障がい者が利用しやすい短期入所の確保に取り組みます。
8	自立生活援助の実施の取組	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う「自立生活援助」のサービスの実施を事業者に働きかけます。
9	介護保険の共生型サービスとの連携	障がい者と高齢者の「共生型サービス」の活用に向け、介護保険事業所の福祉人材と社会資源を活用した障害福祉サービスの拡充に向けた取組を進めます。
10	第三者評価事業の実施促進	県との連携により、障害福祉サービス事業所の第三者評価事業の利用を促進し、事業所のサービスの質の向上を図ります。
11	サービス提供事業所の人材確保支援【新規】	サービスの提供事業所の人材の確保・定着を目的に人材確保等支援助成金の交付等、魅力ある雇用創出の支援を行います。

基本施策（３）保健・医療サービスの充実

《現状と課題》

- ▶ 障がいのある人が安心な地域生活を送るためには、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では地域生活に必要な支援として３割弱が「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」をあげています。
また、子どもの療育支援への対応として「障がいを専門的に相談・対応できる医療機関」を求める回答が約６割という結果が出ており、身近な地域における専門的な医療機関の拡充が求められています。
- ▶ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療は重要であり、妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実を図る必要があります。
また、心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、心の健康づくり対策を推進し、精神疾患の予防と早期発見を図り、適切な支援につなげることが重要です。



《具体的取組》

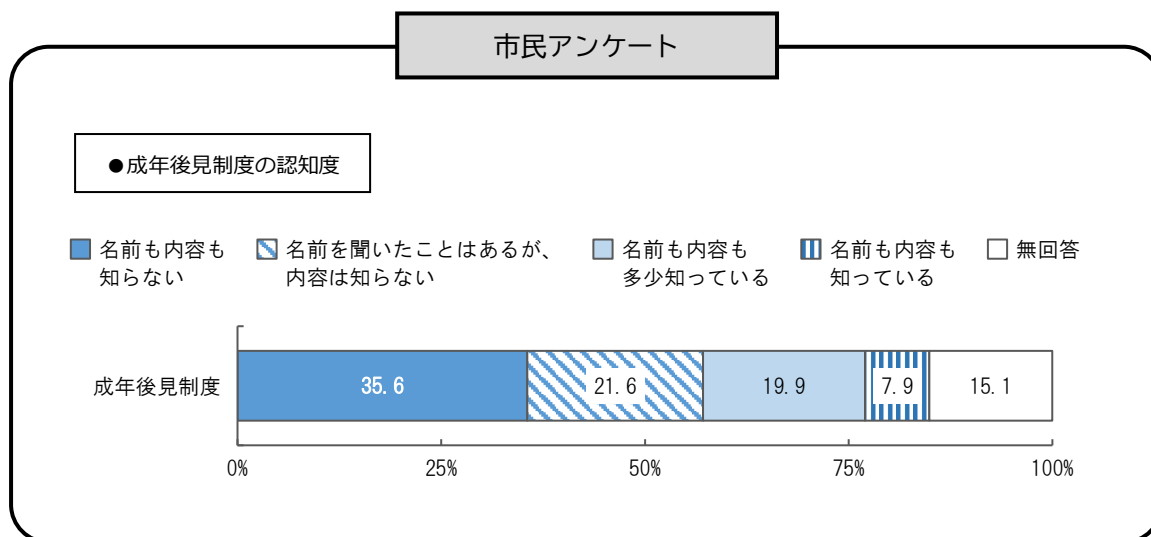
- 障がいの原因となる疾病の予防や、安全な妊娠・出産のために、教育や保健指導を実施します。
- 障がい者が安心して地域で必要な医療を受けられるよう、情報収集・情報提供に努めます。
- 各種手当や医療費助成制度を着実に実施し、障がい者の経済的負担軽減を図ります。

No.	取組	内容
1	安全な妊娠出産に対する教育・保健指導	障がいの原因となる疾病やハイリスク妊娠を予防するため、学校における性教育の授業や、母子手帳交付時、各種健診時の保健指導を継続的に実施します。
2	専門的医療機関情報の把握と提供	県や近隣自治体と連携し、障がい者がより身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療体制の情報収集・情報提供に努めます。
3	福祉医療費助成の実施	障がい者が必要な医療を安心して受けることができるよう、保険診療分の自己負担額を助成する福祉医療費助成を実施します。
4	自立支援医療の周知と利用促進	医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（更生・育成・精神通院）の周知を図り、利用を促進します。
5	機能訓練事業の周知と利用促進	理学療法・作業療法・音楽療法による機能訓練事業の周知を図り、利用を促進します。
6	精神疾患への理解促進と健康相談の実施	保健所や関係機関と連携し、こころの健康相談の実施や講演会開催等を通じて、精神疾患への理解促進と相談体制の充実を図ります。
7	難病患者への支援とその周知	保健所や関係機関と連携し、難病医療相談や生活支援制度を周知し、サービス利用につなげます。

基本施策（４）親なき後の支援体制の構築

《現状と課題》

- ▶ 障がい者の生活支援は、障がい者本人の自己決定を尊重しながら行う必要がありますが、判断能力が十分でない障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度を活用し、障がい者本人の権利を守る支援者とともに適切な支援をすることが必要です。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では成年後見制度を“知らない”と回答した人が“知っている”と回答した人を上回っており、制度の周知啓発が必要な状況です。
また、事業所調査では、障がいのある方の親の高齢化問題への介入の難しさを課題としている声があり、それに伴う成年後見制度利用のハードルが高いとの意見がありました。
- ▶ 親なき後も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築のため、地域生活支援拠点の機能強化が求められます。



《具体的取組》

- 地域生活支援拠点においては、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、相談（地域移行、親元からの自立）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能強化を図っていきます。
- 判断能力が十分でない障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。
- 障がい者の権利擁護にかかる相談や啓発を実施します。

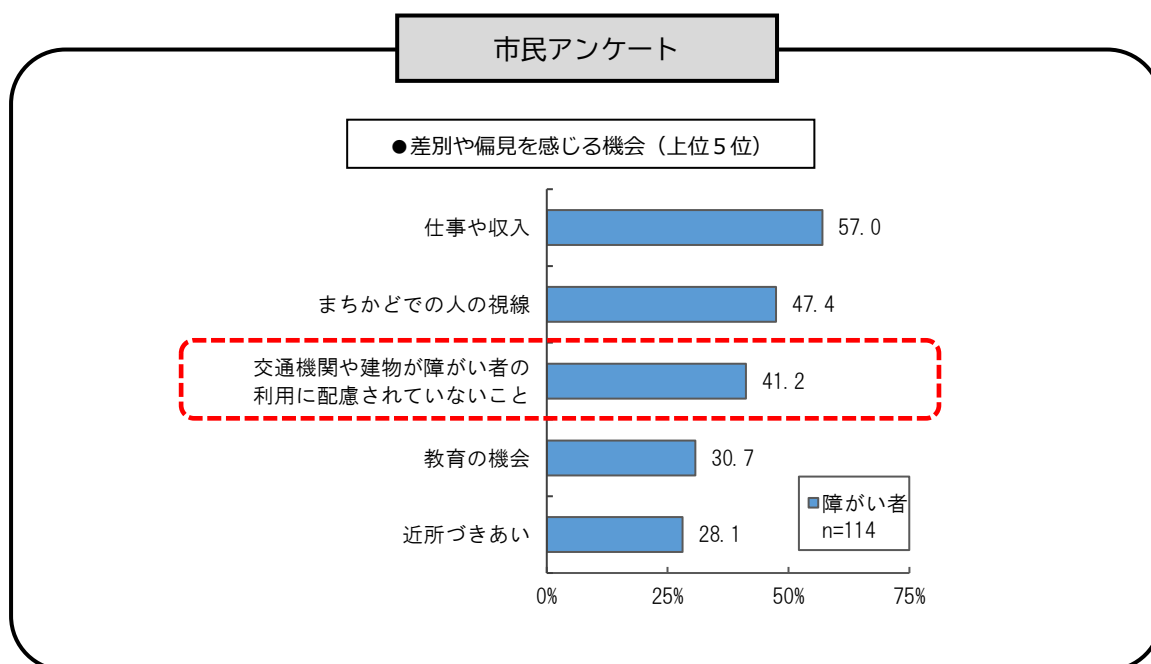
No.	取組	内容
1	地域生活支援拠点の機能拡充【新規】	令和4年3月に地域生活支援拠点の面的整備が完了したため、今後は機能の拡充に努めます。
2	成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な障がい者に対して成年後見制度の啓発を図るとともに、本人、親族による申立の困難なケースについて、積極的に市長による申立を行います。
3	成年後見に関わる関係機関との連携【新規】	権利擁護の必要性の高まりを背景として、地域連携ネットワークの中核機関の設置等、制度を必要とする人が必要に応じて利用できるよう、関係機関と連携して取組を進めます。
4	日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が不十分な障がい者に対し、日常生活自立支援事業の利用を促進します。
5	権利擁護相談の実施	障がい者の権利擁護のための相談を実施し、権利擁護のための制度利用を支援します。
6	障がい者虐待対策の推進	障がい者虐待の防止について、県と連携し周知を図るとともに、関係機関の連携による虐待を受けた障がい者の保護体制を整備します。

基本目標 5 安全・安心のまちづくり【環境整備】

基本施策（１）生活環境の整備

《現状と課題》

- ▶ 障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくためには、住居や施設・道路のバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを行うことが大切です。
本市においても、公共施設の新設又は修繕等に際して、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい施設を目指し、バリアフリー化を進めています。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では差別や偏見を感じる機会について、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」を４割以上があげており、バリアフリー化の整備が不十分である現状がうかがえます。
また、サービス事業者からは“安全・安心のまちづくり”に必要なこととして、「当事者への聞き取り、地域のバリアフリー化の点検、当事者の声をもとに、生活しやすい環境を整える。」との意見が寄せられており、障がいのある当事者の真のニーズを把握する必要があります。
- ▶ 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進のため、心のバリアフリーも含めたバリアフリー化の一層の促進が求められます。



《具体的取組》

○ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進するとともに、バリアフリー化による社会的障壁の除去を行い、障がい者が外出しやすい環境の整備に取り組みます。

No.	取組	内容
1	ユニバーサルデザインによる公共施設整備	誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによる公共施設整備を行います。既存施設については利用者目線での定期的な点検を実施し、バリアフリー化を促進するため、施設管理担当部署等への周知をします。
2	公共施設のバリアフリー情報の提供	市内公共施設について、障がい者用トイレの有無等のバリアフリー情報を提供し、外出しやすい環境を整えるように関係担当部署等に周知します。
3	安全な道路整備の実施	地域からの要望等を考慮し、交通危険箇所の道路側溝有蓋化・カラー舗装化等により歩行者の安全確保を図ります。
4	住宅のバリアフリー化促進	いきいき住宅改修事業、日常生活用具給付事業の利用促進を図り、障がい者が生活する居宅のバリアフリー化を促進します。



基本施策（２）情報取得や意思疎通の支援

《現状と課題》

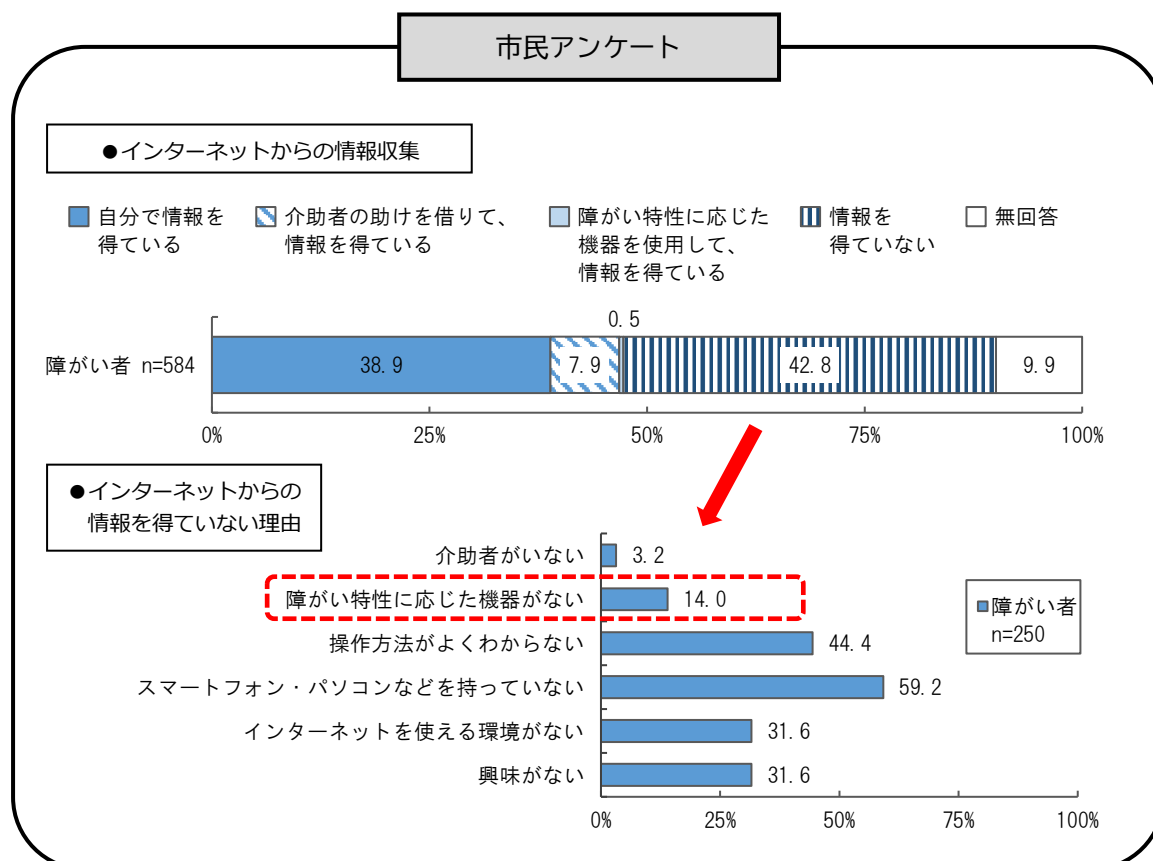
- ▶ 障がいの特性によっては、情報の取得や意思疎通が困難な場合があります。その場合、必要な情報を円滑かつ正確に入手し、また、自分の意思を的確に伝えるために、情報伝達の手段や方法について様々な配慮が必要です。

本市においても、令和４年５月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の充実に努めています。

- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査ではインターネットから「障がい特性に応じた機器を使用して、情報を得ている」方はごく少数で、４割以上は「情報を得ていない」と回答しています。また、情報を得ていない理由として１割強は「障がい特性に応じた機器がない」としています。

また、関係団体アンケート結果では、視覚障がいや聴覚障がいにも対応した情報発信を求める声が多くありました。

- ▶ それぞれの障がいの特性を理解した上で、情報を伝える仕組みを整えることが必要です。



《具体的取組》

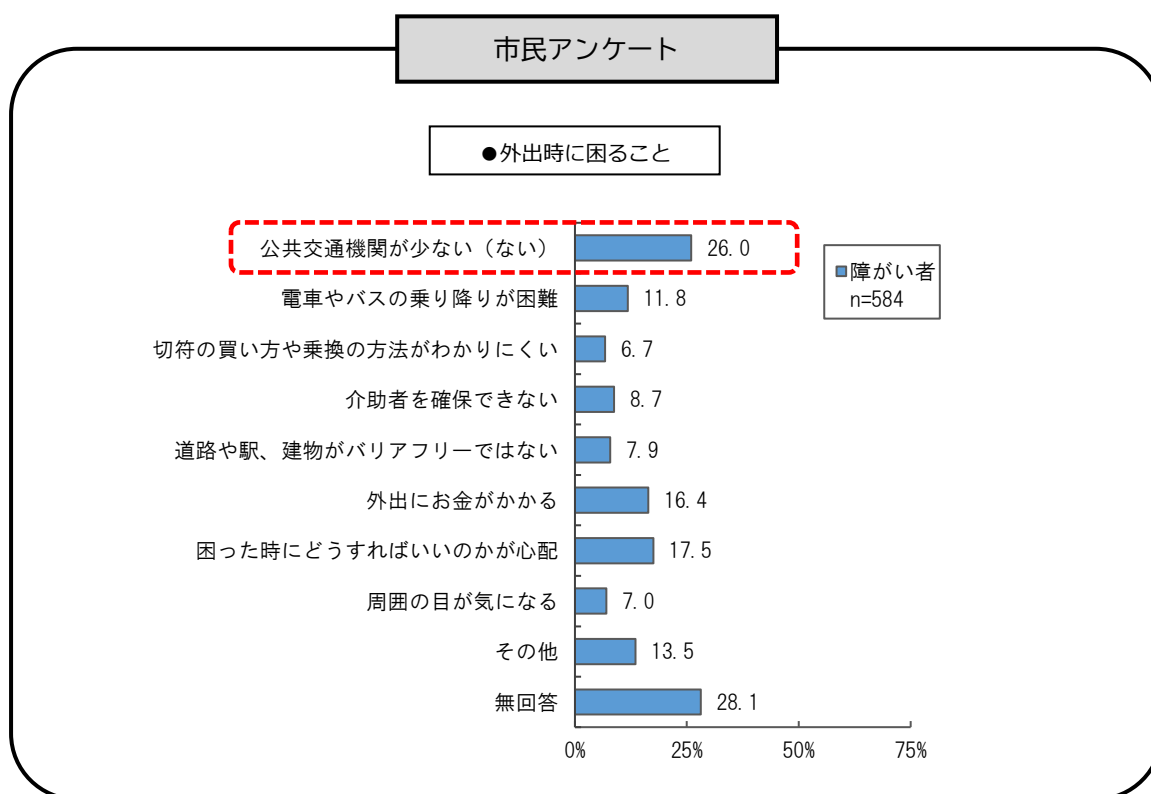
- 広報紙やホームページ、市が作成するパンフレットや案内文書等について、誰もが等しく情報に接することができるよう、また、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいの特性に配慮した方法による情報提供を推進します。
- 障がい者が適切にコミュニケーションを図り、意思決定することができるよう、意思疎通支援の充実を目指します。手話奉仕員の養成に取り組み、福祉の専門的人材の確保に努めます。

No.	取組	内容
1	見やすい広報紙と「声の広報」の利用促進	広報みずなみについて、誰もが見やすい紙面作成に努めます。また、社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、視覚障がい者に対する声の広報の利用促進を図ります。
2	音声読み上げ等に対応したホームページの充実	市職員向けの継続的な研修により記事作成ルールを浸透させ、わかりやすいレイアウトや音声読み上げ機能に対応したホームページの充実を図ります。
3	公文書における障がいの特性に応じた情報提供体制の拡充	公文書について、わかりやすい言葉、ルビ振り、問合せ用ファックス番号・メールアドレスの記載等、障がいの特性に応じた情報提供ができるよう職員に対して周知します。
4	申請手続き時の意思疎通支援	申請手続きの際、筆談や代筆、静かな場所への誘導等、障がいの特性に配慮した対応ができるよう職員に対して周知します。
5	手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者の意思疎通支援に関する人材を育成します。

基本施策（３）外出時の移動支援

《現状と課題》

- ▶ 自分自身で移動することが困難な人にとって、通勤・通学・外出時の移動手段の確保は大きな課題です。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では外出時に困ることとして第１位に「公共交通機関が少ない（ない）」をあげています。また、交通費の助成を望む声が多くありました。
- ▶ 交通利便性が良くないという社会的障壁が、障がい者の自立と社会参加を阻む要因とならないよう、障がい者の外出機会を確保するため、障がいの特性に配慮した移動支援が必要です。



《具体的取組》

- 外出支援にかかる現行制度を引き続き実施するとともに、利用実績等を検証して制度拡充の必要性を検討します。
- 通学・通勤・外出時の移動に関する実態と課題、ニーズを整理し、移動支援に関する施策の促進を図ります。

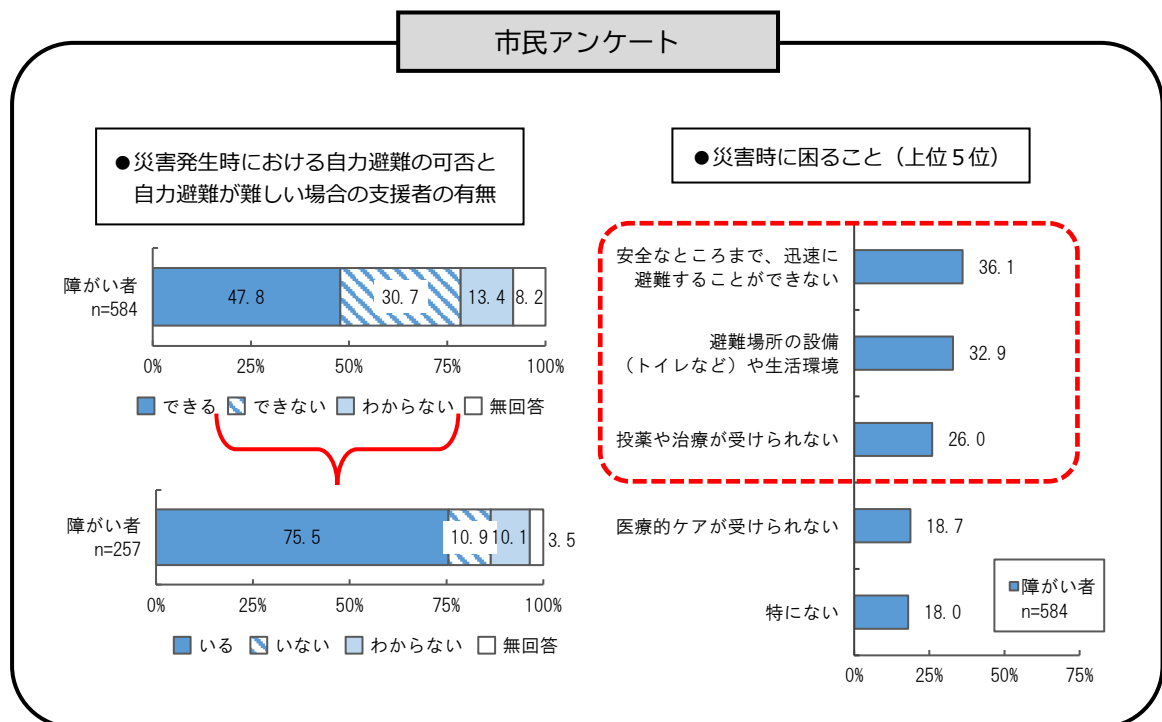
No.	取組	内容
1	移動にかかる割引制度の周知	公共交通機関や有料道路、市コミュニティバス等にかかる各種割引制度について周知し、円滑な利用促進を図ります。
2	移動にかかる助成制度の周知とニーズ検証	福祉タクシー利用、自動車改造、交通費等にかかる各種助成制度や移動支援サービスについて周知し、円滑な利用促進を図ります。 また、利用実態等を検証し、助成制度拡充の必要性を検討します。
3	移動手段の確保にかかる検討	障がい者の移動手段にかかる実態把握に努め、必要なサービスの検討を行います。



基本施策（４）防災・防犯体制の整備

《現状と課題》

- ▶ 緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実は、地域において安全・安心な生活を送る上で大変重要な問題です。
本市においても、避難行動要支援者名簿の更新など、災害時の支援体制の整備を進めています。また、障がい者や判断能力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置しました。
- ▶ 市民アンケートの結果によると、障がい者調査では災害発生時に自力で避難が「できない」や「わからない」が４割強を占め、そのうちの１割は支援者も「いない」としていることから、身近な地域で迅速に支援ができる体制の整備が必要となります。また、災害時に困ることとして、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境」は３割以上、「投薬や治療が受けられない」は２割強があげています。
- ▶ 災害時に感じる不安は、障がいの特性によって異なることも多く、障がいの特性に応じた防災対策を進めていくことが必要です。そのためには、市民や団体、事業者等関係機関の連携が必要です。



《具体的取組》

- 障がい者が地域で安心安全に生活できるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、地域での見守り体制の強化を図ります。
- 地域住民や関係機関等と連携し、災害時の支援体制づくりの強化に取り組みます。

No.	取組	内容
1	地域の見守り活動の強化	民生委員・児童委員等との連携により、身近な地域の中での見守り活動を強化します。また、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構成員の連携強化を図ります。
2	消費生活相談・法律相談の実施	悪徳商法等の犯罪被害から障がい者を守り、消費者トラブルの未然防止につなげるよう関係機関との連携強化を図ります。
3	避難行動要支援者名簿の登録推進と活用	民生委員・児童委員等との連携により避難行動要支援者名簿の登録を推進するとともに、名簿を活用した個別避難計画の策定と災害時の支援体制を整備します。
4	防災訓練の充実	障がい者や家族等の防災訓練への参加を促進し、住民共助による防災体制の整備に努めます。
5	福祉避難所の確保	福祉施設等との協定締結により要支援者の避難場所の確保に取り組みます。
6	災害時支援体制の強化	要支援者に対する医療、保健、福祉関係機関の連携を強化し、情報共有・意見交換を重ねながら災害時支援体制の充実を図ります。



第7期瑞浪市障害福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

第5章 第7期瑞浪市障害福祉計画～数値目標と見込量の設定～

1 第6期瑞浪市障害福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【目標と実績】

	令和5年度末目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数（年度末）	66人	65人	66人	65人
地域生活移行者数（年間）	1人	2人	2人	1人

※令和5年度の実績値は見込み

【進捗状況】

令和元年度末の施設入所者数67人のうち、1人（1.5%）が地域での生活に移行するという目標設定に対し、計画期間である令和3年度から令和5年度の移行者数の実績（見込み）は5人（7.5%）と、国の基本指針の6%を上回り、目標達成となりました。

また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末施設入所者67人から1人を削減した66人という目標設定に対し、実績（見込み）は65人となり、目標達成となりました。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。（目標設定都道府県）
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上及び未満）の設定。（目標設定都道府県）

- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。（目標設定都道府県）

【進捗状況】

数値目標は県による設定のため、市としては設けずに国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため保健・医療・福祉関係者等による協議を継続することとし、関係機関との情報共有や連携を図りました。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【目標と実績】

	令和5年度末目標	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備	整備・充実	整備済	整備済	整備済
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回	0回	1回	1回

※令和5年度の実績値は見込み

【進捗状況】

本市における地域生活支援拠点等の整備は、社会資源数が限られているため市単独ではなく東濃5市の連携により令和3年度に整備が完了しています。

また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を年1回行っていることから、ともに目標達成となりました。

④ 福祉施設から一般就労への移行状況

国の基本指針

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする（就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める）。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【目標と実績】

		令和5年度末 目標	実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労への 移行者数	全体	3人	6人	3人	3人
	就労移行支援事業	2人	3人	1人	1人
	就労継続支援A型	0人	0人	0人	1人
	就労継続支援B型	1人	3人	1人	1人
就労定着支援事業利用者数		2人	6人	8人	10人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※令和5年度の実績値は見込み

【進捗状況】

一般就労への移行者数は、令和5年度中に3人移行するという目標設定に対し、実績（見込み）は3人となっています。また、就労移行支援事業を通じた移行は目標2人に対し、実績（見込み）は1人、就労継続支援A型を通じた移行は目標が0人でしたが、実績（見込み）は1人、就労継続支援B型を通じた移行は目標1人に対し、実績（見込み）も1人となり、概ね目標を達成しました。

就労定着支援事業利用者数は、令和5年度の目標2人に対し、実績（見込み）は10人と大きく上回っています。

就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数については、市内に1箇所ある就労定着支援事業所の就労定着率が8割を超えており、目標を達成しています。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- 令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【目標と実績】

	令和５年度末 目標	実績値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度
総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置済	設置済	設置済	設置済
総合的・専門的な相談支援の実施	実施中 既存体制のさらなる充実を図る	実施	実施	実施

※令和５年度の実績値は見込み

【進捗状況】

令和元年度に東濃基幹相談支援センターを設置しているため、基幹相談支援センターの役割や相談の流れをさらに明確化し、重層的な相談支援体制の充実を目指し、推進しています。

⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

国の基本指針

- 令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【目標と実績】

県と連携しながら、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組にかかる体制を整備することとし、推進してきました。

【進捗状況】

国の指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めてきました。

(2) サービスの状況（第6期計画期間の実績）

i 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき実施する障害福祉サービスの実績です。

① 訪問系サービス

居宅介護は、計画値を上回る実績で推移しています。令和4・5年度における同行援護は、計画値を下回っています。

また、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

(月あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値	計画比 (%)	計画値	実績値 見込み	計画比 (%)
居宅介護	人分	14	19	135.7	13	18	138.5	12	18	150.0
	時間分	130	171	131.5	121	156	128.9	112	154	137.5
重度訪問介護	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	時間分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
同行援護	人分	3	4	133.3	3	2	66.7	3	2	66.7
	時間分	32	12	37.5	32	13	40.6	32	9	28.1
行動援護	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	時間分	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
重度障害者等 包括支援	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	時間分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

② 日中活動系サービス

生活介護、医療型短期入所は概ね計画値どおりで推移しています。自立訓練（生活訓練）と就労継続支援（A型）は計画値を大きく上回っています。

また、就労定着支援の利用者は増加傾向にあります。

(月あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
生活介護	人分	101	100	99.0	103	106	102.9	105	105	100.0
	人日分	2,020	2,162	107.0	2,060	2,296	111.5	2,100	2,161	102.9
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	人日分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	人分	1	3	300.0	1	7	700.0	1	6	600.0
	人日分	4	27	675.0	6	46	766.7	6	33	550.0
就労移行支援	人分	12	6	50.0	14	7	50.0	16	6	37.5
	人日分	211	125	59.2	246	121	49.2	282	97	34.4
就労継続支援 (A型)	人分	28	37	132.1	27	40	148.1	25	42	168.0
	人日分	551	751	136.3	531	829	156.1	492	814	165.4
就労継続支援 (B型)	人分	75	68	90.7	85	71	83.5	96	72	75.0
	人日分	1,260	1,208	95.9	1,428	1,179	82.6	1,612	1,123	69.7
就労定着支援	人分	7	4	57.1	7	6	85.7	7	10	142.9
療養介護	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	1	1	100.0
福祉型 短期入所	人分	12	7	58.3	14	4	28.6	16	8	50.0
	人日分	107	35	32.7	126	39	31.0	149	52	34.9
医療型 短期入所	人分	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	人日分	4	4	100.0	4	4	100.0	4	1	25.0

③ 居住系サービス

共同生活援助は、計画値を上回る実績で推移しています。施設入所支援は概ね計画値どおりの実績で推移しています。

また、自立生活援助の利用はありませんでした。

(月あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
共同生活援助	人分	15	20	133.3	16	19	118.8	18	21	116.7
施設入所支援	人分	66	65	98.5	66	66	100.0	66	65	98.5
自立生活援助	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

④ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援については、計画値をやや下回る実績で推移しています。地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

(月あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
計画相談支援	人分	66	55	83.3	74	64	86.5	83	71	85.5
地域移行支援	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
地域定着支援	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

ii 地域生活支援事業

障害者総合支援法において地域の実情に応じて実施することとされている各事業の実績です。各事業の目的や内容は、国が地域生活支援事業実施要綱において定めています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいに関する地域住民の理解を深めるため、平成29年度から市広報誌に啓発記事を掲載しています。また、障害福祉サービス事業所等の活動を市民や企業に広く知ってもらうことを目的に、市役所ロビーにおいて障害福祉サービス事業所等の活動紹介展示・製品販売会を開催しています。

サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 見込み
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者やその家族で構成される当事者団体が行う社会参加活動やボランティア団体が行う各種活動が円滑に進むよう支援しています。

サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 見込み
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

基幹相談支援センターを中心とした重層的な相談支援体制を強化しており、概ね計画通りに実施しています。

一方、住宅入居等支援事業については実施されていません。

サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 見込み
障がい者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置状況	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	検討	無	検討	無

④ 成年後見制度利用支援事業

稼働初年度の令和3年度は1人と計画値を下回っていますが、4年度以降は、計画値を上回る実績で推移しています。

(年あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	3	1	33.3	3	4	133.3	3	4	133.3

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

中核機関の円滑な運営を支援する中で、法人後見実施団体や市民後見人の養成等に必要支援体制について検討することとしていましたが、事業の実施には至っていません。

サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	検討	無	検討	無

⑥ 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業は概ね計画値通りの実績となっています。一方、要約筆記者派遣事業の利用はありませんでした。

(年あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
手話通訳者派遣事業	実利用者数	7	7	100.0	7	7	100.0	7	8	114.3
要約筆記者派遣事業	実利用者数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

瑞浪市社会福祉協議会において、手話奉仕員養成講座（基礎課程・入門過程）を実施しています。修了者数は計画値を下回っていますが、令和４年度・令和５年度は計画値まであと少しのため、引き続き参加者数の増加に向けた広報等に努めます。

(年あたり)

サービス		令和３年度			令和４年度			令和５年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	3	2	66.7	5	4	80.0	5	4	80.0

⑧ 日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具は、計画値を上回る実績で推移しています。一方、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具は計画値を下回る実績で推移しています。

(年あたり)

サービス		令和３年度			令和４年度			令和５年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
介護訓練支援用具	件	2	1	50.0	2	5	250.0	2	2	100.0
自立生活支援用具	件	4	1	25.0	4	3	75.0	4	3	75.0
在宅療養等支援用具	件	28	11	39.3	28	5	17.9	28	1	3.6
情報・意思疎通支援用具	件	6	2	33.3	6	2	33.3	6	1	16.7
排泄管理支援用具	件	424	453	106.8	428	465	108.6	432	565	130.8
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	0	0.0	2	2	100.0	2	0	0.0

⑨ 移動支援事業

実利用者数は、概ね計画値の２～３人で推移しています。

(年あたり)

サービス		令和３年度			令和４年度			令和５年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
移動支援事業	実利用者数	3	2	66.7	3	3	100.0	3	2	66.7
	延べ利用時間	102	53.5	52.5	102	54	52.9	102	54	52.9

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、東濃圏域に1箇所あります。実利用者数は計画値をやや上回る実績で推移しています。

(年あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	実利用者数	40	59	147.5	40	43	107.5	40	43	107.5

⑪ その他の事業（任意事業）

日中一時支援事業の契約事業所数は増加していますが、実利用者数は令和3・4年度においては計画値を下回っています。

訪問入浴サービス事業は、令和4年度以降契約事業所数は減少していますが、実利用者数は計画値どおりの実績で推移しています。

(年あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値見込み	計画比(%)
日中一時支援	契約事業所数	13	14	107.7	13	16	123.1	13	18	138.5
	実利用者数	37	29	78.4	37	28	75.7	37	42	113.5
訪問入浴サービス	契約事業所数	3	3	100.0	3	2	66.7	3	2	66.7
	実利用者数	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0

2 第7期計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

本市の成果目標の設定及び達成のための方策

令和6年度から令和8年度末までの3か年で地域生活に移行する人数は、国の指針を踏まえつつ、障がいの程度が重度で高齢の人が多い等の本市の施設入所者の実情を勘案し、令和4年度末時点の施設入所者（66人）の4.5%に当たる3人を目標とします。

また、令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末時点の66人から6.1%の削減に当たる62人を目標とします。

目標達成にあたっては、障がい者が自ら望む場所で自立した生活を送ることができるよう、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図るとともに、地域住民が障がいに対する理解を深めることができるよう継続的な啓発を行います。

項 目	令和4年度末実績	令和8年度末目標	備考
地域生活移行者数		3人	R4施設入所者数の4.5%
施設入所者数	66人	62人	R4施設入所者数から6.1%削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

本市の成果目標の設定及び達成のための方策

国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。

また、本市の実績や実情を加味して精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標(93頁参照)を設定します。

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援二一ズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

本市の成果目標の設定及び達成のための方策

地域生活支援拠点等は、東濃圏域にすでに1箇所整備されているため、今後は機能強化に努めます。また、コーディネーターについては、令和4年度末時点で6人を配置していますが、実情を踏まえ令和8年度末の配置数は5人を目標とします。

機能の充実のため、瑞浪市地域総合支援協議会等の場を活用し、運用状況の検証や課題の検討を年1回以上実施します。

強度行動障害を有する者への支援体制の整備が行われていませんが、関係機関等と協議・検討をしていきます。

項 目		令和 4 年度末実績	令和 8 年度末目標
地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	1 箇所（共同整備）	1 箇所（東濃圏域）
	コーディネーターの配置人数	6 人	5 人
	支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数	年 1 回	年 1 回
強度行動障害を有する者への支援体制の整備【新規】		未整備	検討

（４）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 8 年度中に令和 3 年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和 3 年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援 A 型事業：令和 3 年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援 B 型事業：令和 3 年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

本市の成果目標の設定及び達成のための方策

令和 8 年度中に 3 人が一般就労に移行することを目標とします。また、サービス種別ごとでは、就労移行支援事業からは 1 人、就労継続支援事業（A 型）からは 1 人、就労継続支援事業（B 型）からは 1 人と目標設定します。

現在、市内に就労移行支援事業所はありませんが、令和 8 年度末までに 1 事業所の確保を目指すとともに、一般就労移行者が 5 割以上となることを目標とします。

また、就労定着支援事業利用者数は令和3年度末実績（6人）の1.67倍に当たる10人を目標とします。

就労定着支援事業所数においては、市内全事業者（1箇所）が就労定着率7割以上となることを目標とします。

目標達成にあたっては、相談支援事業所や東濃障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携しながら、企業等が障がい者雇用についての理解を深められるよう働きかけを行い、就労・実習の場の確保につなげます。

項 目		令和3年度末実績	令和8年度末目標
一般就労への移行者数	全 体	6人	3人
	就労移行支援事業	3人	1人
	就労継続支援A型	0人	1人
	就労継続支援B型	3人	1人
一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数【新規】		—	1箇所（全体の100%）
就労定着支援事業利用者数		6人	10人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数		—	1箇所（全体の100%）

（5）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

本市の成果目標の設定及び達成のための方策

東濃基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施しており、地域の相談支援事業者のみでは対応が困難なケースについては、助言・同行訪問等を行い、定期的な研修や事例検討会の開催により相談員の資質向上に取り組んでいます。今後は、基幹相談支援センターの役割や相談の流れをさらに明確化し、重層的な相談支援体制の充実を目指すとともに、潜在的な要支援者を発見して適切な支援につなげるよう取り組みます。

また、国の指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化等の活動指標（94・95頁参照）を設定します。

項 目	令和4年度末実績
基幹相談支援センターを設置	東濃圏域にて設置済み

（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

国の基本指針

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

本市の成果目標の設定及び達成のための方策

県と連携しながら、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組にかかる体制を整備します。

また、国の指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制を構築するための活動指標（95頁参照）を設定します。

3 第7期計画の活動指標

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

① 国の考え方

地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定することが望ましい。

- 協議の場の1年間の開催回数
- 保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

② 数値目標

項 目	単位	実績値 (見込み)	第7期目標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
開催回数	回	3	3	3	3	
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	人	8	8	8	8	
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2	2	

(2) 精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

① 国の考え方

精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。

- 地域移行支援の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 自立生活援助の利用者数
- 自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】

② 数値目標

項 目	単位	実績値 (見込み)	第7期目標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	0	
共同生活援助の利用者数	人	5	6	6	7	
地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	0	
自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	人	6	8	8	8	

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 国の考え方

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化のため、以下の事項について、活動指標として設定する。

- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 個別事例の支援内容の検証の実施回数
- 主任相談支援専門員の配置数

また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等のため、以下の事項について、活動指標として設定する。【新規】

- 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
- 参加事業者・機関数 ○専門部会の設置数 ○専門部会の実施回数

② 数値目標

項 目		単位	実績値 (見込み)	第 7 期目標		
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		件	40	40	40	40
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		件	20	20	20	20
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		回	25	25	25	25
個別事例の支援内容の検証の実施回数		回	6	6	6	6
主任相談支援専門員の配置数		人	4	4	4	4
協議会における地域サービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	0	0	1	1
	参加事業者・機関数	箇所	20	16	16	16
	専門部会の設置数	箇所	5	5	6	6
	専門部会の実施回数	回	20	20	21	21

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 国の考え方

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数を活動指標として設定する。

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数を活動指標として設定する。

② 数値目標

項 目	単位	実績値 (見込み)	第7期目標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	1	1	1	1	
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	無	無	無	無	

4 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

障害福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービスの内容

サービス	内 容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	19	18	18	18	18	17
	延時間数/月	171	156	154	152	151	150
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	延時間数/月	0	0	0	28	28	28
同行援護	人/月	4	2	2	3	3	4
	延時間数/月	12	13	9	12	15	17
行動援護	人/月	0	0	0	2	2	2
	延時間数/月	0	0	0	8	8	8
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延時間数/月	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- 訪問系サービスは介護者の高齢化等に伴い、ニーズが高まることが予想されるため、相談支援事業所等と連携しながら、ニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。
- 利用見込みがないサービスについては、ニーズの把握に努めるとともに、対応できる事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 日中活動系サービスの内容

サービス	内 容
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労選択支援	令和4年12月に公布された障害者総合支援法の改正により創設された新しいサービスです。就労アセスメントの手法を活用し、障がい者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

サービス	内 容
福祉型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

② 必要な量の見込み（１月あたり）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	人/月	100	106	105	108	112	115
	延日数/月	2,162	2,296	2,161	2,228	2,297	2,367
うち重度障がい者	人/月	14	14	15	15	15	15
	延日数/月	303	303	273	273	273	273
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	延日数/月	0	0	0	10	10	10
自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	7	6	8	8	8
	延日数/月	27	46	33	44	44	44
就労選択支援	人/月					2	2
	延日数/月					24	24
就労移行支援	人/月	6	7	6	6	6	6
	延日数/月	125	121	97	97	96	96
就労継続支援 (Ａ型)	人/月	37	40	42	46	51	57
	延日数/月	751	829	814	901	998	1,104
就労継続支援 (Ｂ型)	人/月	68	71	72	79	87	95
	延日数/月	1,208	1,179	1,123	1,232	1,353	1,484
就労定着支援	人/月	4	6	10	10	10	10
療養介護	人/月	0	0	1	1	1	1
福祉型短期入所	人/月	7	4	8	9	10	12
	延日数/月	35	39	52	59	68	78
うち重度障がい者	人/月	4	4	3	3	3	3
	延日数/月	20	39	22	22	22	22
医療型短期入所	人/月	1	1	1	1	1	1
	延日数/月	4	4	1	3	3	3
うち重度障がい者	人/月	1	1	1	1	1	1
	延日数/月	4	4	1	3	3	3

③ 見込量確保の方策

- 生活介護は今後も利用が増加することが予測されるため、相談支援事業所やサービス提供事業者と情報共有しながら、安定的な支給量の確保に努めます。
- 就労系サービスについては、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、商工会議所等と連携しながら、身近な場所での就職先・実習先の確保に努めます。また、新しい就労選択支援については、サービスの実施に向け検討していきます。
- 短期入所については、介護者のレスパイト等のためニーズが高いことから、利用者が安心して過ごすことができる環境を自宅以外にも確保できるよう、安定的な提供体制を確保します。

(3) 居住系サービス

① 居住系サービスの内容

サービス	内 容
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	20	19	21	23	26	29
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人/月	65	66	65	64	63	62
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

③ 見込量確保の方策

- 地域移行が求められる中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加することが予測されるため、重度障がいの人も含め、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、安心して生活できる居住の場や地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発に取り組みます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の内容

サービス	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	55	64	71	79	88	99
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- 計画相談支援の増加が見込まれる中、丁寧な相談支援と必要なモニタリング頻度の確保により適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所との情報共有に努めます。また、基幹相談支援センターによる相談支援専門員の人材育成を支援し、機能の充実を図っていきます。
- 地域移行支援及び地域定着支援の提供体制は整っておらず、利用を見込んでいませんが、地域移行を進める上で必要なサービスであり、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携しながら提供体制の確保に努めます。

5 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がい者などが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。サービスの見込量を定め、見込量の確保、利用者ニーズに合わせた事業の充実に努めていきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 理解促進研修・啓発事業の内容

サービス	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

② 必要な量の見込み

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- 広報誌等を通じて定期的・継続的な啓発活動を行います。日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、共生社会に対する市民意識の向上・定着を図ることができるよう地域社会へ働きかけます。
- 小中学校における継続的な福祉学習により、障がいについて正しく認識し、障がいの有無にかかわらずお互いに尊重し合える心を育むことを目指します。

(2) 自発的活動支援事業

① 自発的活動支援事業の内容

サービス	内 容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

② 必要な量の見込み

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

③ 見込量確保の方策

- 障がい者やその家族で構成される当事者団体が行う社会参加活動やボランティア団体が行う各種活動が円滑に進むよう支援します。

(3) 相談支援事業

① 相談支援事業の内容

サービス	内 容
障がい者相談支援事業	福祉に関する問題や障がい者からの相談に応じて、必要な情報の提供や支援等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行います。
住宅入居等支援事業	賃借住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言等を行います。

② 必要な量の見込み

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	検討	検討

③ 見込量確保の方策

- 基幹相談支援センターを中心とした重層的な相談支援体制を強化します。
- 住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、必要な支援体制について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 成年後見制度利用支援事業の内容

サービス	内 容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	4	4	4	4	4

③ 見込量確保の方策

- 成年後見制度の利用促進を図るため、東濃5市の連携により中核機関を令和3年度から稼働し、成年後見制度の利用促進を図るための協議を行っています。引き続き、中核機関の円滑な運営を支援し、成年後見制度利用支援事業の促進につなげます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① 成年後見制度法人後見支援事業の内容

サービス	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

② 必要な量の見込み

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	検討	検討

③ 見込量確保の方策

- 中核機関の円滑な運営を支援する中で、法人後見実施団体や市民後見人の養成等に必要な支援体制について引き続き検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

① 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）の内容

サービス	内 容
手話通訳者派遣事業	手話を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
要約筆記者派遣事業	要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
手話通訳者設置事業	市役所内に手話通訳者を設置することで、聴覚障がい者等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	7	7	8	8	8	8
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1

③ 見込量確保の方策

- 事業を周知し、利用を促進します。
- 手話通訳者等の確保に努め、サービス提供体制を維持します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

① 手話奉仕員養成研修事業の内容

サービス	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	2	4	4	5	5	5

③ 見込量確保の方策

○瑞浪市社会福祉協議会において実施する研修事業を支援し、人材育成を図ります。

(8) 日常生活用具給付等事業

① 日常生活用具給付等事業の内容

サービス	内 容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	1	6	4	4	4	4
自立生活支援用具	件	1	3	4	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	11	5	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	5	3	3	3
排泄管理支援用具	件	453	465	472	480	480	480
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0	2	2	2	2	2

③ 見込量確保の方策

○サービス内容の周知を図り、障がいの特性に応じた適切な給付につなげます。

○支給対象品目、耐用年数、給付基準額等について定期的に見直しを行います。

(9) 移動支援事業

① 移動支援事業の内容

サービス	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	2	3	2	2	2	2
	延べ利用時間	53.5	54	54	55	55	55

③ 見込量確保の方策

- 相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの利用につなげ、自立と社会参加の促進を図ります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

① 地域活動支援センター事業の内容

サービス	内 容
地域活動支援センター事業	障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数		43	45	50	50	50

③ 見込量確保の方策

- 委託事業者と連携し、安定したサービス提供体制を確保します。

(11) その他の事業

① その他の事業の内容

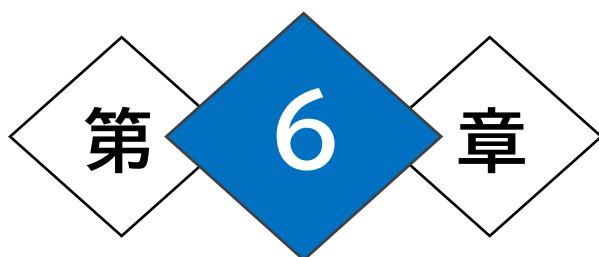
サービス	内 容
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を提供することにより、障がい者を日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域での身体障がい者の生活を支援するために、在宅の重度身体障がい者で、自力又は家族等の介助だけでは入浴が困難な人に対し、訪問入浴を行います。

② 必要な量の見込み（年間）

サービス		実績値		実績値 (見込み)	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	契約事業所数	14	21	23	23	25	25
	実利用者数	29	28	42	45	50	50
訪問入浴サービス	契約事業所数	3	2	2	2	2	2
	実利用者数	2	2	3	3	3	3

③ 見込量確保の方策

- 相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの利用につなげ、介護者の負担軽減を図ります。



第3期瑞浪市障害児福祉計画

～数値目標と見込量の設定～

第6章 第3期瑞浪市障害児福祉計画～数値目標と見込量の設定～

1 第2期瑞浪市障害児福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

① 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。(困難な場合には、圏域での確保であっても可)
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。(困難な場合には、圏域での確保であっても可)
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。(困難な場合には、圏域での確保であっても可)
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。(困難な場合には、都道府県が関与した上で圏域での確保であっても可)

【目標と実績】

		令和5年度末 目標	実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター設置		有	無	無	無
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		有	有	有	有
重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	圏域に1箇所	1箇所(共同)	1箇所(共同)	2箇所(共同)
	放課後等デイサービス	圏域に1箇所	1箇所(共同)	1箇所(共同)	2箇所(共同)
医療的ケア児支援の協議の場の設置		有	有	有	有
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置		有	無	有	有

※令和5年度の実績値は見込み

【進捗状況】

瑞浪市子ども発達支援センター「ぼけっと」は、調理室を設けていないという点で児童発達支援センターの設置基準を満たしていませんが、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・相談支援を実施し、地域の中核的な療育支援施設としての役割を

果たしており、児童発達支援センターと同等の機能を有した施設が存在していると言えます。現在の事業を実施する上で調理室は不要であるため、目標を達成するために調理室を設置するという方向性ではなく、設置基準の緩和を引き続き国・県に要望していきます。

保育所等訪問支援は瑞浪市子ども発達支援センター「ぼけっと」にて実施しており、重症心身障がい児を支援する事業所については、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所ともに圏域内に2箇所整備されていることから、ともに目標を達成しています。また、医療的ケア児支援の協議の場も平成30年3月に設置済みのため、目標を達成しています。

医療的ケア児に関するコーディネーターは令和4年度から配置をしており、目標を達成しています。

(2) サービスの状況（第2期計画期間の実績）

① 障害児通所支援等に関するサービスの状況

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用者数は増加傾向となっています。保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでした。

(月あたり)

サービス		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画比(%)	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値見込み	計画比(%)
児童発達支援	人分	47	51	108.5	47	52	110.6	47	52	110.6
	人日分	176	213	121.0	176	184	104.5	176	198	112.5
医療型児童発達支援	人分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	人日分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
放課後等デイサービス	人分	59	56	94.9	59	72	122.0	59	81	137.3
	人日分	564	587	104.1	564	694	123.0	564	771	136.7
保育所等訪問支援	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	人日分	4	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	人日分	4	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0
障害児相談支援	人分	22	25	113.6	22	29	131.8	22	32	145.5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人分	0	1	—	0	1	—	1	1	100.0
生活訓練等(機能訓練)	実利用者数	40	27	67.5	40	27	67.5	50	25	50.0
巡回支援専門員整備	巡回相談実施回数	60	0	0.0	60	0	0.0	60	0	0.0

2 第3期計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

国の基本指針

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

本市の成果目標の設定及び達成のための方策

障がい児及び保護者が必要な支援を受けることができる環境が身近にあることが重要です。児童発達支援センターの設置基準の緩和を国・県に対して継続的に要望し、瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」が現状の設備のまま児童発達支援センターの設置基準を満たすことを目指します。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築においては、瑞浪市子ども発達支援センター「ぽけっと」を中心に行っているため、引き続き推進体制の強化を図っていきます。

項 目	令和4年度末実績	令和8年度末目標
児童発達支援センター設置	未設置	設置予定なし
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	有	有

② 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

国の基本指針

- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】

本市の成果目標の設定及び達成のための方策

主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保については、「児童発達支援事業所」、「放課後等デイサービス」とともに圏域内で1箇所（令和4年度末時点）事業が行なわれていますが、障がいのある子どもの増加を踏まえ、令和8年度末までに2箇所で事業が行われるよう、各事業所との連携を密にするとともに、新規事業所の参入を促します。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を市単独で設置しており、目標は達成しているため、引き続き関係機関等との連携を図っていきます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは1人設置済みのため、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材の養成等、スキルアップに取り組めます。

項 目		令和4年度末実績	令和8年度末目標
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	1箇所（単独）	2箇所（単独）
	放課後等デイサービス	1箇所（単独）	2箇所（単独）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		有（単独設置）	有（単独設置）
支援調整コーディネーターの配置		1人	1人

3 第3期計画の活動指標

(1) 発達障がい児等に対する支援

① 国の考え方

発達障がい児等に対する支援として、以下の事項について、活動指標として設定する。

○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

○ペアレントメンターの人数

○ピアサポートの活動への参加人数

② 数値目標

項 目		単位	実績値 (見込み)	第3期目標		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数（保護者）及び実 施者数（支援者）	受講者数	人	0	1	1	1
	実施者数	人	0	1	1	1
ペアレントメンター数		人	0	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数		人	0	1	1	1

4 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策

障がい児福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

(1) 障害児通所支援等

① 障害児通所支援等の内容

サービス	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

サービス	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス		実績値		実績値 見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	51	52	52	52	52	52
	延日数/月	213	184	198	198	198	198
放課後等 デイサービス	人/月	56	72	81	81	81	81
	延日数/月	587	694	771	771	771	771
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	延日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	25	29	32	32	32	32

③ 見込量確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、発達障がいのある子どもが増加傾向にあるため、瑞浪市子ども発達支援センター「ぼけっと」を中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 利用見込みがないサービスについては、ニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 障害児相談支援については、事業所と連携を図りながら、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援人材のスキルアップを促します。

(2) 子ども・子育て支援事業

① 子ども・子育て支援事業の内容

サービス	内 容
子ども・子育て支援事業	障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

② 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス		実績値		実績値 見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所・認定こども園	人/月	9	7	11	13	15	18
放課後児童クラブ	人/月	14	10	11	11	11	11

③ 見込量確保の方策

- 障がいのある子どもが増加傾向にあることから、保育所・認定こども園のニーズは高まると予測されます。障がい児の人数や障がいの程度に応じ、加配保育士の配置などの体制整備に努めるとともに職員の資質向上に努めます。
- 放課後児童クラブについては、受け入れクラブの確保に努めるとともに、支援員の資質向上を図ります。





成年後見制度利用促進基本計画



第7章 成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めています。

これらを踏まえ、国は令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しています。また、市町村は国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

このことから、本市においても、国が定める「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めます。

また、既存の法定計画と一体的に策定する方法が可能であると示されていることから、本市においては改定期にあたる障害福祉計画に盛り込むこととしました。障害福祉計画中、本章を本市における成年後見制度利用促進基本計画として位置づけ、障害福祉計画と一体的に策定し、進捗管理を行います。

成年後見制度利用促進法（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

1 成年後見制度の概要と背景

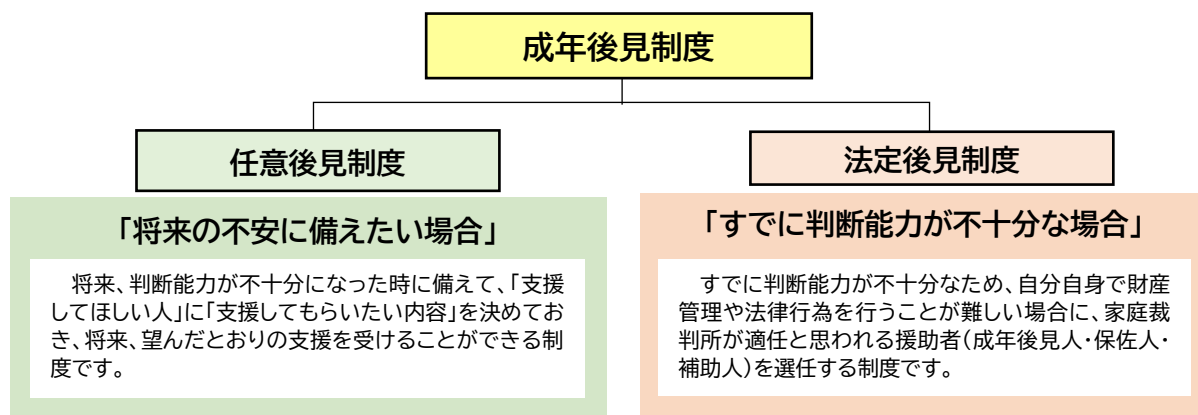
成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないよう成年後見人等が支援する制度です。

制度は大きく分けて、任意後見制度と法定後見制度の2つがあり、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、障がい者の意思を尊重し、意思決定を支援しながら、契約等の法律行為を行います。

社会的背景をみると、認知症高齢者は年々増加し、令和7年には約700万人になる見込みであるものの、成年後見制度は十分に利用されていない現状があります。

また、障がい者を支える親等の高齢化も進んでおり、成年後見制度の需要は高まることが見込まれます。成年後見制度を必要とする人が適切な支援に結び付くような体制を整備する必要があります。

■ 制度の概要図



	任意後見制度	法定後見制度
成年後見人等の選任	本人が自分で選ぶ	家庭裁判所が選任する
支援の開始時期	元気なうちに契約締結。判断能力が不十分になった後、任意後見監督人が選任されてから開始	判断能力が不十分な段階で、成年後見人等が選任されてから開始
支援の内容	自分の意思で内容を決める	家庭裁判所が定める範囲で行う
成年後見人等の権限	取消権がない	取消権がある
成年後見人等の報酬	本人と受任者間で決める	家庭裁判所が決める

法定後見制度

	後 見	保 佐	補 助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等		
援助する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立時の本人同意	不 要	不 要	必 要
【同意権】 成年後見人等の同意 が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為及び 申立ての範囲内で家庭裁判所 が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所 が定める特定の法律行為(民法 13条1項所定の行為の一部)
【取消権】 取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の 行為	同 上	同 上
【代理権】 成年後見人等に与え られる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為		申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の 法律行為

2 成年後見制度の利用実績

(1) 市長申立

成年後見制度を利用したくても、申立ができる親族がおらず申立ができない場合、市長が家庭裁判所に申立をすることができます。

表7.1 市長申立件数

単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
市長申立件数	件	0	0	0

資料：社会福祉課 各年度末現在

(2) 成年後見等開始申立

市内在住者が岐阜家庭裁判所多治見支部にて成年後見等開始申立を行った件数は次のとおりです。

表7.2 成年後見人開始申立件数

単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見	件	11	6	7
保 佐	件	0	4	4
補 助	件	2	2	4

資料：岐阜県地域福祉課 各年12月末現在の概数

(3) 成年後見人等受任者種別

成年後見人等受任者（成年後見制度の担い手）は、法人が最も多くなっています。

表7.3 成年後見人等受任者種別

単位：件

	成年後見	保 佐	補 助	任意後見	合計
親 族	28	3	2	1	34
弁護士	3	2	0	0	5
司法書士	7	4	1	0	12
社会福祉士	0	2	0	0	2
法 人	24	13	11	0	48

資料：岐阜県地域福祉課 令和5年1月末現在の概数

3 計画の目的

判断能力が十分でなく一人で選択・決定することが難しい状態であっても、成年後見制度を適切に利用することで、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、制度の利用促進に関する施策の推進を図ります。

4 計画の目標

成年後見制度を必要とする人が利用につながりやすくなるよう、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみである「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」づくりの推進を行います。

5 具体的な施策

(1) 中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関を東濃5市の連携により設置し、その運営を適切な団体に委託します。中核機関は、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、不正防止効果の機能を担います。また、権利擁護支援に係る関係機関で構成する協議会を設置します。中核機関を事務局として、多職種間において地域課題を共有し協議を重ねる中で、地域における連携や対応力の強化を図ります。

(2) 権利擁護支援の検討に関する支援

本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した支援を行います。

本人や家族、地域住民などの関係者に対し、制度の理解の促進と相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、権利擁護が必要な人を早期に把握し、支援につなげます。

(3) 制度の開始までの支援

身寄りのない人、虐待事案等について、積極的に市長申立を活用します。成年後見制度の適切な利用の検討を行い、必要に応じて日常生活自立支援事業等他の支援につなぐなど、適切な権利擁護が行われるよう関係機関と連携を図ります。

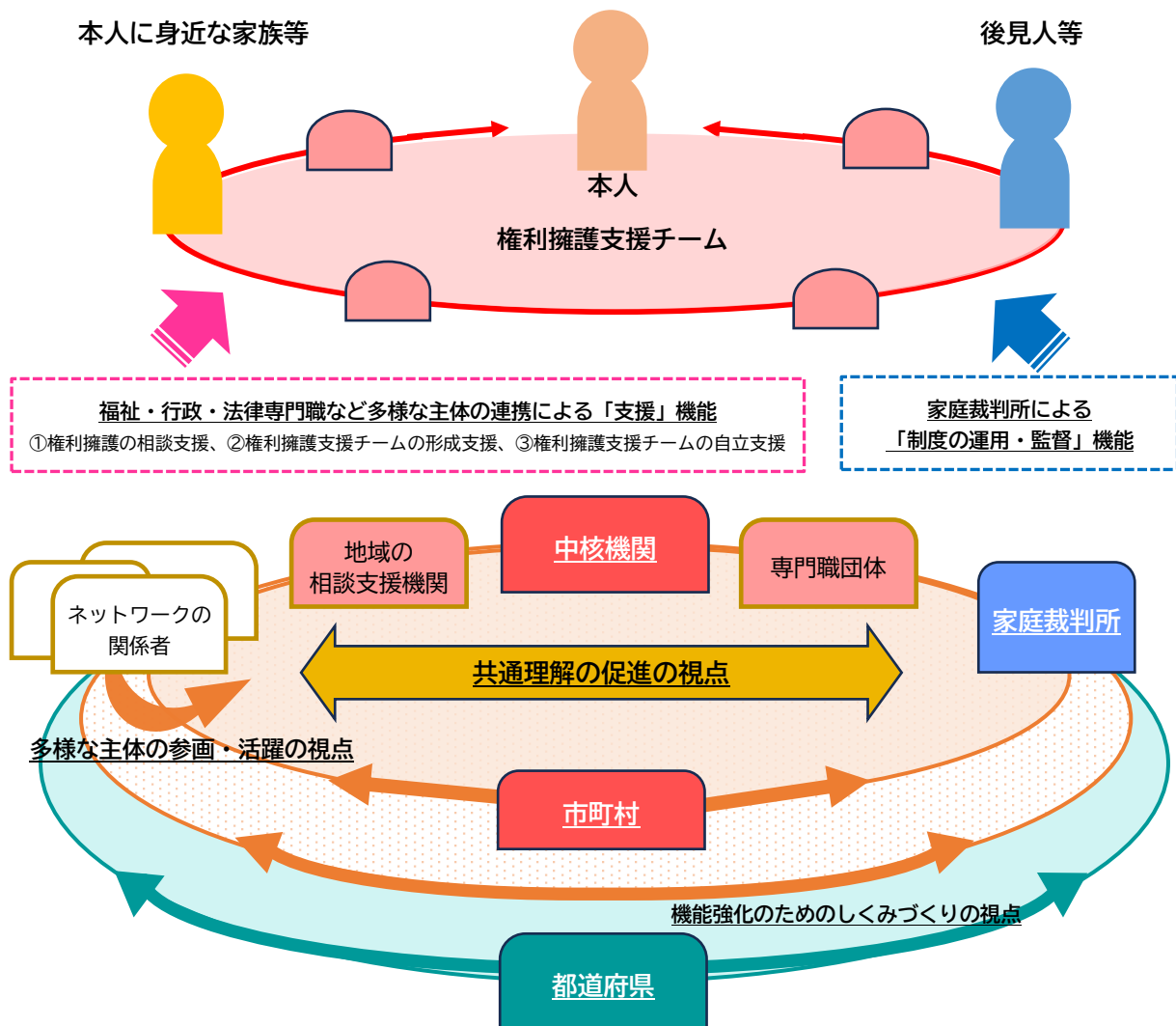
中核機関による受任者調整機能を強化し、適切な後見人候補者の選任と権利擁護支援チームの形成を支援します。

(4) 制度の利用開始後に関する支援

成年後見制度利用支援事業により、申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、利用者が安心して制度を利用できるよう支援します。

中核機関と連携して後見人支援を行うことで、適正な後見事務が確保されるよう努めます。

■ 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」より

第 8 章

計画の推進



第8章 計画の推進

1 庁内関連部局の連携

障がい福祉施策を総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、防災、まちづくり等の他分野にも関わる計画として位置付け、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関との連携

地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、地域総合支援協議会、行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、協働の視点に立って相互に連携することにより、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

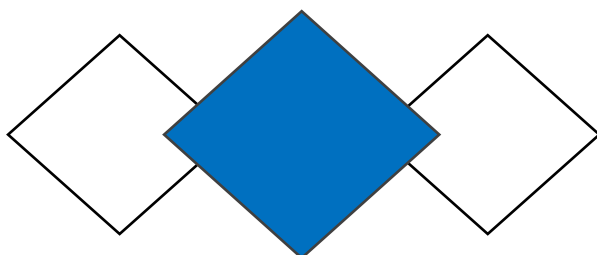
また、国・県・近隣市町と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との一層の連携を図り、福祉サービスの質・量の確保に努めます。

3 計画の進行管理

毎年度、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検・評価、Action：見直し）の手法に基づき、担当部署において事業の進捗状況を点検・評価し、実効性のある進行管理を行います。また、地域総合支援協議会等の意見や市政全般の動き、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

なお、年度ごとの事業の進捗状況報告は、市のホームページ等を通じて公表します。





資料編



資料編

1 計画策定の経緯

時 期	区 分	議 題
令和4年11月～12月	市民アンケート調査	障がい者調査：1,000人発送 一般調査：1,000人発送
令和5年2月	関係団体アンケート調査	当事者団体・ボランティア団体：12団体 サービス提供事業者：37団体
令和5年5月25日	第1回 瑞浪市障害者計画等 推進委員会	(1) 会議の運営及び傍聴について (2) 瑞浪市の障がい者の現状について (3) 瑞浪市第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について (4) 瑞浪市アンケート結果を踏まえた課題について (5) 第4次瑞浪市障害者計画の事業進捗評価（令和4年度実績）
令和5年8月31日	第2回 瑞浪市障害者計画等 推進委員会	(1) 障がい福祉に係るヒアリング調査の報告 (2) 第5次瑞浪市障害者計画 第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画（計画骨子案）について
令和5年10月26日	第3回 瑞浪市障害者計画等 推進委員会	(1) 第5次瑞浪市障害者計画 第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画（素案）について (2) パブリックコメント等の実施について
令和5年11月～12月	パブリックコメント	—
令和6年1月25日	第4回 瑞浪市障害者計画等 推進委員会	(1) パブリックコメント実施結果について (2) 計画案修正箇所について (3) 計画案の承認について

2 瑞浪市障害者計画等推進委員会規則

○瑞浪市障害者計画等推進委員会規則

平成 28 年 12 月 26 日規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）第 3 条の規定により、瑞浪市障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉サービスを利用する者 4 人以内
- (2) 公募による市民 2 人以内
- (3) 障害者を支援する団体に所属する者 2 人以内
- (4) 障害福祉関連の業務に従事する者 3 人以内
- (5) 障害福祉に関する識見を有すると市長が認める者 2 人以内
- (6) 障害福祉に関係する行政機関の職員 2 人以内

(任期)

第 3 条 委員の任期は、瑞浪市障害者計画及び瑞浪市障害福祉計画の策定に関する調査及び審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿

No.	氏 名	所属団体等	市規則第2条 2項による区分
1	隅田 敏博	瑞浪市身体障害者福祉協会 支部長	1号
2	辻田 奈美子	瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと親の会 会長	1号
3	田中 美穂	岐阜県立東濃特別支援学校 P T A瑞浪地区委員長	1号
4	澤野 公子	東濃さつき会 家族会 会長	1号
5	小川 真知子	公募委員（一般公募）	2号
6	小倉 喜久美	公募委員（一般公募）	2号
7	加藤 健史	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト t 主任職場定着支援担当	3号
8	山田 隆司	特定非営利活動法人東濃成年後見センター 事務局長	3号
9	猿渡 康裕	岐阜県立サニーヒルズみずなみ 次長	4号
10	加藤 智大	特定非営利活動法人ワークセンターいちい 施設長	4号
11	木村 泰宏	社会福祉法人陶技学園 陶技学園相談支援センター 主任相談支援専門員	4号
12	江口 研	一般社団法人土岐医師会 副会長	5号
13	加藤 誠二	社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会 事務局長	5号
14	野々垣 直美	岐阜県東濃保健所 健康増進課長	6号
15	大竹 陽平	岐阜県立東濃特別支援学校 学校長	6号

(順不同、敬称略)

4 計画策定におけるアンケート調査結果

I 障がい者調査の結果

(1) 対象者の手帳の所持状況について

① 障害者手帳の所持状況

問4 あなたは障害者手帳をお持ちですか。

<手帳の種類> (あてはまるものすべてに○)

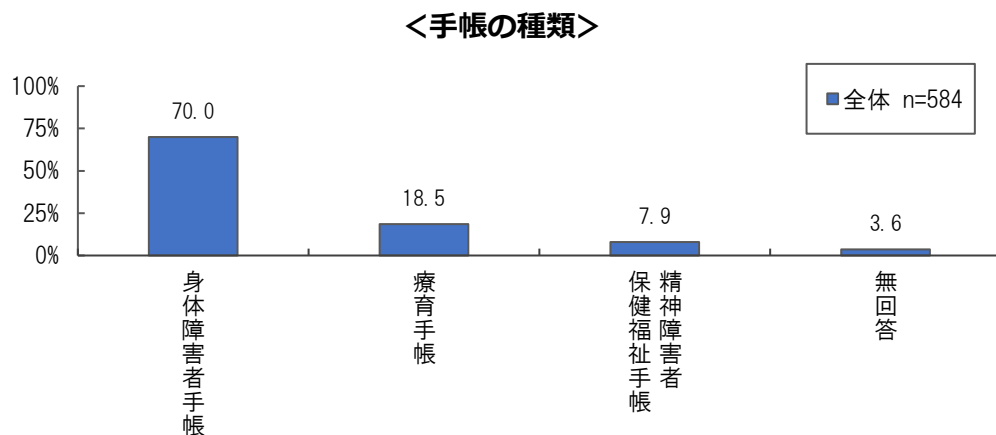
<等級> (それぞれ1つに○)

<障害の種類> (「1. 身体障害者手帳」と答えた方のみ) (あてはまるものすべてに○)

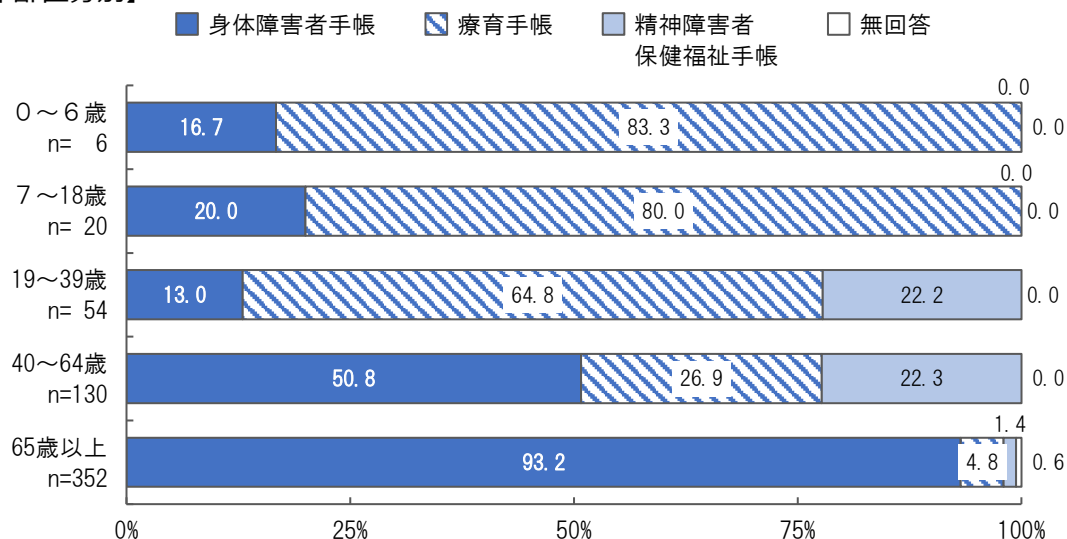
○対象者が持っている障害者手帳の種類は、「身体障害者手帳」が70.0%と最も高く、「療育手帳」が18.5%、「精神障害者保健福祉手帳」が7.9%となっています。

○年齢区分別にみると、39歳以下では「療育手帳」の所持割合が最も高く、40歳以上では「身体障害者手帳」が最も高くなっています。

また、19～39歳・40～64歳では「精神障害者保健福祉手帳」がともに2割台と他の年齢区分より高くなっています。



【年齢区分別】



(2) 生活の様子について

① 現在の生活の場

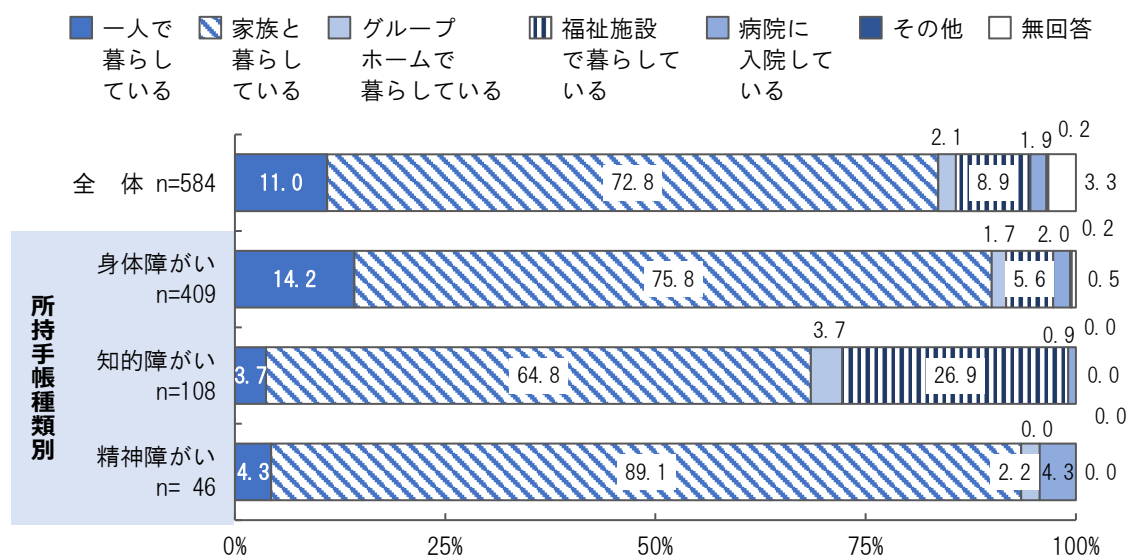
問10 現在、あなたはどのように暮らしていますか。(1つに○)

○現在の暮らしは、「家族と暮らしている」が72.8%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が11.0%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が8.9%となっています。

○所持手帳種類別にみると、身体障がいでは「家族と暮らしている」が75.8%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が14.2%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が5.6%となっています。

知的障がいでは「家族と暮らしている」が64.8%と最も高く、次いで「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が26.9%となっています。

精神障がいでは「家族と暮らしている」が89.1%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」「病院に入院している」がともに4.3%となっています。



※福祉施設：障害者支援施設、高齢者支援施設

② 外出の頻度

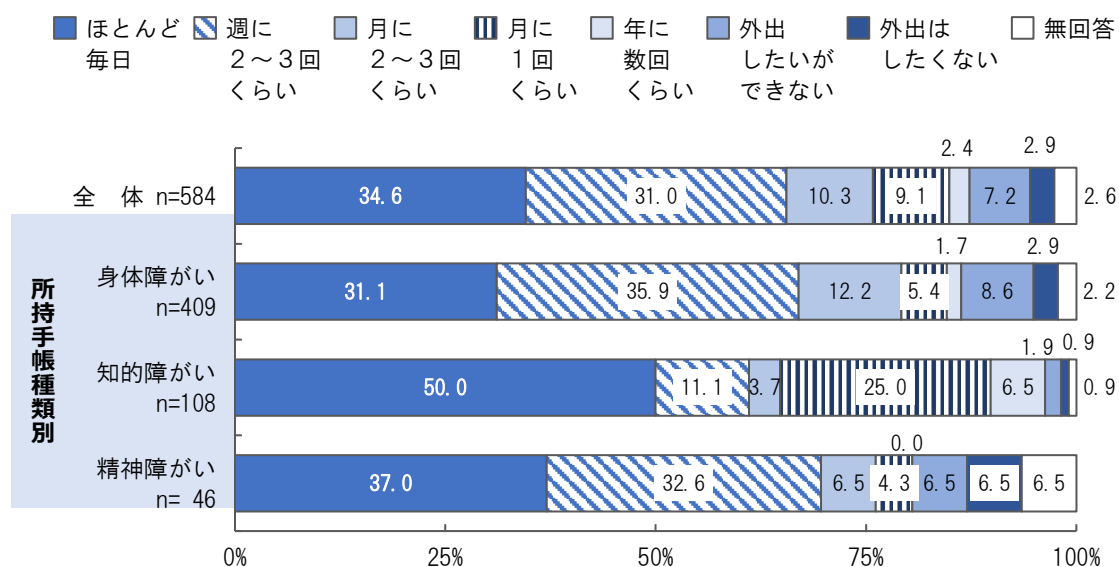
問12 あなたは普段、どのくらい外出をしていますか。(1つに○)

○外出の頻度は、「ほとんど毎日」が34.6%と最も高く、次いで「週に2～3回くらい」が31.0%、「月に2～3回くらい」が10.3%となっています。

○所持手帳種類別にみると、身体障がいでは「週に2～3回くらい」が35.9%と最も高く、次いで「ほとんど毎日」が31.1%となっています。

知的障がいでは「ほとんど毎日」が50.0%と最も高く、次いで「月に1回くらい」が25.0%となっています。

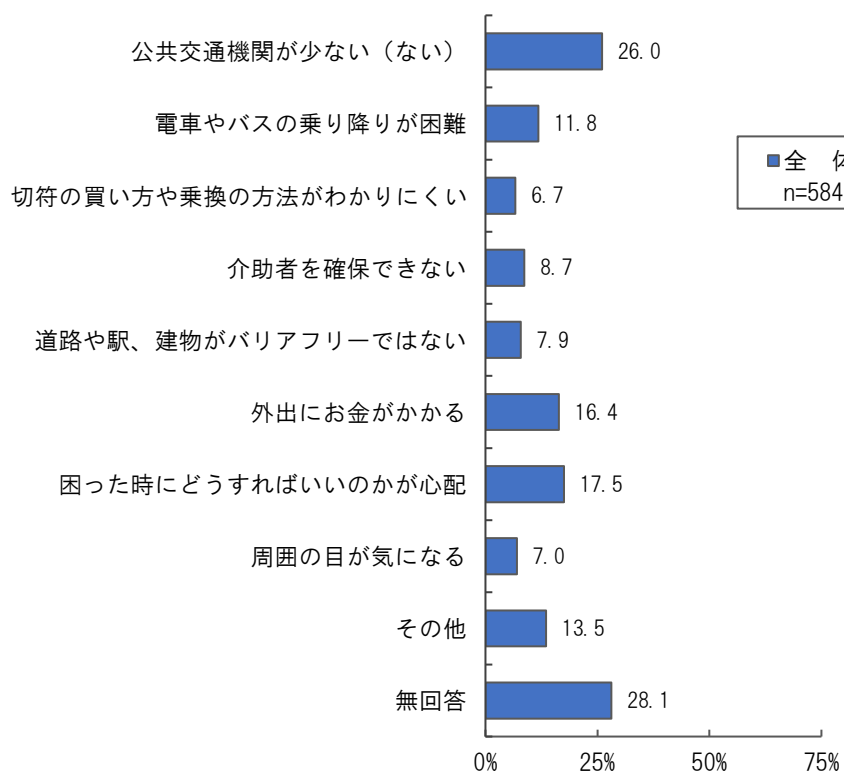
精神障がいでは「ほとんど毎日」が37.0%と最も高く、次いで「週に2～3回くらい」が32.6%となっています。



③ 外出時に困ること

問14 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

○外出時の困りごとは、「公共交通機関が少ない（ない）」が26.0%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのかが心配」が17.5%、「外出にお金がかかる」が16.4%となっています。

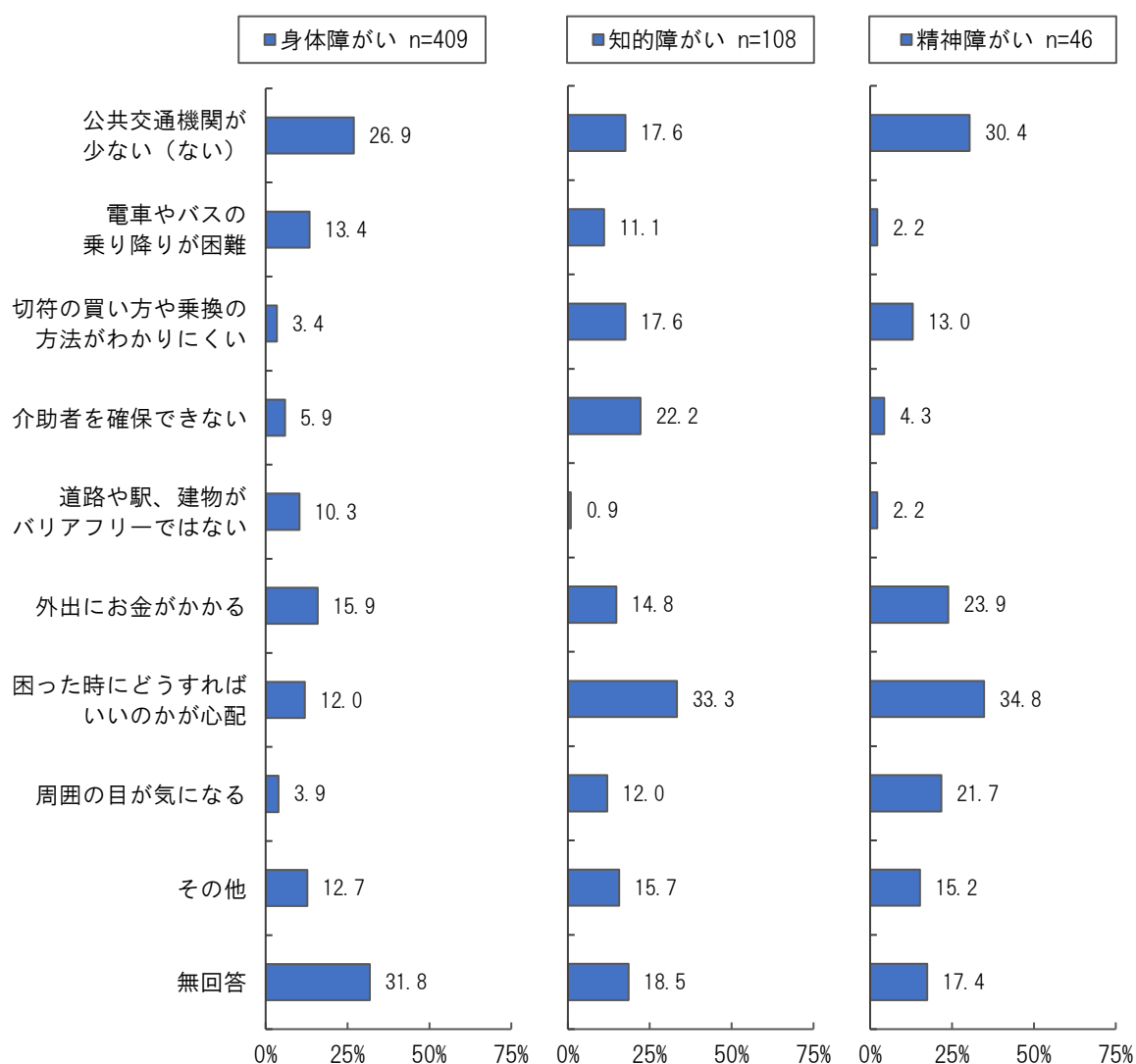


○所持手帳種類別にみると、身体障がいでは「公共交通機関が少ない（ない）」が26.9%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる」が15.9%、「電車やバスの乗り降りが困難」が13.4%となっています。

知的障がいでは「困った時にどうすればいいのかが心配」が33.3%と最も高く、次いで「介助者を確保できない」が22.2%、「公共交通機関が少ない（ない）」「切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい」がともに17.6%となっています。

精神障がいでは「困った時にどうすればいいのかが心配」が34.8%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」が30.4%、「外出にお金がかかる」が23.9%となっています。

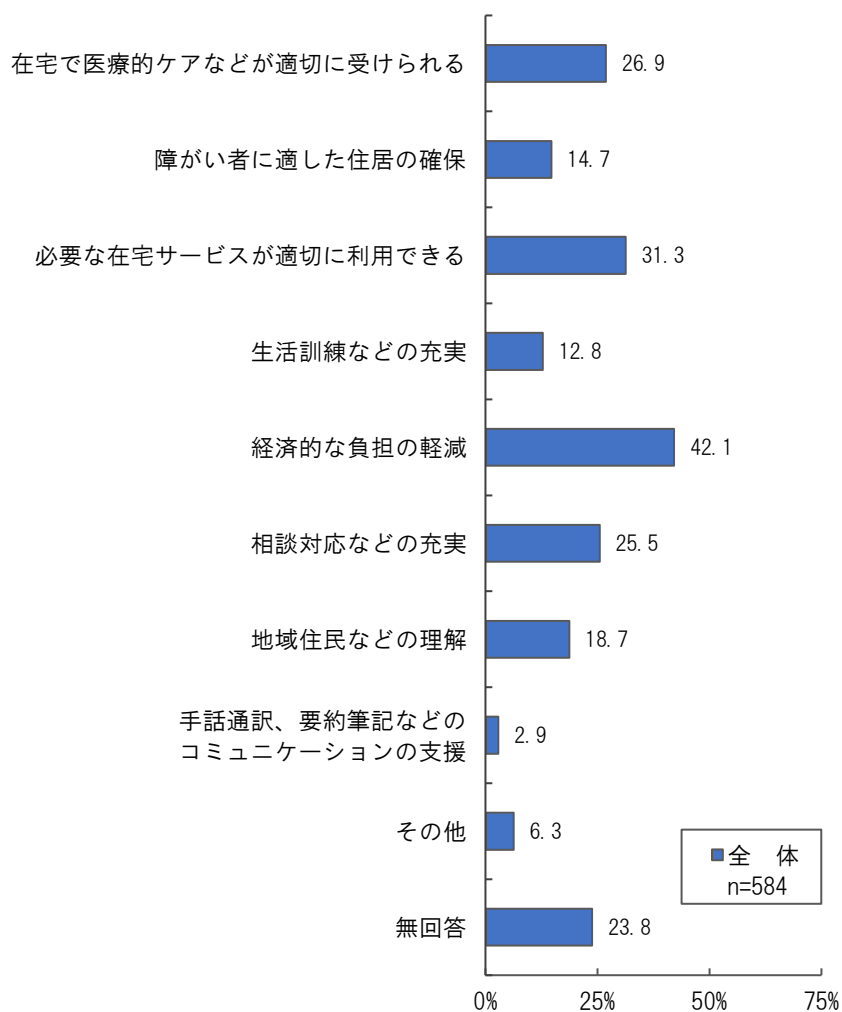
【所持手帳種類別】



④ 地域生活に必要な支援

問17 地域で生活するために、どのような支援が必要ですか。
(あてはまるものすべてに○)

○地域で生活するために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が42.1%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が31.3%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」が26.9%となっています。

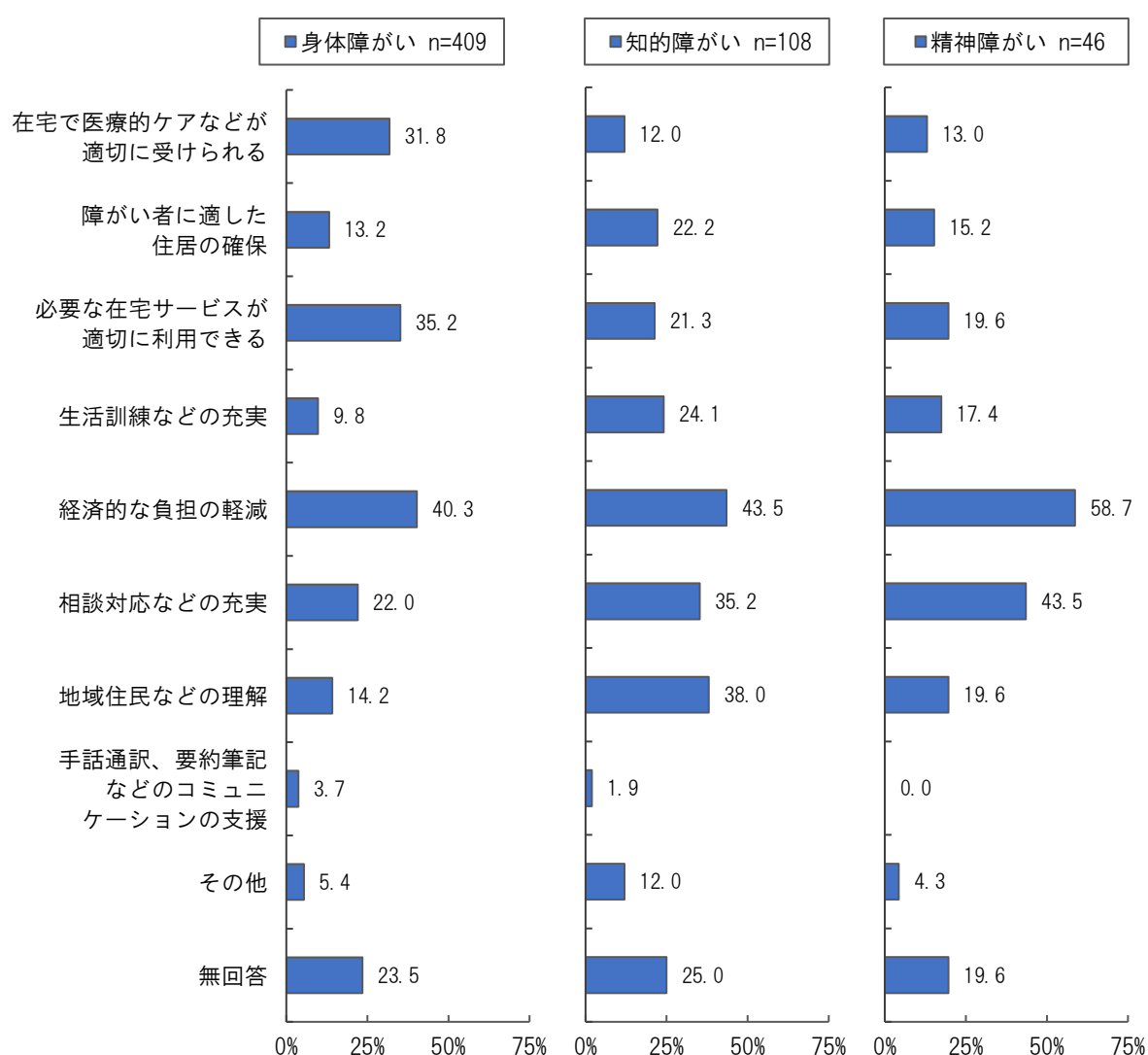


○所持手帳種類別にみると、身体障がいでは「経済的な負担の軽減」が40.3%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が35.2%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられる」が31.8%となっています。

知的障がいでは「経済的な負担の軽減」が43.5%と最も高く、次いで「地域住民などの理解」が38.0%「相談対応などの充実」が35.2%、となっています。

精神障がいでは「経済的な負担の軽減」が58.7%と最も高く、次いで「相談対応などの充実」が43.5%、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」「地域住民などの理解」がともに19.6%となっています。

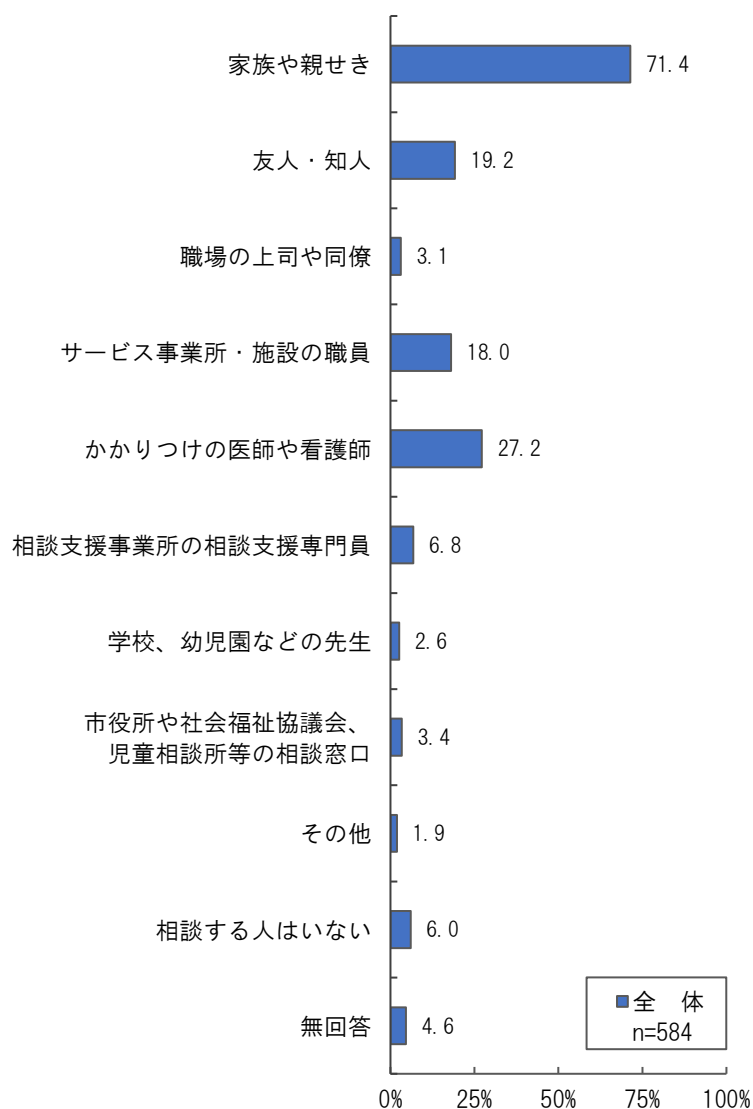
【所持手帳種類別】



⑤ 悩みや困ったことの相談先

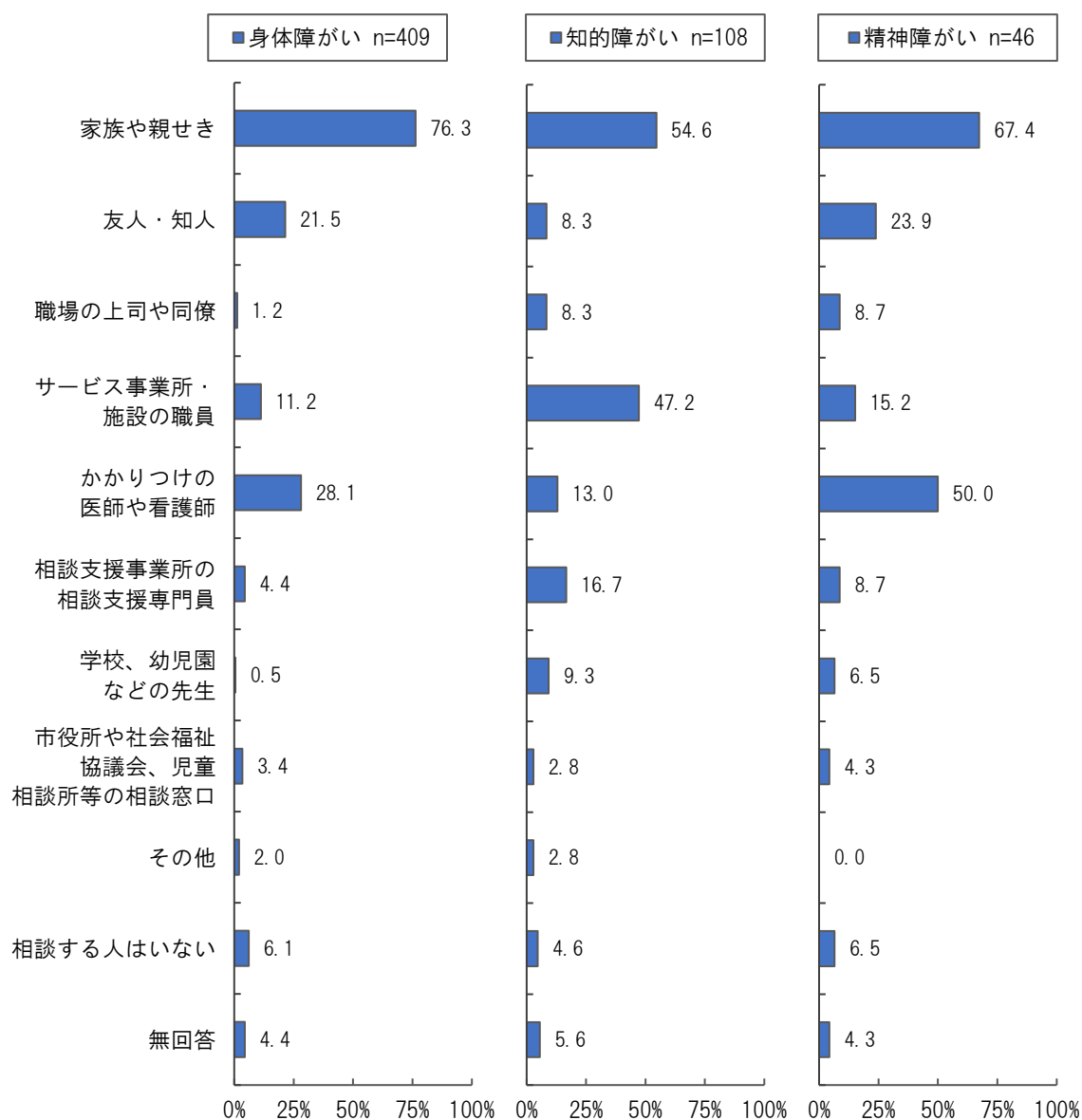
問19 あなたは普段、悩みや困ったことを誰に相談することが多いですか。
(あてはまるものすべてに○)

○悩みや困ったことの相談先は、「家族や親せき」が71.4%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が27.2%、「友人・知人」が19.2%となっています。
一方、「相談する人はいない」は6.0%となっています。



○所持手帳種類別にみると、身体障がいでは「家族や親せき」が76.3%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が28.1%、「友人・知人」が21.5%となっています。知的障がいでは「家族や親せき」が54.6%と最も高く、次いで「サービス事業所・施設の職員」が47.2%、「相談支援事業所の相談支援専門員」が16.7%となっています。精神障がいでは「家族や親せき」が67.4%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が50.0%、「友人・知人」が23.9%となっています。

【所持手帳種類別】

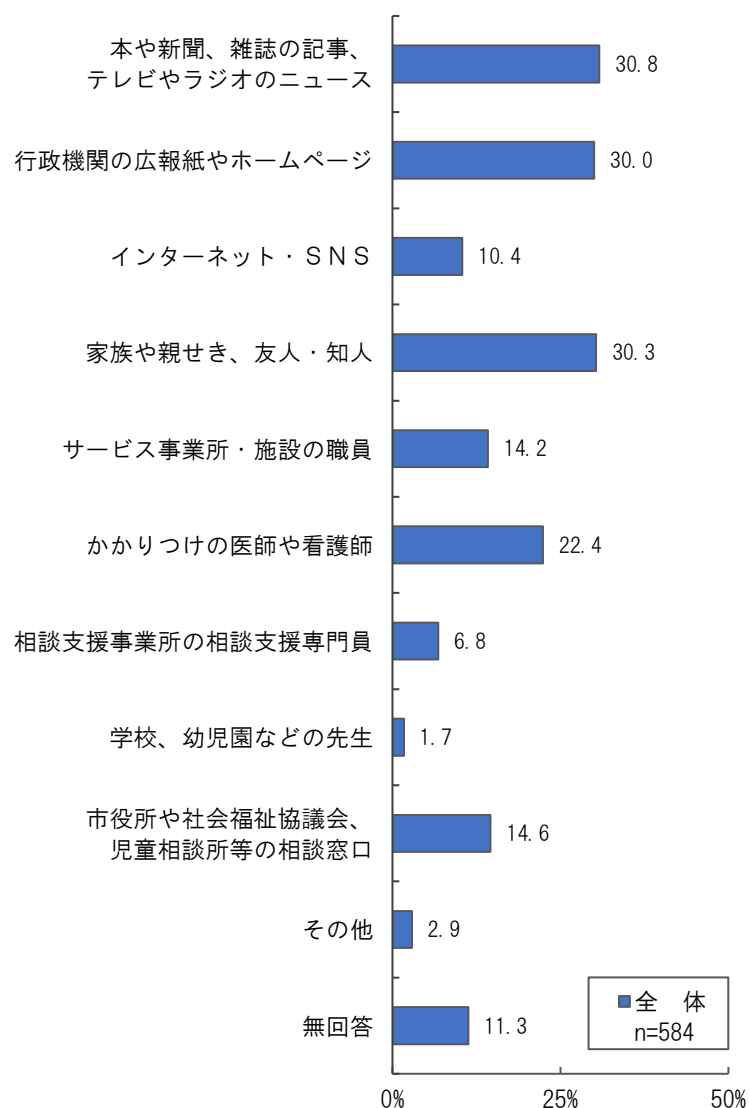


身体障がい・知的障がい・精神障がいともに「相談する人はいない」は1割未満と少数ですがみられます。

⑥ 福祉サービスに関する情報収集

問20 あなたは障がいのことや福祉のサービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

○福祉のサービスなどに関する情報を得るのは、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(30.8%)、「家族や親せき、友人・知人」(30.3%)、「行政機関の広報紙やホームページ」(30.0%)が上位となっています。



⑦ 障がいのある人にとっての瑞浪市の暮らしやすさ

問22 障がいのある人にとって瑞浪市は暮らしやすいですか、暮らしにくいですか。
(1つに○)

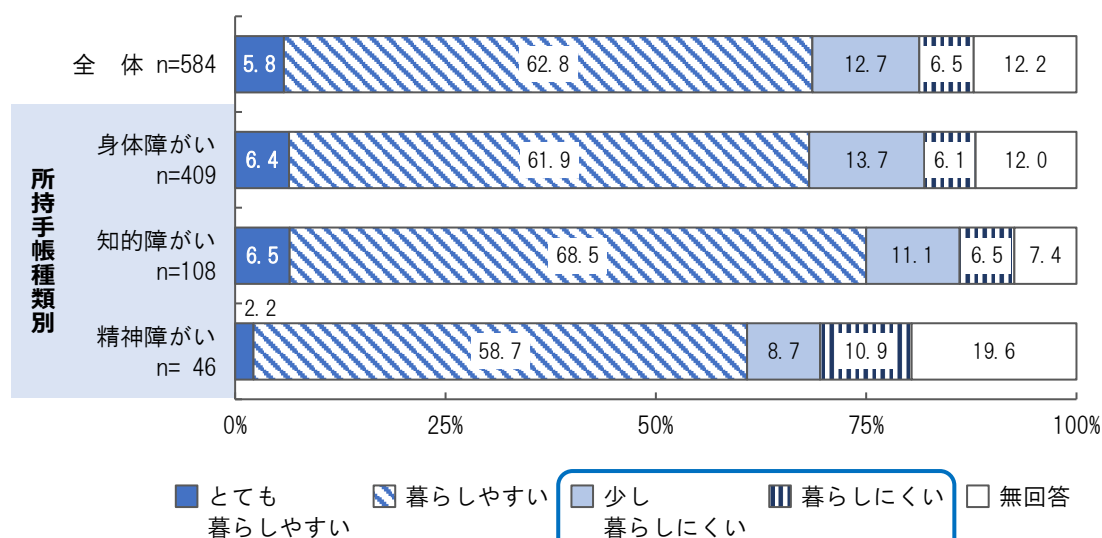
○瑞浪市の暮らしやすさをみると、「暮らしやすい」が62.8%と最も高く、「とても暮らしやすい」(5.8%)を合わせた68.6%が『暮らしやすい』と回答しています。

一方、『暮らしにくい』(「少し暮らしにくい」+「暮らしにくい」)は19.2%となっています。

○所持手帳種類別にみると、身体障がいでは『暮らしやすい』が68.3%、『暮らしにくい』が19.8%となっています。

知的障がいでは『暮らしやすい』が75.0%、『暮らしにくい』が17.6%となっています。

精神障がいでは『暮らしやすい』が60.9%、『暮らしにくい』が19.6%となっています。



＜『暮らしにくい』と思う理由＞

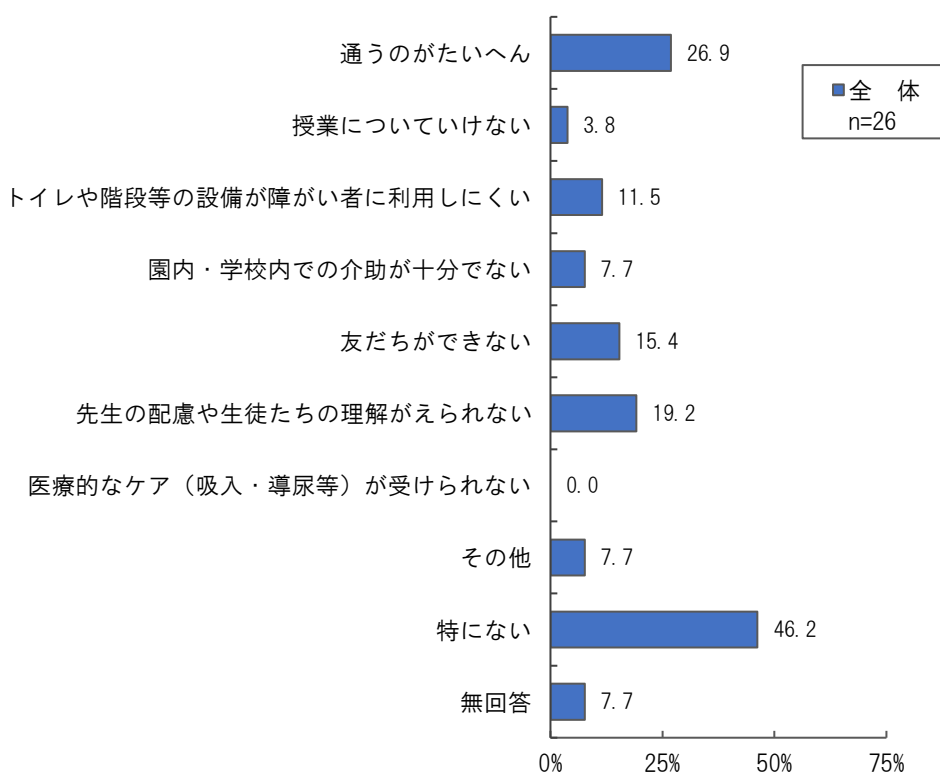
理 由	件 数
交通が不便	35
福祉サービス・施設が不便、不足している	23
医療機関が少ない	12
買い物が不便	9
補助金など助成が少ない	7

(3) 教育・学校について（18歳以下の対象者の方）

① 通園・通学に関する困りごと

問25 通園・通学していて特に困っていること、または困ったことがありますか。
（あてはまるものすべてに○）

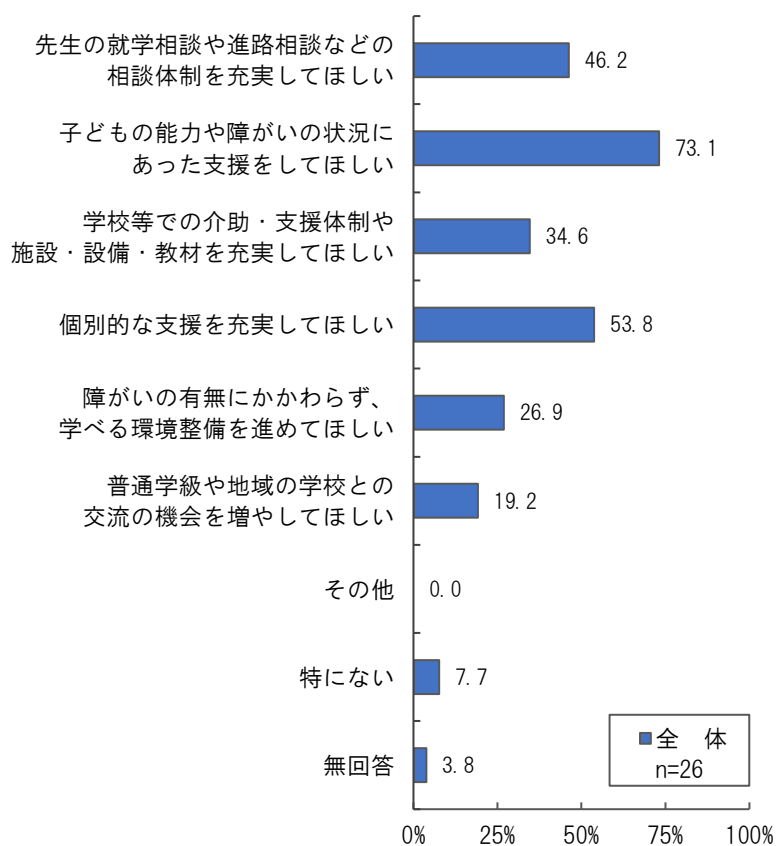
○通園・通学に関する困りごとは、「通うのがたいへん」（26.9%）、「先生の配慮や生徒たちの理解がえられない」（19.2%）、「友だちができない」（15.4%）が上位となっています。その一方、5割弱は「特にない」（46.2%）と回答しています。



② 学校教育に望むこと

問27 学校教育に望むことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

○学校教育に望むことは、「子どもの能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が73.1%と最も高く、次いで「個別的な支援を充実してほしい」が53.8%、「先生の就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」が46.2%となっています。



(4) 仕事・作業等について

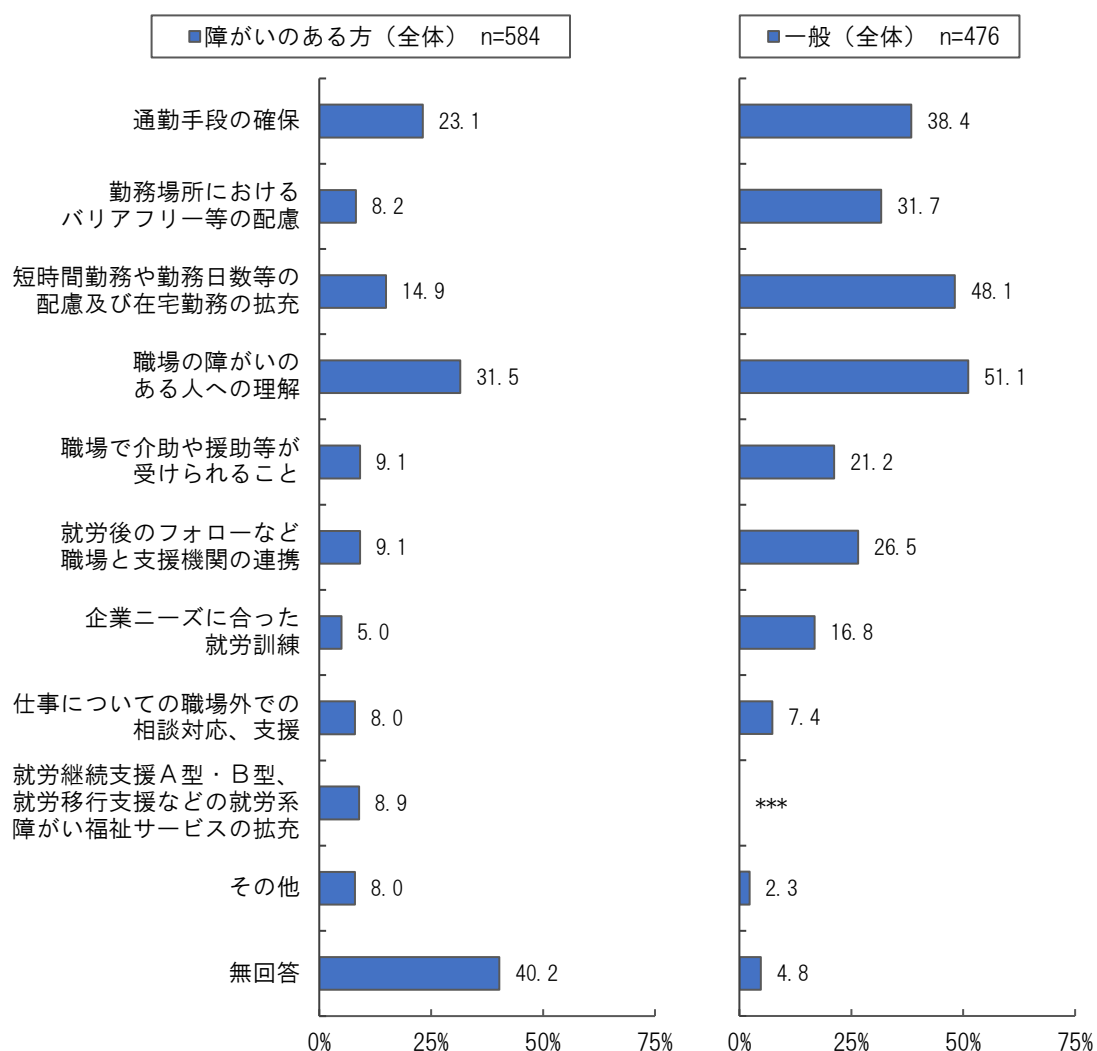
① 必要な就労支援

問31 障がいのある人に対する就労支援として必要なことは何ですか。(3つまで○)

○就労支援として必要なことは、「職場の障がいのある人への理解」が31.5%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が23.1%となっています。

○一般調査との比較をみると、両調査ともに「職場の障がいのある人への理解」が最も高くなっています。第2位は障がいのある方の調査では「通勤手段の確保」なのに対し、一般調査では「短時間勤務や勤務日数等の配慮及び在宅勤務の拡充」となっています。

【障がいのある方・一般調査別】



※選択肢「短時間勤務や勤務日数等の配慮及び在宅勤務の拡充」は、一般調査では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と「在宅勤務の拡充」に分かれていますので、再集計しています。

※選択肢「就労継続支援A型・B型、就労移行支援などの就労系障がい福祉サービスの拡充」は、障がいのある方だけの選択肢です。

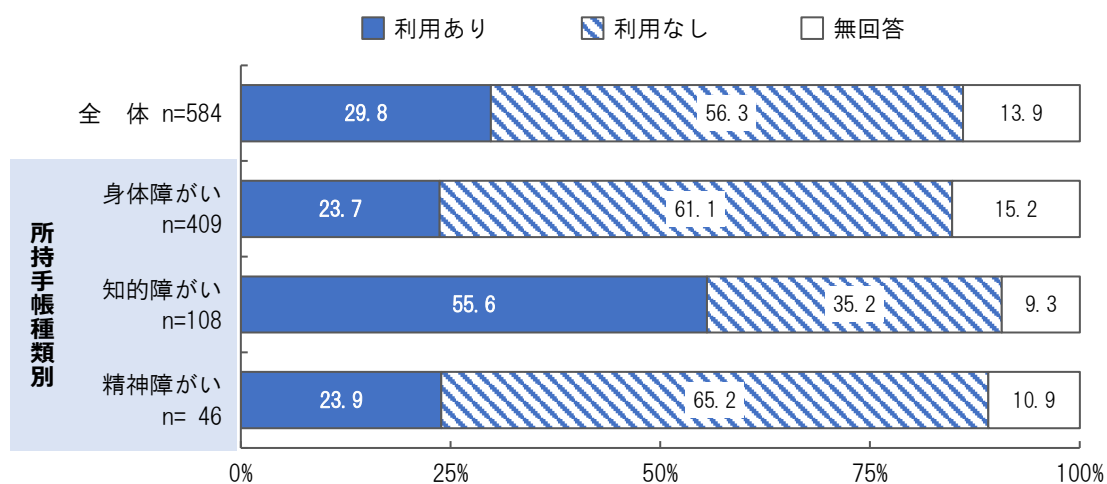
(5) 福祉サービスについて

① 障がい福祉サービスの利用状況

問32 あなたは障がい福祉サービス等を利用していますか。(1つに○)

○障がい福祉サービスの利用状況は、「利用あり」が29.8%、「利用なし」が56.3%となっています。

○所持手帳種類別にみると、「利用あり」は身体障がい者が23.7%、知的障がい者が55.6%、精神障がい者が23.9%となり、知的障がいの利用割合が高い状況です。

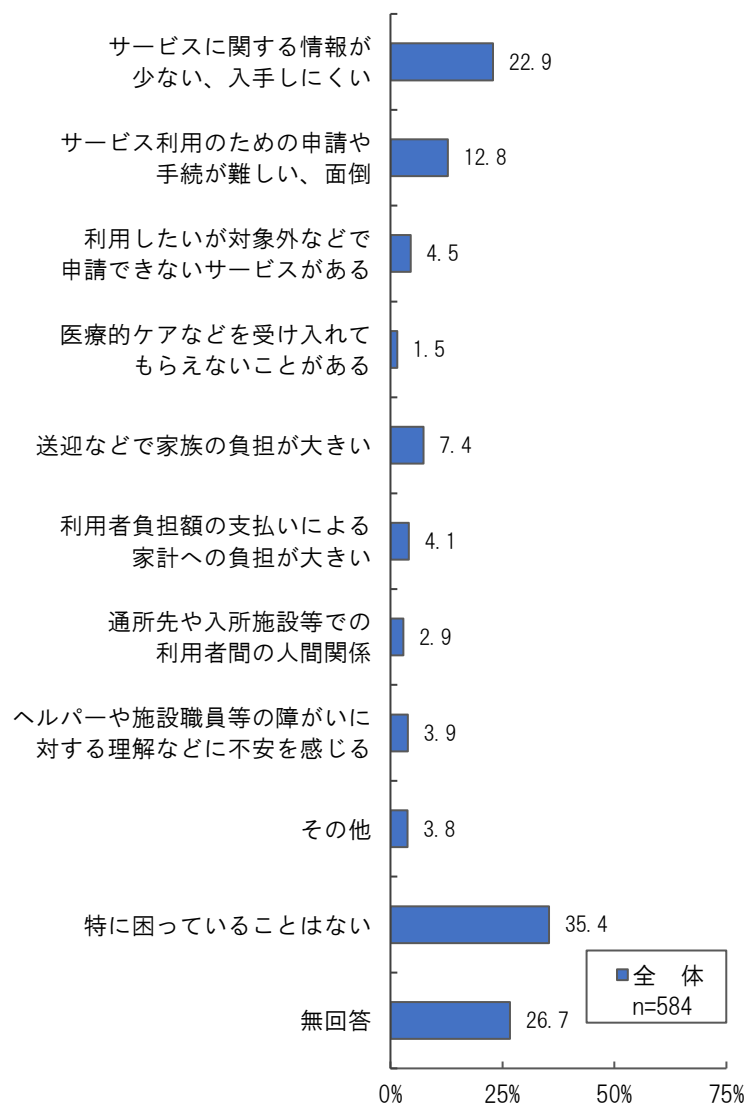


② サービスの利用で困っていること

問33 サービスの利用で困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

○サービスの利用で困っていることは、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」(22.9%)、「サービス利用のための申請や手続きが難しい、面倒」(12.8%)、「送迎などで家族の負担が大きい」(7.4%)が上位となっています。

一方、「特に困っていることはない」が35.4%と最も高くなっています。



(6) 障がい者理解や積極的な社会参加等について

① 市民理解を深めるために必要なこと

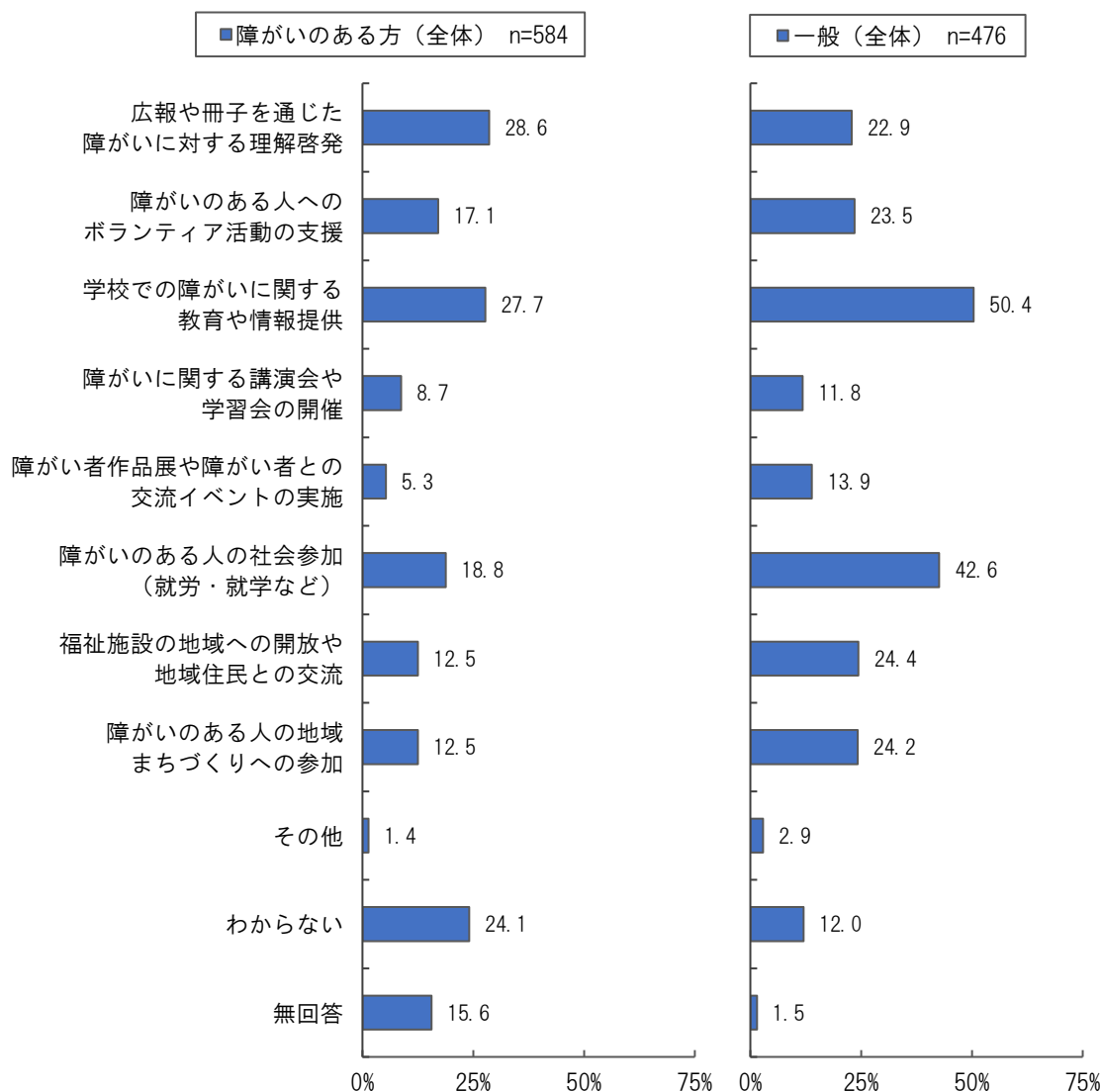
問37 障がいのある人に対する市民の理解を深めるために、必要だと思うことは何ですか。(3つまで○)

○市民の理解を深めるために必要なことは、「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」(28.6%)、「学校での障がいに関する教育や情報提供」(27.7%)、「障がいのある人の社会参加(就労・就学など)」(18.8%)が上位となっています。

○一般調査との比較をみると、ほとんどの項目で一般の割合が高く、特に「障がいのある人の社会参加(就労・就学など)」では23.8ポイント、「学校での障がいに関する教育や情報提供」では22.7ポイントと乖離が大きくなっています。

一方、「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」では障がいのある方が5.7ポイント高くなっています。

【障がいのある方・一般調査別】



② 積極的な社会参加に大切なこと

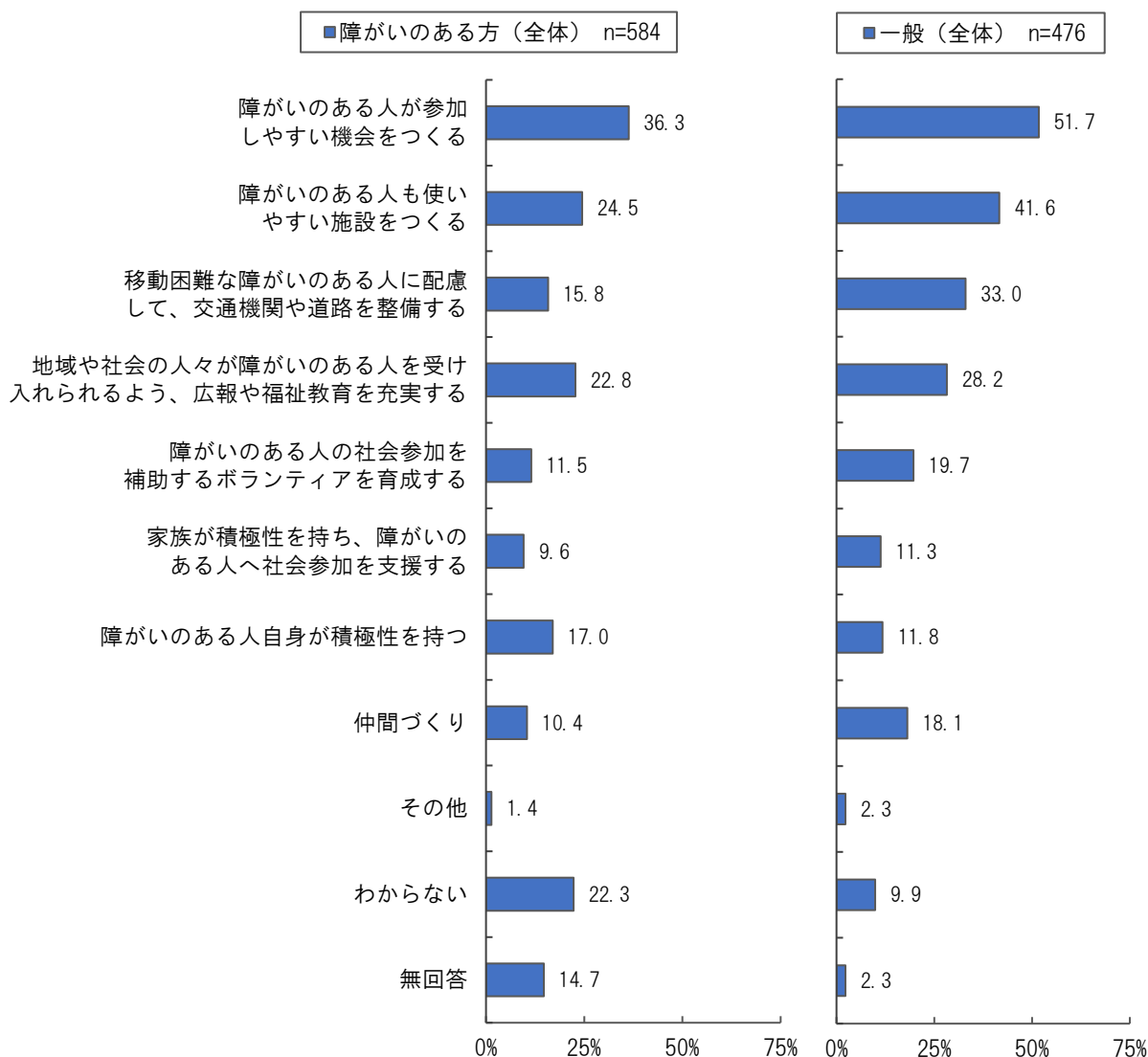
問38 あなたは障がいのある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために、特に大切なことは何だとお考えですか。（3つまで○）

○障がいのある方の積極的な社会参加に大切なことは、「障がいのある人が参加しやすい機会をつくる」（36.3%）、「障がいのある人も使いやすい施設をつくる」（24.5%）、「地域や社会の人々が障がいのある人を受け入れられるよう、広報や福祉教育を充実する」（22.8%）が上位となっています。

○一般調査との比較をみると、割合に差はあるものの両調査ともに「障がいのある人が参加しやすい機会をつくる」が最も高く、次いで「障がいのある人も使いやすい施設をつくる」となっています。

また、「移動困難な障がいのある人に配慮して、交通機関や道路を整備する」では乖離が最も大きく、17.2ポイント一般が高くなっています。

【障がいのある方・一般調査別】

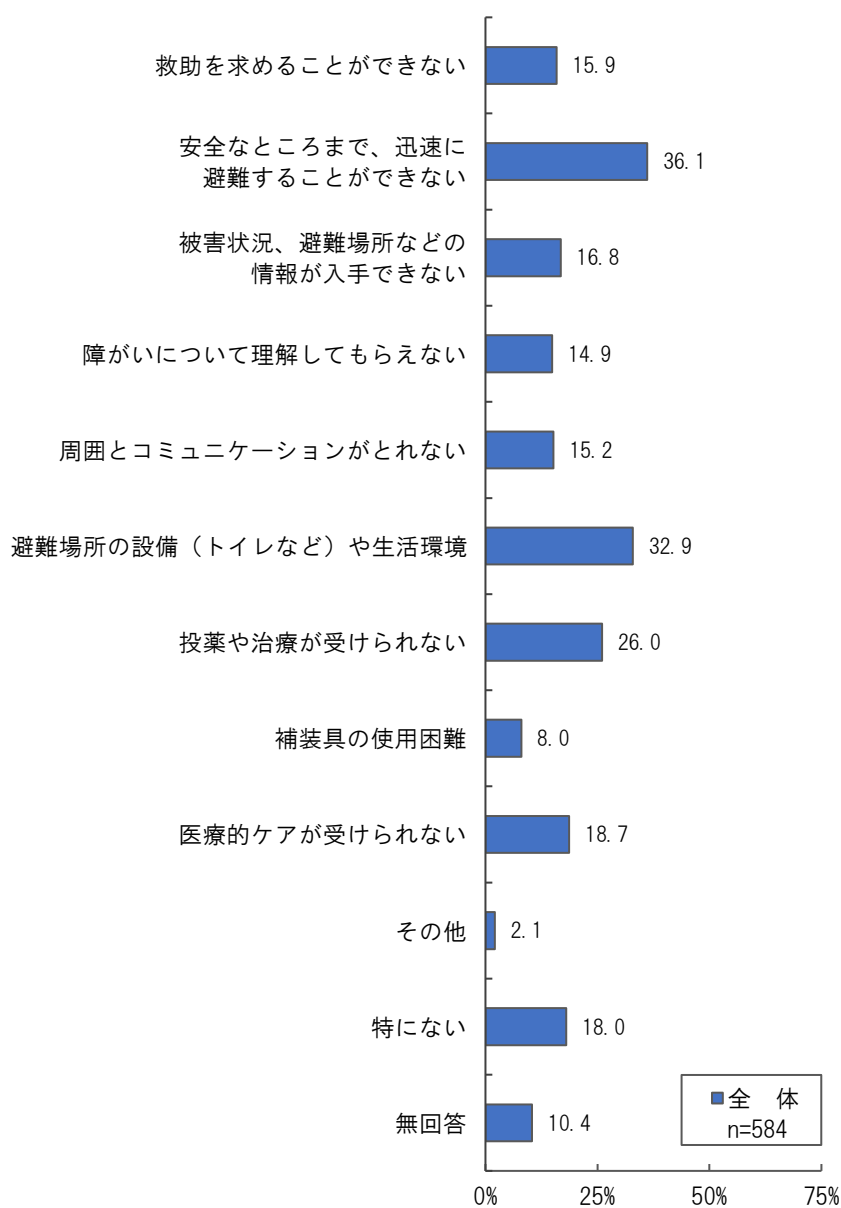


(7) 防災対策について

① 災害時に困ること

問42 火事や地震等の災害時にこういったことに困ると思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

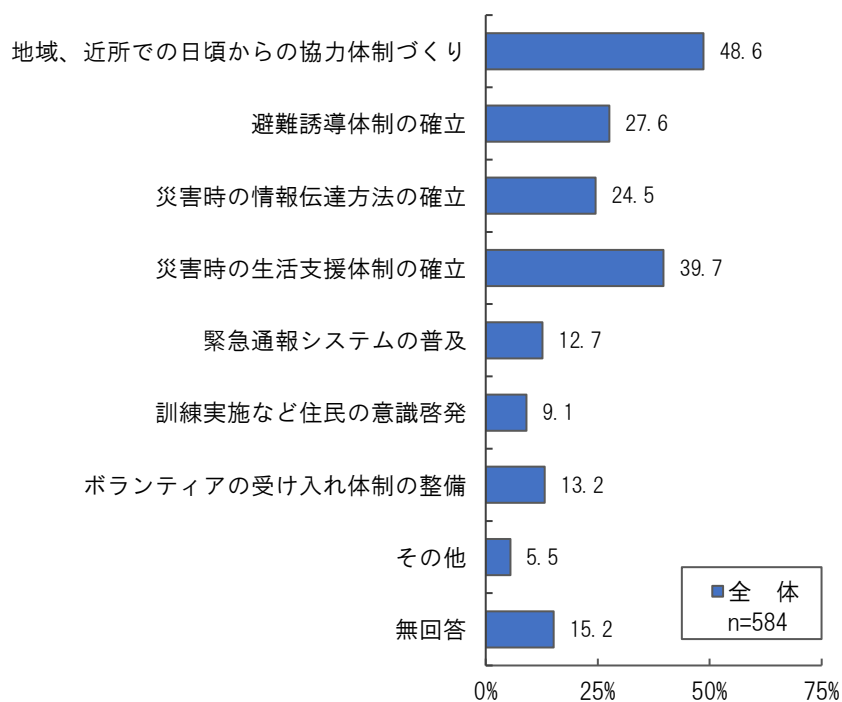
○災害時に困ることは、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36.1%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境」が32.9%、「投薬や治療が受けられない」が26.0%となっています。



② 災害時や緊急時における必要な取り組み

問43 災害時や緊急時において、障がいのある人に対する必要な取り組みは何だと思
いますか。(3つまで○)

○災害時や緊急時における必要な取り組みは、「地域、近所での日頃からの協力体制づくり」が48.6%と最も高く、次いで「災害時の生活支援体制の確立」が39.7%、「避難誘導体制の確立」が27.6%となっています。



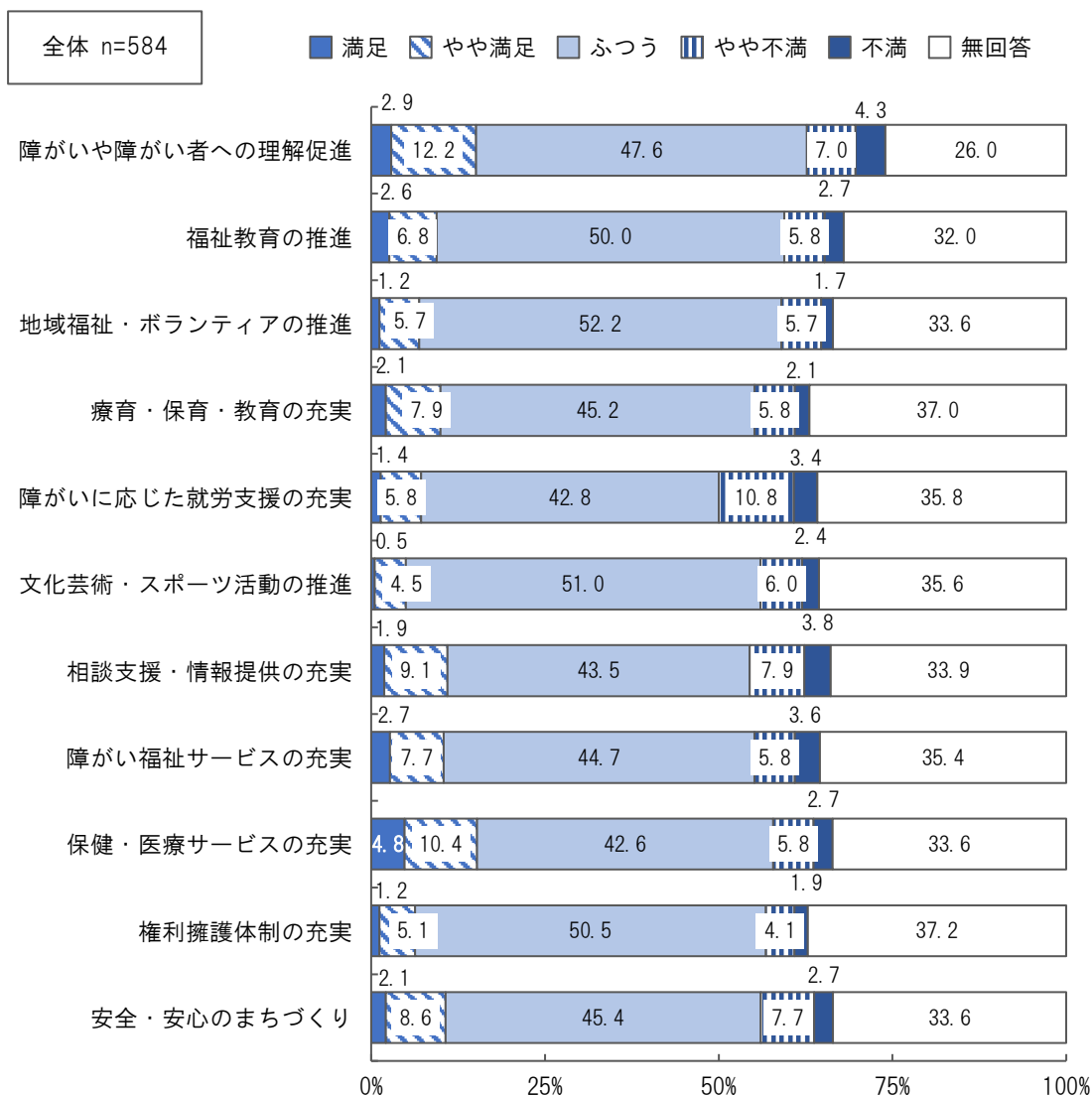
(8) 障がい福祉全般について

① 瑞浪市の障がい者施策全般への満足度と重要度

問45 瑞浪市の障がい者施策全般について、満足度、重要度についておうかがいします。
次の1～11の項目について、
(1)「(1)現在の満足度」をお答えください。(それぞれ1つに○)
(2)「(2)今後の重要度」をお答えください。(それぞれ1つに○)

○障がい者施策全般への満足度は、全ての項目で「ふつう」が最も高くなっています。
また、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は、「保健・医療サービスの充実」が15.2%と最も高く、次いで「障がいや障がい者への理解促進」が15.1%、「相談支援・情報提供の充実」が11.0%となっています。
一方、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』は、「障がいに応じた就労支援の充実」が14.2%と最も高くなっています。

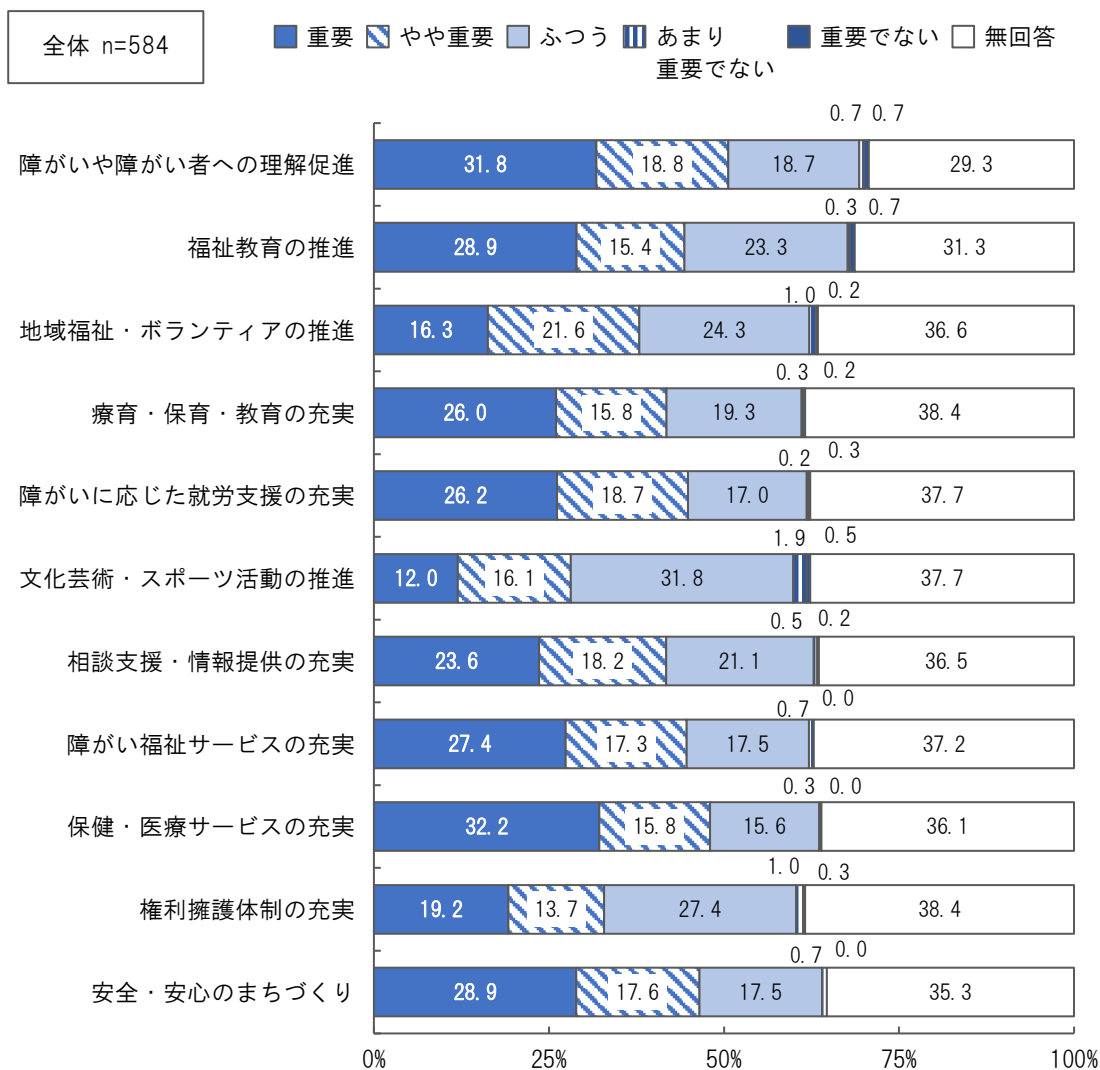
<現在の満足度>



○今後の重要度をみると、「重要」と「やや重要」を合わせた『重要』は、「障がいや障がい者への理解促進」が50.6%と最も高く、次いで「保健・医療サービスの充実」が48.0%、「安全・安心のまちづくり」が46.5%となっています。

一方、「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた『重要でない』は、いずれの項目も3%未満となっています。

＜今後の重要度＞

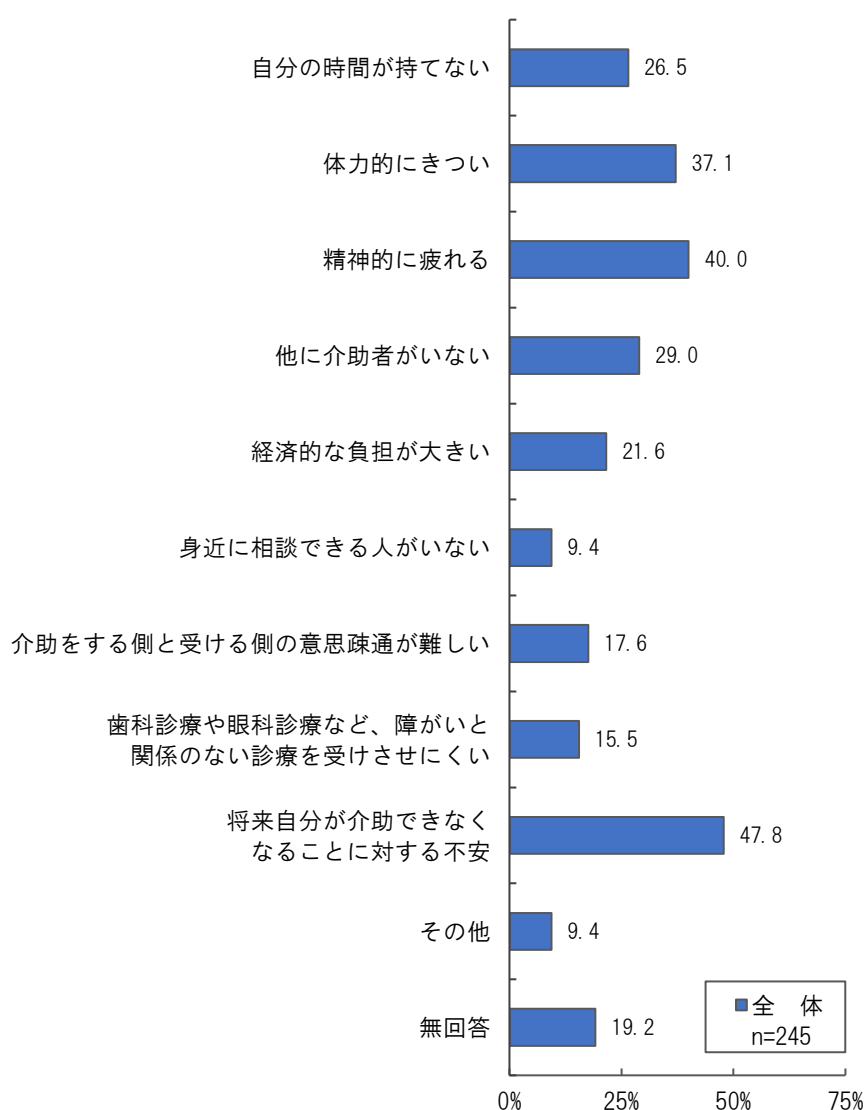


(9) 介護・介助について

① 介助する上での悩みや問題

問50 主に介護・介助をしている方が介助する上での悩みや問題は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

○介助する上での悩みや問題は、「将来自分が介助できなくなることに対する不安」が47.8%と最も高く、次いで「精神的に疲れる」が40.0%、「体力的にきつい」が37.1%となっています。

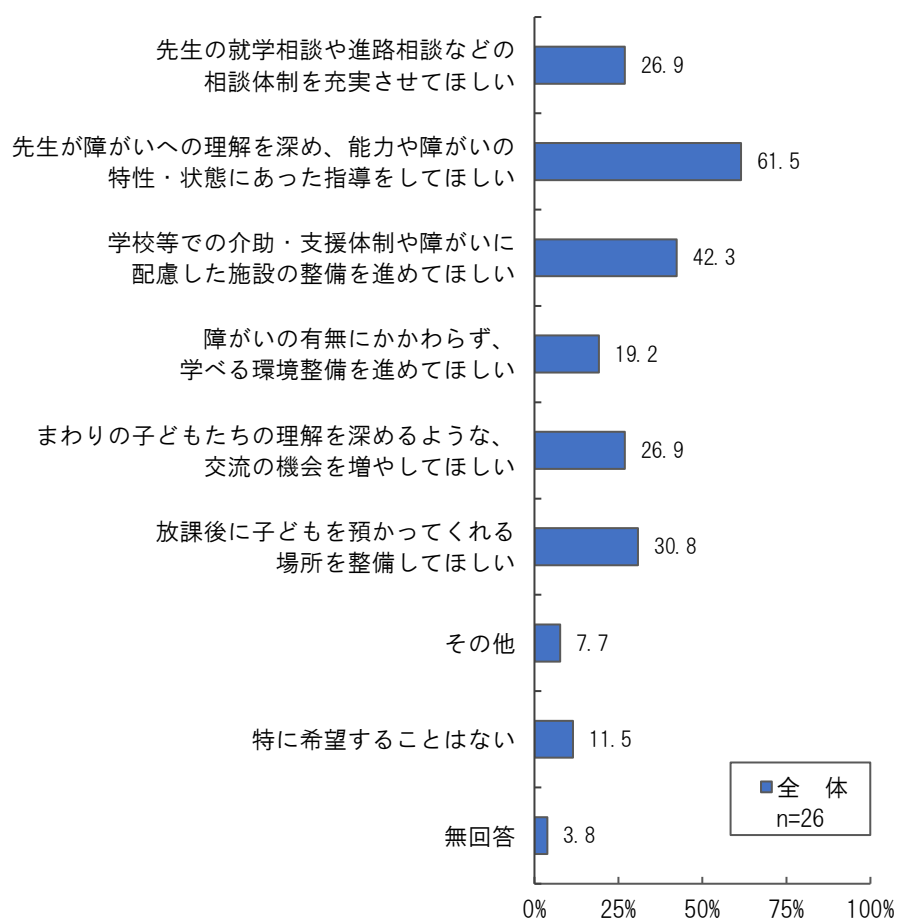


(10) 18歳以下の子どものことについて

① 学校生活等に望むこと

問52 学校等での生活についてはどのようなことを望んでいますか。(3つまで○)

○学校生活等に望むことは、「先生が障がいへの理解を深め、能力や障がいの特性・状態にあった指導をしてほしい」が61.5%と最も高く、次いで「学校等での介助・支援体制や障がいに配慮した施設の整備を進めてほしい」が42.3%、「放課後に子どもを預かってくれる場所を整備してほしい」が30.8%となっています。



Ⅱ 一般調査の結果

(1) 障がいのある人の理解・配慮などについて

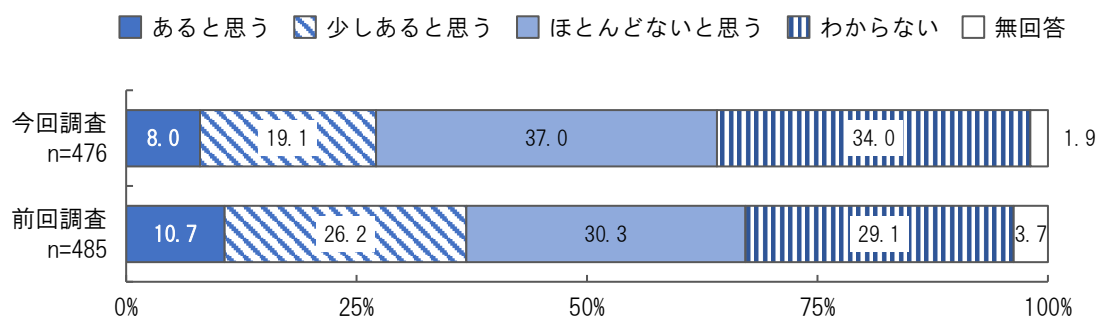
① 差別や偏見の有無

問6 あなたは、あなたが住む地域では障がいがある方に対して差別や偏見があると思いますか。(1つに○)

○地域での差別や偏見の有無をみると、「ほとんどないと思う」が37.0%と最も高く、次いで「わからない」が34.0%となっています。

一方、「あると思う」(8.0%)と「少しあると思う」(19.1%)を合わせた『あると思う』は27.1%となっています。

○前回調査との比較をみると、『あると思う』は前回調査では36.9%、今回調査では27.1%となり、9.8ポイント低くなっています。

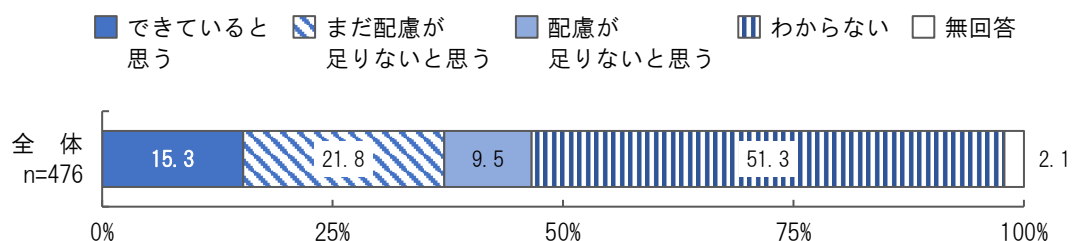


② 障がいのある人への配慮

問7 あなたは、普段の生活の中で、あなたが住む地域では障がいのある人への配慮ができていますか。(1つに○)

○障がいのある人への配慮ができていないかでは、「わからない」が51.3%と最も高くなっています。

また、「できていると思う」が15.3%、「まだ配慮が足りないと思う」(21.8%)と「配慮が足りないと思う」(9.5%)を合わせた『足りないと思う』が31.3%となっています。



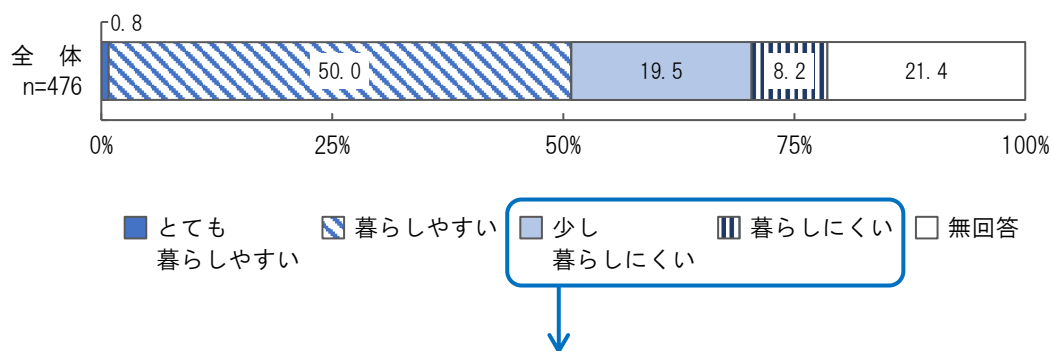
(2) 障がいのある人への地域での支え合い・助け合いについて

① 障がいのある人にとっての瑞浪市の暮らしやすさ

問12 あなたは、障がいのある人にとって瑞浪市は暮らしやすいと思いますか、暮らしにくいと思いますか。(1つに○)

○障がいのある人にとって瑞浪市は暮らしやすいと思うかの問いでは、「暮らしやすい」が50.0%と最も高く、「とても暮らしやすい」(0.8%)を合わせた50.8%が『暮らしやすい』と回答しています。

一方、『暮らしにくい』(「少し暮らしにくい」+「暮らしにくい」)は27.7%となっています。



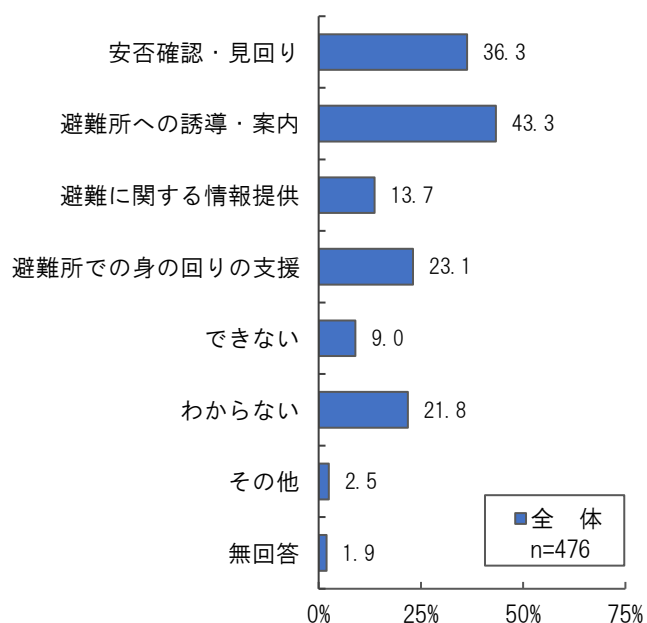
<『暮らしにくい』と思う理由>

意見内容	件 数
交通が不便だから	36
市のサポートを知らない・不足していると思うから	23
バリアフリー化等の整備が不足しているから	16
障がいのある人への理解が進んでなさそうだから	6
医療機関が遠い・少ないから	5
高齢化等で支援する人が少なそうだから	4
雇用が少なそうだから	3

② 災害時の障がいのある人への支援

問13 あなたは、災害時に自分の安全が確保されたと分かった場合、障がいのある人へのどのような支援ができますか。（2つまで○）

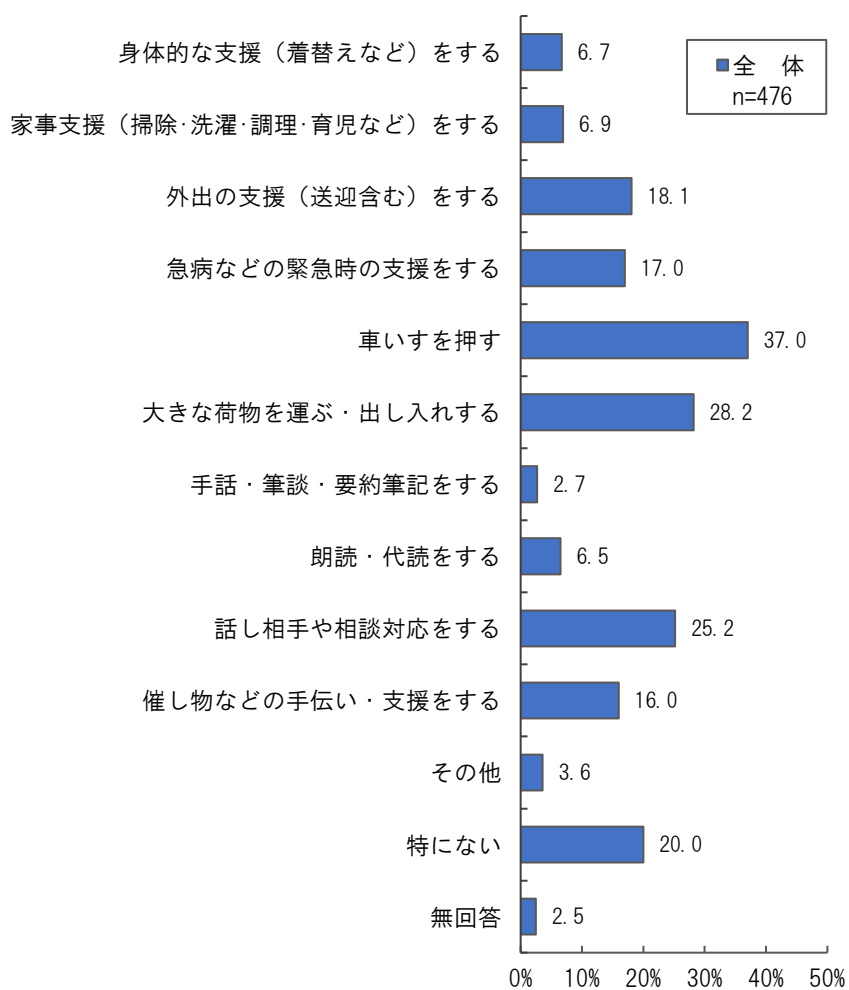
○災害時に障がいのある人へできる支援は、「避難所への誘導・案内」が43.3%と最も高く、次いで「安否確認・見回り」が36.3%、「避難所での身の回りの支援」が23.1%となっています。



③ 障がいのある人に対してできる支援

問16 あなたが日常生活の中で、障がいのある人に対する支援としてできることはありますか。（3つまで○）

○支援できることは、「車いすを押す」が37.0%と最も高く、次いで「大きな荷物を運ぶ・出し入れする」が28.2%、「話し相手や相談対応をする」が25.2%となっています。

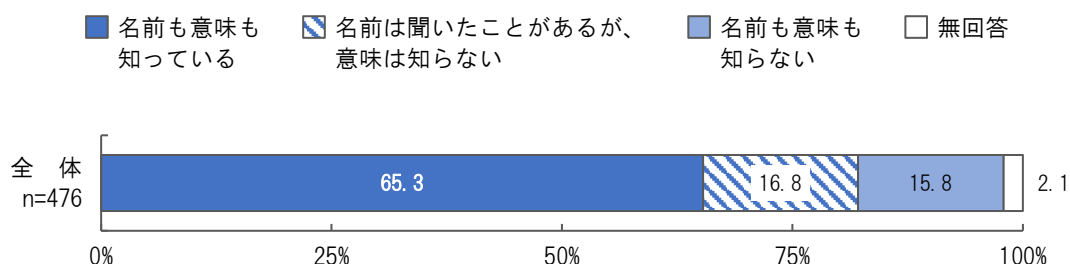


(3) 広報・啓発について

① 「ヘルプマーク」の認知度

問21 あなたは、「ヘルプマーク」を知っていますか。(1つに○)

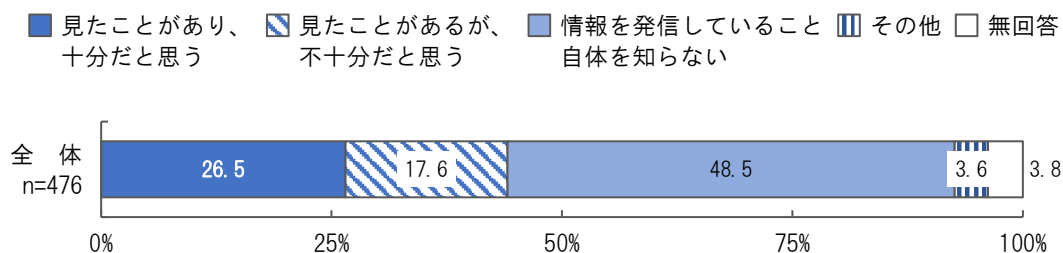
○「ヘルプマーク」の認知度は、「名前も意味も知っている」が65.3%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、意味は知らない」が16.8%となっています。



② 障がいに関する情報発信への考え

問22 瑞浪市は、「広報みずなみ」や公式ホームページなどで、障がいに関する情報を発信していることについてどう思いますか。(1つに○)

○障がいに関する情報の発信については、「情報を発信していること自体を知らない」が48.5%と最も高く、次いで「見たことがあり、十分だと思う」が26.5%、「見たことがあるが、不十分だと思う」が17.6%となっています。



(4) 障がいのある人への施策について

① 障がいのある人への充実すべき施策

問23 あなたが今後、特に充実すべきだと考える障がいのある人への施策は何ですか。
1～11の中から選びください。(3つまで○)

○充実すべきだと考える障がいのある人への施策は、「5 障がいに応じた就労支援の充実」が46.0%と最も高く、次いで「1 障がいや障がい者への理解促進」が32.6%、「11 安全・安心のまちづくり」が29.6%となっています。



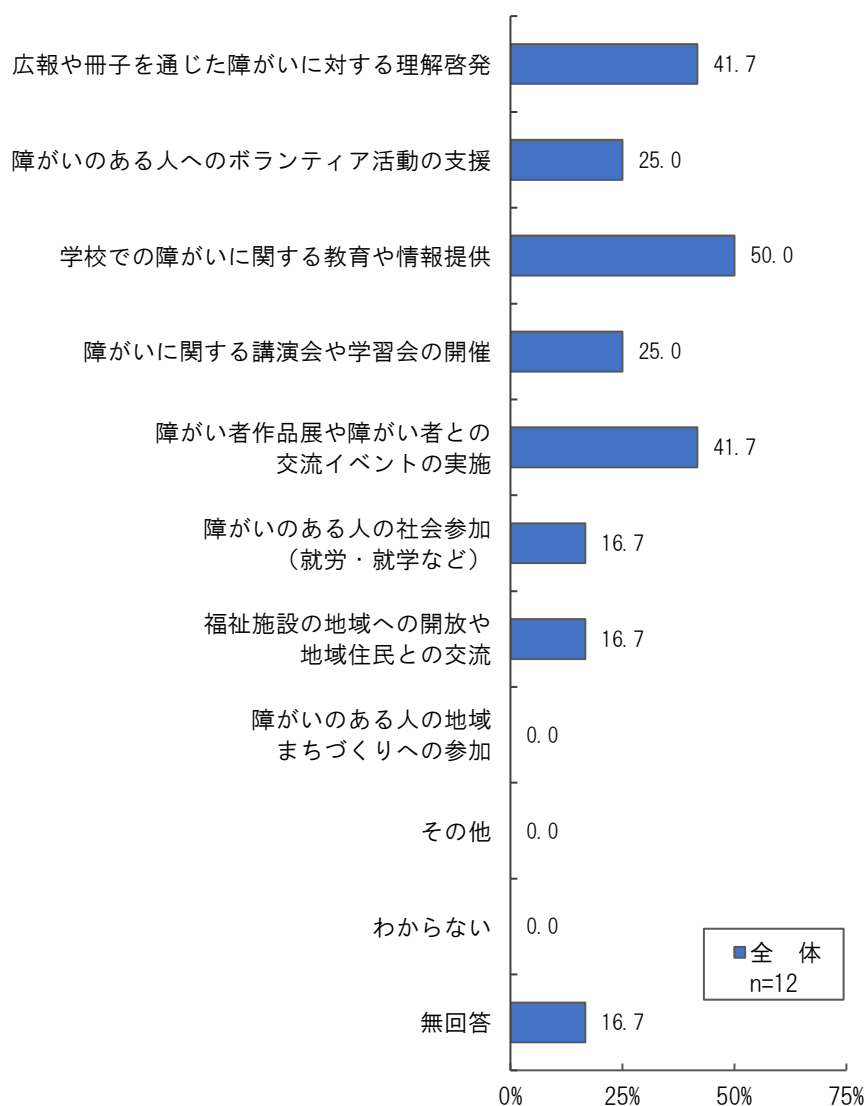
Ⅲ 当事者団体・ボランティア団体調査の結果

(1) 障がいのある人への理解・支援などについて

① 障がいのある人に対する理解を深めるために必要なこと

問3 障がいのある人に対する理解を深めるためには、どのようなことが必要とお考えですか。(3つまで○)

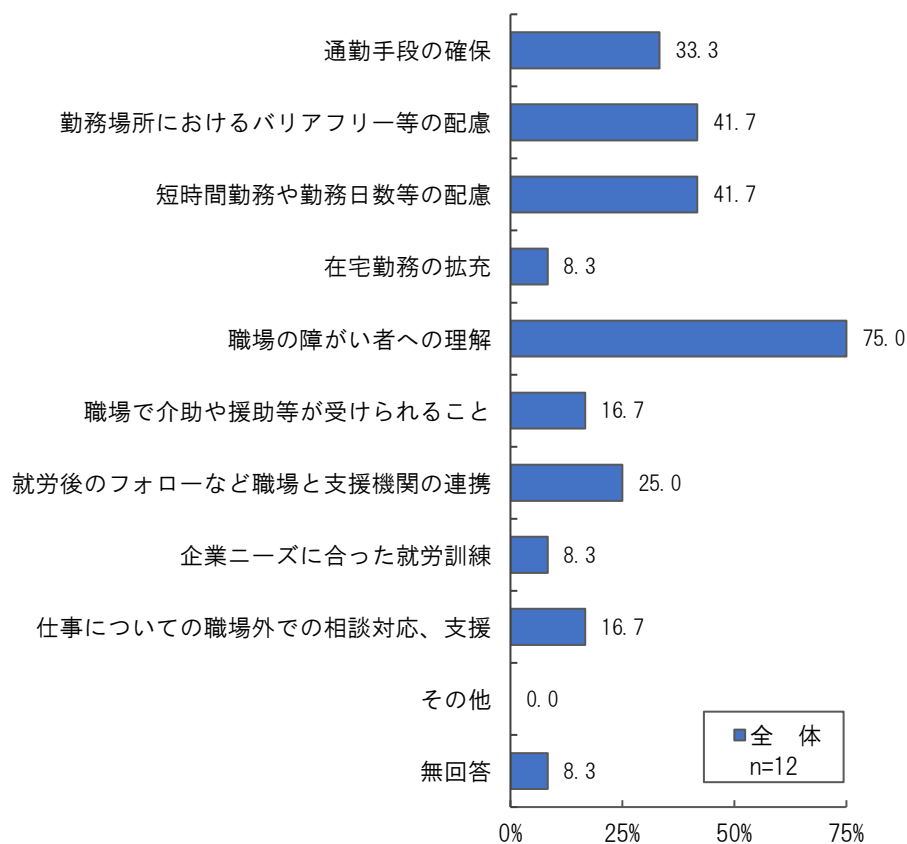
○障がいのある人に対する理解を深めるために必要なことは、「学校での障がいに関する教育や情報提供」が50.0%と最も高く、次いで「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」「障がい者作品展や障がい者との交流イベントの実施」がともに41.7%となっています。



② 就労促進支援

問4 障がいのある人の就労を促進するためには、どのような支援が最も必要とお考えですか。（3つまで○）

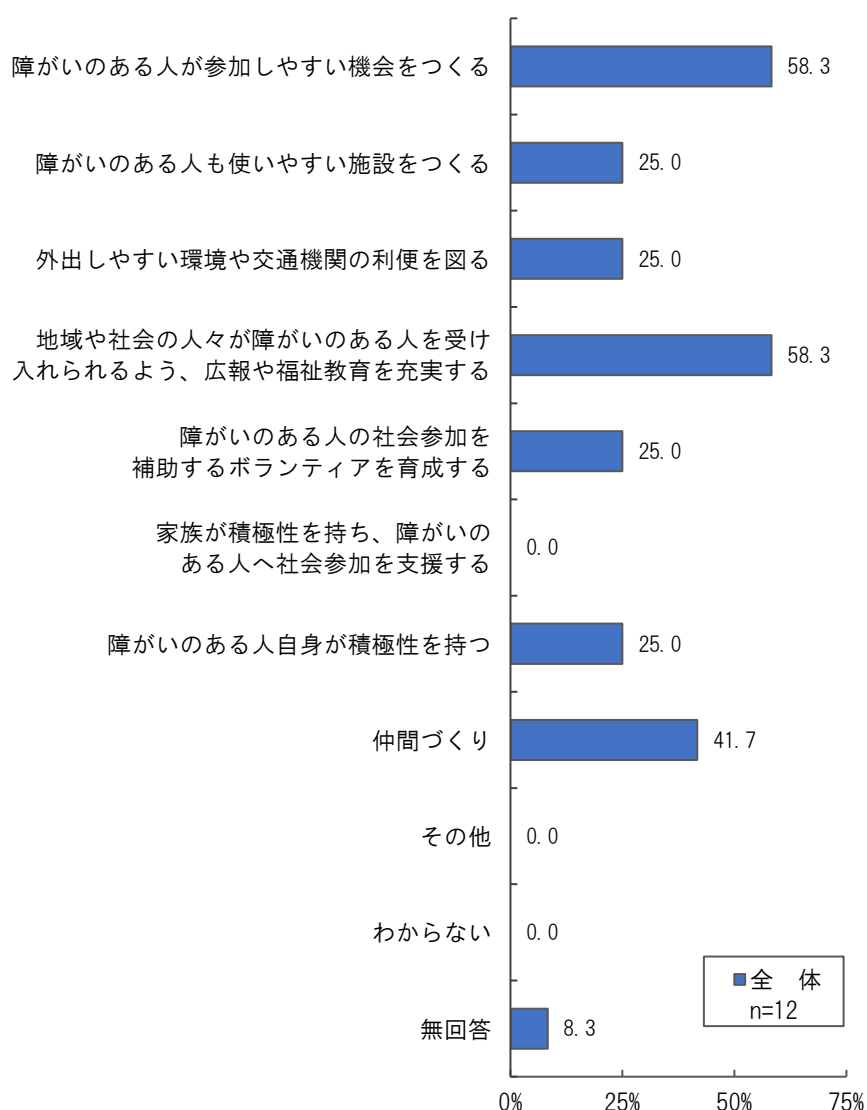
○障がいのある人の就労を促進するために必要な支援は、「職場の障がい者への理解」が75.0%と最も高く、次いで「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」がともに41.7%、「通勤手段の確保」が33.3%となっています。



③ 地域や社会への積極的な参加

問5 障がいのある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするためには、特に大切なことは何だとお考えですか。（3つまで○）

○障がいのある人が地域や社会に積極的に参加するために大切なことは、「障がいのある人が参加しやすい機会をつくる」「地域や社会の人々が障がいのある人を受け入れられるよう、広報や福祉教育を充実する」がともに58.3%と最も高く、次いで「仲間づくり」が41.7%となっています。



(2) 障がい福祉分野ごとの課題について

問6 障がい福祉分野全般に対して、それぞれ課題とお考えになっていることをご記入ください。

① 障がいや障がい者への理解促進

- 障がい者専用駐車スペースの健常者の利用が散見される。
- 岐阜県手話言語条例の周知・啓発。
- 広報活動の推進。
- 進んでいないのが現状のため、長期間の理解促進活動が必要。
- 普通級で障がいについて学ぶ時間があるといい。
- 市内小中学校に向けて学校での障がいに関する教育、知識を深めてほしい。
- 瑞浪市において手話言語条例が成立していないこと。
- 手話等普及啓発のための、アウトリーチ事業を拡充するなど、一般の方の理解促進のための活動が必要。
- 小中学生のうちから障がいのある人との交流の場をもつ。
- 障がい者と健常者が集まる機会があると良い。
- 障がい者の本当の生活をもっと知ってほしいものです。
- 障がいのある子も参加しやすい、コミュニティの場を作ってもらいたい。障がいのある子、その親が交流できる場があれば、孤立せず、1人で抱えこまなくてもいいと思う。そして情報をお互いに交換できれば、先々の不安や悩みも減ってくるのではないだろうか。
- 手話体験、出張講座手話サロンを通じて感じた事です、最近のTVドラマの手話表現シーンを見て、手話を覚えたいという小学生の児童さんが多いという事です。この機運を冷めさせない内に手話に対する理解を深めていきたい。
- たとえば「いわゆる無敵の人を作らなくてすむように」は大きな課題。「問題解決型」以外のアプローチ、長期的なつながりの場と時が必要。障がいがあっても、一般のルールからはずれたように感じている人でも、なんとかくさらず「自分と生き方」を考えようとする機会を確保していきたい。そのための「第5次瑞浪市障害者計画等策定」をお願い致します。

② 福祉教育の推進

- 小中学校における手話の授業や、ろう学校との交流等、聴覚障がい者に対する理解促進。
- 小中学校で障がいのある子、ない子が一緒に交流できる機会を増やし、普通級の子にも障がいについて知ってもらう機会とする。
- 文化祭や福祉まつりを通して、福祉について知る機会とする。
- 市内小中学校での福祉における講演会や学習会の充実。
- 小学校での手話出張講座や「手話」体験などの福祉教育の推進。
- 小中学生のうちから福祉教育に力を入れる。
- さまざまな世代の人たちが交流できる場をつくる。
- 点訳講座などの推進。

③ 地域福祉・ボランティアの推進

- 障がい者が自立して活動できる環境づくりが必要。
- 障がいの種類によって活動する色分けが必要。
- 手話奉仕員養成講座等での手話のできる人の育成。
- ボランティアの人数が減少していること。
- 障がい者自らがボランティアをする時代を迎えていると感じる。
- 学校や町内会でのボランティア活動（収集・募金・寄付）などの充実。
- 障がいのある方が行えるボランティア活動の提供。
- 専門性のあるボランティアに対しての勉強の場を増やす。
- 小中学生にボランティア講座を行う。
- ボランティア団体の活動への理解促進。

④ 療育・保育・教育の充実

- 障がいを持った子どもたちへの温かい見守り。
- 聴覚障がいのある子どもへの早期支援の充実と県難聴児支援センターの周知。
- 療育としてST（言語聴覚士）・OT（作業療法士）・PT（理学療法士）常勤化による、支援・指導の推進。
- 障がいのある子どもの特性を知るなど、専門知識のある加配の設置。

- 障がいのある子どもがどんな場面で困ってしまうかなどの理解促進。
- 療育に対する関係機関との連携や相談体制の充実。
- 指導者への研修、専門性のある先生や指導者の配置。
- 学校での手話等普及啓発のためのアウトリーチ事業の実施。
- 児童発達支援センターが、子どもの通園している保育園を支える役割をし、園とセンターが連携してよりよい療育につなげる。
- 昔と比べると随分充実してきているように感じる。ますますの充実を期待したい。

⑤ 障がいに応じた就労支援の充実

- 会社の方針に従う事。(条件等)
- 手話協力員ジョブコーチ等、聴覚障がいに対する就労支援の充実。
- A型事業所の数が増えたのはよいが、妥当と思えない事業所やサビ管理者がいる実態があること。
- 情報収集のため、文化祭など福祉事業所の方と話せる機会やイベントの充実。
- 市内に障がい就労施設などを増設。
- 働く意欲や能力がありながらも就労継続支援等の利用から、就労につながらない人達への就労を後押しするサービスの実施。
- 障がいのある人の可能性を見出し本人の意思を実現できるようにするなど、高い専門性を必要とする障がい者就労にかかわる支援者の人材確保が必要。

⑥ 文化芸術・スポーツ活動の推進

- スポーツ：各種のゲームに対して、場所の提供、参加者の勧誘等。
芸術：教室を主催し幅広く勧誘する。
- ろう劇団や、ろう者のスポーツ大会の充実やデフリンピックの周知。
- 活動の拡充。
- 学校教育の中に文化芸術、スポーツ活動を多く取り入れる。
- 水泳のクラブなど、障がいのある人を対称としたクラブ活動の充実。
- 障がいのある人も参加できる活動を提供していく。

⑦ 相談支援・情報提供の充実

- 行政の窓口での周知。(窓口及び広報誌に掲載)
- 県情報センターの活用・PR。
- 充実した相談事業体の増加。
- 「ぼけっと」の通所支援の拡充。(放課後デイの高学年での利用)
- 18歳以上でも利用できる相談事業所の拡充。
- 学校教育の中での定期的な相談支援、情報提供の場を多く取り入れる。
- 障害者相談支援センターなどの相談先に、聴覚障がいのある方と手話意思疎通ができ聴覚障がいについての理解が十分にあるソーシャルワーカーの配置。
- ボランティア活動が、本当に必要とされている方に届くような体制の整備。

⑧ 障がい福祉サービスの充実

- 社会福祉協議会及びその出先機関のサービスの連携を密にして介護の充実を図る。
- 日常生活用具等の聴覚障がい者に対する福祉サービスの充実。
- 福祉サービスの充実。
- 瑞浪市には放課後等デイサービスが少なく、近場の事業所は人手不足で利用が困難。
- 障がいを理解し、特化した人も少ないので、福祉関係の仕事につきたい方に対して、専門的なことを学ぶ機会をもうける。
- 市内に放課後等デイサービスの事業所の増設。
- 地域で安心して暮らしてつづけるための重層的な支援体制をつくるうえで中核的な位置づけとなる、地域生活支援拠点の質の充実。
- タクシーチケットが月2回×1年(24枚)は少ない、病院に行くだけで使いきってしまう、もっと利用できるようになるといい。

⑨ 保健・医療サービスの充実

- 医療機関との連携を密にする。
- 早期発見の為にスクリーニング検査や、その後の親子へのフォローの充実。
- 以前あった、保健センターのどんぐり広場の再開。
- 聞こえない、聞こえにくい乳幼児に対しての相談できる機関や施設の情報提供。

○障がいが少しでも早く発見され、療育されるよう、そういった場や機会の充実。

○小児科の減少と障がいのある子どもへの理解がある病院も少ない。

⑩ 権利擁護体制の充実

○月に1度開いている障害者相談窓口の周知。

○社会全体で、取り組むことが必要。

○福祉事業所でも、自由の拘束が日常的に行われている事も問題。

○権利擁護に関するスムーズな相談体制の充実。

○市民後見人養成講座の実施。

⑪ 安全・安心のまちづくり

○音声だけでなく、手話、文字等による緊急時のお知らせなど、聴覚障がい者が安心して暮らせるまちづくり。

○特に障がいのある女性は、常に犯罪に直面しているため、安心して暮らせない現状への早急な対処が必要。また、男性の場合は恐喝に横暴等が常にあるが、現状を知らない事が問題。

○災害時の避難所での配慮や工夫。

○世間に障がいのある人への理解を認知してもらい、人と人との助け合い安心して暮らせるまちづくりの強化。

○災害が起きたとき、避難先において、多勢の人達と一緒にいられない、障がいのある方、また医療的ケアの必要な方、児童の避難体制の充実。聞こえない人への避難所での支援。

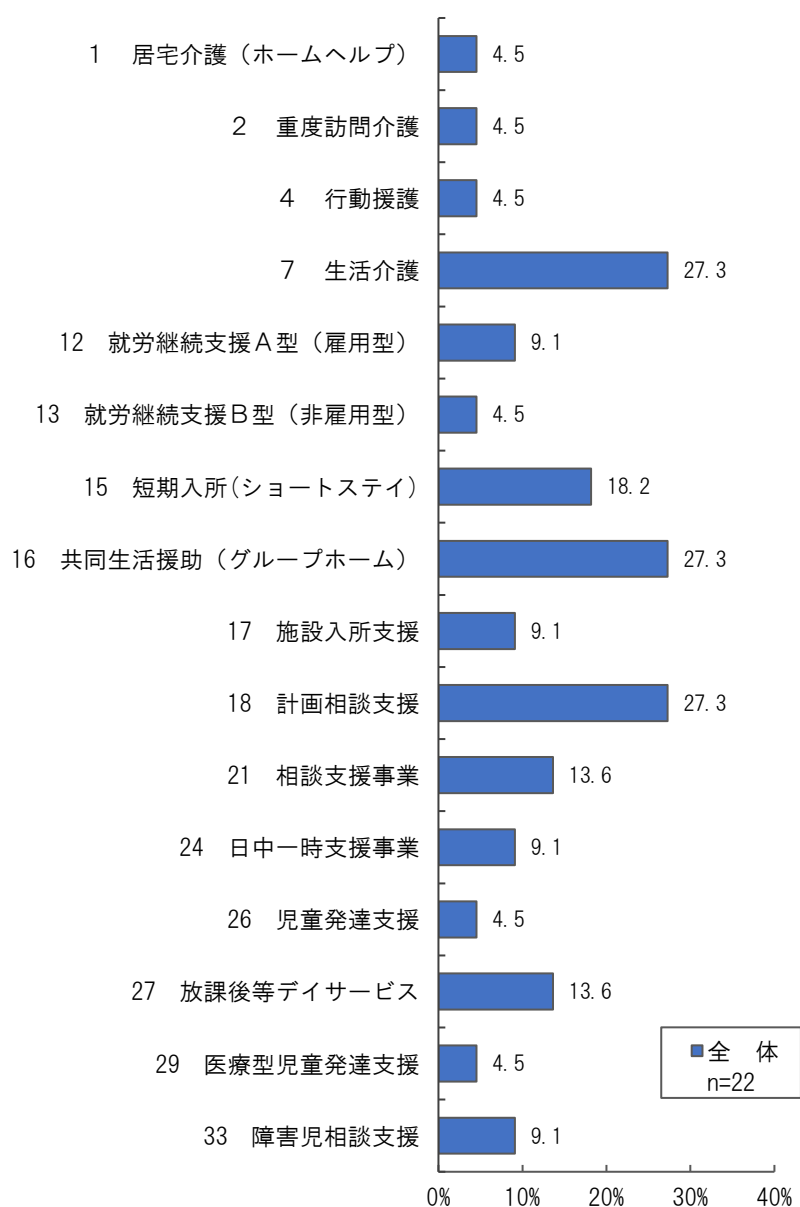
Ⅳ サービス提供事業所調査の結果

(1) サービスについて

① 不足している福祉サービス・支援

問5 市全体をみたときに、不足していると思われる福祉サービスや支援はどのようなものですか。

○不足していると思われる福祉サービスや支援は、「7 生活介護」「16 共同生活援助（グループホーム）」「18 計画相談支援」がいずれも27.3%と高くなっています。

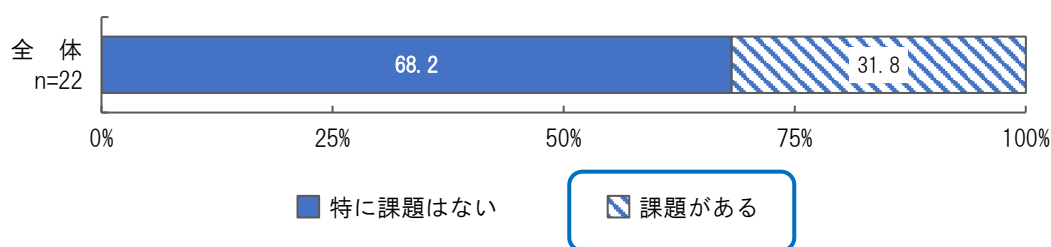


② サービス提供における課題

問6 瑞浪市で提供されている障がい福祉サービス等のうち、提供にあたって特に課題があると思われるサービスはありますか。（どちらかに○、課題のあるサービスの番号およびその理由を自由に記入）

※貴事業所が実施しているサービス以外のことでけっこうです。

○サービス提供における課題の有無をみると、「特に課題はない」は68.2%、「課題がある」が31.8%となっています。



【課題があると思うサービスと課題の内容】

課題があると思うサービス	件数	課題の内容
12 就労継続支援A型（雇用型）	1件	○暫定期間が短い。暫定期間以降に本人の行動変化がみられ、通うことが難しくなる場合がある。
16 共同生活援助（グループホーム）	2件	○障がい者施設側と行政との情報交換の場を企画していただきたい。 ○グループホームで生活することで入所ではなく通所施設を利用でき、参加できる活動が広がり、その方らしい生活が維持できるのではと思う。
18 計画相談支援	2件	○障害児相談支援事業所はあるが、計画相談事業所がない。瑞浪市の方の計画相談事業所を他市の相談事業所が行う実態がある。地域連携等を考えた上でも、地域の相談事業所に対応できれば、対応もスムーズではないかと感じる。又、相談員がタイムリーに動けるのではないか。 ○個々の力量もありますが、内容の複雑化、各機関との情報の共有、協働の大切さが求められている。体制の充実を望む。
24 日中一時支援事業	2件	○土・日・祝日等にサービス提供している日中一時支援事業については、配置する職員手当に割増料金を支給するため、現在の900円/時間の報酬単価では最低賃金にも届かず、人件費を圧迫している。改善が必要。 ○就労継続支援B型の事業所が日中一時サービスの提供が出来なく、利用者が困っている。

課題があると思うサービス	件数	課題の内容
27 放課後等デイサービス	2件	○当事業所を利用したい意向があり、本人も支援が必要と思われていたが、手帳がないと受給者証を発行できないということで、その話がなくなってしまった。 ○放課後デイサービスの不足を感じる。また、せっかく開所してもPR不足のためか、認知不足もあり閉所になってしまった。社会資源は大事にしていきたい。
33 障害児相談支援	1件	○障がい児サービスから、者のサービスへ引き続き福祉サービスを利用する際に、担当相談事業所が変更となる。引き続き担当してもらえないという事で、本人、保護者は、また一から関係づくり等の大変さもあるので、障害児相談事業所が計画相談の事業を担える体制をとれば良いと感じる。

(2) 障がい福祉分野ごとの課題について

問7 障がい福祉分野全般に対して、それぞれ課題とお考えになっていることをご記入ください。

① 障がいや障がい者への理解促進

- 精神に障がいを抱えている方への理解を深めることは、ふだん関わっている私たちでも難しく感じることもあるため、市民に向けて精神障がいについて知る機会があるとよい。
- 広い視野を持って支援できるよう、他の事業所や施設、他職種と交流する機会があるとよい。
- 幅広い年齢層での断続的な取組が必要であり、地域社会活動において、支え合い、認め合える共生意識を育てていくことが重要。まずは、知る機会を多く作っていくことが大切、無関心でいることが、一番共生への道を遠ざけるため。
- 障害者総合支援法が目指す、障がいの有無にかかわらずお互いに安心して暮らせる社会づくりの推進のため、障がいのある方への理解に向けた啓発運動が必要。
- 一般的に「障がい者」という言葉だけを聞くと身体的、精神的問題があり、色々と出来ない人のイメージを持たれる人が多いと思うが「障がい」は、一部分な物で他の部分は、一般の人と同じである事をもっと理解してもらいたい。
- ヘルプマークの周知。
- 意思決定支援への理解が深まるとよい。
- 隣接する土岐市のイオンモールなどで就労系福祉サービスの製品が販売できると、多数の人の目にとまり理解促進や周知につながるのでは。

- 障害者差別解消法の内容を周知していく必要がある。
- 障がい者や障がい児と接する機会が少なく、身近な存在になっていない。
- 車イスや白杖、補聴器等により、視覚情報から「障がいがある者」と認識されるが、知的障がいや精神障がいは、言葉や言動により初めて「障がいがある者」と認識される。
- 障がいのある人への理解の促進については、引き続き必要だと感じる。障がい者間でも、互いの障がいを理解するという点では難しくトラブルが生じる事もあるので、障がいあり、なしに関係なくすべての人が互いを理解しあえる社会。
- 障がい福祉に関わっている人とそうでない人たちとの関心の差が大きい。
- コロナ禍でもあり、行事がなく障がい児・者とも出かける事が少なくなっており、地域の方との交流の場があるといい。
- 障がい児・者を身近な存在と認識してもらうためにどうすれば良いかの検討。

② 福祉教育の推進

- コロナ禍で減っていた交流の場の再開を望む。みんなで一緒に過ごせる時間は、喜ばれる方が多いため。
- コロナ禍以前は、施設でも色々な交流があり、地域の理解も良い方向へと進んでいたと感じていた。出来ないことを互いに認められる、そんな社会であってほしい。
- 障がい者に対する理解の場（講話・セミナー・授業等）を計画し、市民に知ってもらうことが必要。
- コロナ前は園の行事への参加やボランティア、福祉体験などあったが、現在は実施できていない、コロナ後には再開したい。
- 学生の福祉体験、ボランティア、実習の機会の充実。
- 身体障がい者への理解が中心でしたが、今後は、発達障がいや精神障がいの理解も進めていく必要がある。
- 障がいや障がいを取り巻く社会環境など、小中学生には事前情報が少ないと思われるので、道徳の時間に障がいに関する教材があれば活用し、障がいについてのアウトラインをまず伝える。その後、障がい児と関わることで障がいがある社会、それがノーマルな社会と感ずることができ、療育・保育・教育の充実に寄与できる。
- 障がいのある子、ない子、小さなうちから、日常的に一緒にいる機会があるとよいが、年に数回の交流（支援学校の生徒が地元の学校との交流）では難しい。
- 地域で高齢者、子ども等との交流事業。

③ 地域福祉・ボランティアの推進

- 様々なボランティア育成講座が開かれているため、継続した開催と充実。
- 施設の利用者と支援員で参加できるボランティア活動があるとよい。
- 障がい者の事業所や施設等に来訪するようなボランティア講座や教室があるとよい。
- 福祉援助ができるエキスパートの育成に、年齢、男女を問わず、参加できる取組の充実。
- ボランティア活動のための窓口が分かりにくい。
- 福祉のボランティアを行いたい、情報が入ってこないため、福祉等ボランティアに関する積極的なPRと誰もが参加を考える場の創出。
- コロナによりボランティアの受け入れが進んでいないため、コロナ後は新規のボランティアを募集し、積極的に進めていきたい。
- 現状コロナ禍で難しいが、地域の方々が学園行事等に気軽に来園できるようになるとよい。
- 誰もが自分の生活で一生懸命の時代となり、休日まで奉仕活動に参加する意欲が低下している。参加しやすさ、気軽さ、手軽さ、個別支援計画、メリットなど工夫が必要。
- 民生委員・児童委員経験者から経験談を聞いてみる、良いエピソードもあれば、当然良くないエピソードも出てくると思う。そこからどうすれば改善できるかを考えていけば、地域福祉の取っ掛かりとなる。
- ボランティア活動を行っている方との交わりがなく実態を把握できていない。
- ボランティア養成講座など積極的に地域の方が参加しやすい講座を行う。
- ボランティアの活動を市民に周知するよう、発信方法等を検討する。
- 職員不足により、取組が消極的になってしまう。ボランティア活動のきっかけができる仲間づくりを積極的に取り組んでいる。

④ 療育・保育・教育の充実

- 障がいを抱える子どもが学校へ行く時の移動支援に関する相談がある。
- 全ての福祉事業者に言えることだが、個々の意識が大切であり、専門的なエキスパートになることが必要。
- 療育指導、特別支援教育は、親が自主的に判断しているところがあるため、専門家の訪問など、市も積極的な取組が必要。
- 行政ではなく、私ども施設側とのコミュニケーションを図れる場があれば、積極的に参加したい。

- 発達障がいとあわせ持つ不登校児への支援について、支援体制が整っていないと感じる。
- スマートフォンの利用学習（危険性・モラル・犯罪・利便性）、性に関する教育。
- 療育中心・特支中心の教育に偏らず、いわゆる普通保育や普通学級で過ごすことにより、双方が「障がいのある生活」「健常者との関わり方」を経験できる。
- 障がいのある子どもたちの療育の場、医療的ケア児の受け入れ保育所など、障がいのある子どもたちの学ぶ場の充実。
- 2016年に放課後等デイサービスを立ち上げた時は、地域の中で他になかったサービスだったが、今では、多く事業所ができ、事業所間の連携も生まれている。このままさらに、発展していけば良いと思う。
- 高等学校での、A・B型、就労継続支援の認知度が低い。
- 不登校児への対応、行き先などが課題。

⑤ 障がいに応じた就労支援の充実

- 障がい者雇用を法的な義務と捉えず、働きやすい環境作りと、状況に応じた支援で定着率を上げていくこと。
- 障がいを持った人の就労は、現状まだまだ少ないが、理解を持って雇用を考える企業もあるため、支援事業所と企業との連携を強化し、就労につなげていきたい。
- 特別支援高校の現場実習や就労先決定時、相談支援専門員との連携が必要。
- 障がい者の方の負担軽減が必要。送迎バスの無料化、昼食費軽減等。
- 当センターの実績（一般就労）において東濃5市の中で就職者数、相談件数、登録者数共に一番数が少ない状態である。情報の共有化など進めていく必要がある。
- 企業が障がいを理解していく必要がある。（最近の障がい求人の内容をみると、一般のアルバイト求人の内容であり、単価は安く、求める内容は一般と変わらない）
- 都会は障がい者雇用が進んでおり、全体的配慮への理解も高い企業が多い。
- 障がい者雇用が第一次、第二次産業に偏っていないか？第三次産業に就職するには、どのようなスキルが必要なのかを特支高等部の授業に組み入れる。また就労そのものが困難な障がい者に対し、余暇的な生活を推進することで、文化芸術・スポーツ活動の推進に寄与できる。
- 障害年金受給ができない人でA型利用も難しい人の収入が課題。
- 障がい特性に応じた就労の場は提供できていないと思われる。福祉サービス事業所では一般企業の専門知識を持った職員がいなくてできる仕事に限りがある。

- 障がい特性に対応できる就労事業所。特に精神保健福祉手帳を持たれた方への就労支援の充実。
- 通勤に関する問題から就労の機会、就労の場所が限られてしまうので雇用の場の拡大。
- 軽作業ばかりでなく、接客業を通して金銭の理解や人と交わる事を進めている。他の会社で作業することで、一般就労に結び付ける事も考えていきたい。
- 障がい者への求人が少ないと感じる。
- 就労場所への送迎バスの無料化、どんぐり工房は、1日300円必要ですので、低賃金の同就労では、マイナスとなる。
- 就労系では一般企業と福祉事業所との繋りがなく、双方仕事がさばけていない。

⑥ 文化芸術・スポーツ活動の推進

- 若くして障がいを抱えることになった方が、興味がもてるような活動が身近にあるとよいと思う。
- アールブリュット（展示）に参加させてもらっているが、日常的に絵や歌などに触れる機会があるとよい。ボランティアが増えると、活動が広がる。
- 瑞浪市が推進する活動があれば、PRして欲しい。周知が少ないように感じる。
- アールブリュット展の様な芸術の開催を、瑞浪市でも年に1回でもよいので、行ってほしい。
- 認知度が低い。
- 文化センターでの文化祭に優先的に出展できる様に配慮してほしい。
- 社協や地域の文化祭への作品展示を行っている。徐々に利用者也作品を制作する方も少なくなり、展示数が減っている。施設内での制作活動の活性化や運動を取り入れた活動の充実。
- 利用者が高齢の為、スポーツ活動への参加は難しい。
- 障がい者だけのスポーツ推進ではなく、一般に障がい者も入れる取組が必要。
- 地域のスポーツ活動の情報発信。
- 就労にこだわらないライフスタイルサイクルにより、文化芸術に触れる機会を増やし、障がいや障がい者への理解促進を進めていく。
- 障がい者の芸術作品に対価を支払うことにより、障がい者の賃金獲得の機会となりうる。
- 参加しやすい情報提供の仕組み。

- 障がいのある人も気軽に参加できる活動の充実。
- 障がいのある人にもいろいろな情報を提供。
- 映画鑑賞を含めた厚生活動を1年に1回取り組み、喜ばれていたが、この3年コロナの為にできていない。

⑦ 相談支援・情報提供の充実

- 相談場所等の認知度拡大。
- 一般高校に対して、相談支援専門員の紹介等を行う。
- 子ども施設側と情報交換できる場を計画してほしい。
- コロナ禍で当園独自の相談員の来園回数が減っている。本来の月1回の相談日を設けることができていないため、それに近づけるようにしていく。
- コロナ禍で福祉相談室「きらくる」が数年実施できていない。
- 瑞浪市の人口規模であれば、福祉課を窓口として適切な場所につないでいけば問題ない。あとは、本人、家族の状態に合わせて、出前相談もできるようにしておく。
- 障がいの分類が多様化した為、相談内容が多岐にわたる。最初にどこに相談したらよいのかが分からないので、総合窓口も必要だが、介護について、障がいについて、生活について等、大まかな分野ごとの相談窓口を明記する。
- 市内に障がい者の計画相談支援事業所ができるとうい。
- GHやB型・A型（4月～）等、新しい事業所が増えており、計画の依頼が増えると思われる。
- 相談支援事業所に直接連絡があることはほとんどなく、認知度が低い。
- 相談事業所の拡充。障がい者の計画相談事業所がないので、身近なところで相談する事が難しい。市から委託する方法も含め相談事業所の体制づくり。
- 相談支援員の質の向上が急務だと思う。相談員との情報交換やケース会議のあり方が、個人を知るには有効であるのに、担当している数も多く、業務も多岐に渡るので、タイムリーに開催ができない場合が多い。
- 就労の為、駅に行きたいが、交通手段がない。障がい者はタクシー半額・3km以内は無料等、支援の充実。

⑧ 障がい福祉サービスの充実

- 相談員や、その方に関わる多職種の方とも、一緒に話ができる機会が増えるとよい。
- 障がいのある成人の人が、グループホームや施設などで、ある程度、自立して暮らせる様に基本的な家事・料理などが学べる場所や機会があるといいと思う。
- 障がい者、障がい児の方が安心して、過ごせるために、利用する各事業所のスタッフ、当事者、家族、行政が集り、支援会議を行い、当事者が我慢することのない、しっかりと話し合いが出来れば、充実した物に近づけると思われる。
- 教育・福祉・医療・雇用の連携。
- 自立を考え、グループホームに入られた方は金銭的に大変厳しいため、金銭的負担の援助。
- 計画相談や関係機関と連携し、個々の障がいやニーズに応じた、サービス提供を行うことでサービスの充実を図る。
- 本人、家族、支援者（サービス提供者）のバランスが重要。過剰供給、手厚すぎるサービスの弊害の理解も進めていく。（使い方だけでなく、目的や目標の理解も必要）
- 子どものサービスからみると、大人のサービスは薄いと感じる。子どものサービスには目的があることの理解をすすめていく。
- サービスの充実を図るには、サービスに従事する人材確保が必要となる。労働人口が減少するなかで、他分野と人材確保を競った際、労働者が福祉分野を選択するメリットを明確にし、また福祉を選択したくなるような動機づけを増やす。
- 本当に利用したいサービスが使えていない事が多々ある。
- 市内で不足していると思われるサービスは何か、ニーズ調査を行い必要なサービスを市で検討していく。
- 障がい児と障がい者とは、分けてありますが、瑞浪市の子育て支援課では、以前に担当者より「2部署は分かれているが、どちらも関係してくることであるから、どっちの事も理解していないといけないと思っているが、及ばない時もあり、これではいけないと思っている」と言われた事があり、本当に心強いと感じた。2～3年で担当者が変わっていくが、この様な担当者がずっと連携していけば、手続きや法規についても聞いたりして心強いのにと感じた。
- 障がい者福祉分野のサービスでも、個別支援計画を作成しているので、学校と連携し、さらに個人の支援に役立てることが重要であるが、職員に余裕がなくできない。あるいは頻回になってしまっている。
- どのサービスをするにも人材確保が大事。もっと、福祉の仕事をアピールする機会が増え、いろんな方が体験しやすい環境ができるとよい。

○当事者、家族支援者、みんなが学んでいける環境や機会、支援者不足の問題は事業所だけの問題ではない。

○多機能となり、いろいろなサービスを理解していかなばならなくなっているのに、自分（事業所）の資質問題が大問題である。自分のことなのに、障がい者に不利益としてはねかえってくるのには、絶望する事もある。若い人材を育てねばと思うが、それも思うようにできないと、辞めてしまいたくなる事もある。この仕事に終わりが無いし、休みもない。信頼できる人材と安心できる組織を作っていきたい。

⑨ 保健・医療サービスの充実

○地域での専門医の増員。

○自宅、グループホーム等への訪問診察の推進。

○グループホーム等の障がい者施設へ、マスク・消毒等を配布してほしい。

○夜間の救急受診が増えてきたため、窓口の充実ができるとよい。

○障がいや特性を早期に受容するメリットを伝える。

○医療関係者と福祉サービス従事者が連携し、相互の理解を図るなど医療と福祉がそろふことにより、良いサービスが提供できる。

○検診時発見が、実現していると思う。

⑩ 権利擁護体制の充実

○障がいのある方の親の高齢化問題等にどこまで介入すべきか、行政との連携が大切であるように思う。

○成年後見制度の認知度UP。

○施設側から提案できる様に、講習会・勉強会を実施してほしい。

○家族が高齢化しており、身元引受人に不安のある利用者には後見人の話しをしていく。当園では苦情相談窓口を複数持っており、権利擁護体制を充実させている。

○成年後見制度市長申立のハードルが高く感じる。（スムーズな申立ができると良い）

○成年後見制度利用支援事業などについて、わかりやすく表示（ホームページ等）されるとよい。

○介護と連携した対応。

○成年後見制度を申請する際の費用や日数、整える書類について、申請後、年間の費用や保管しておく領収書等について、概算でも分かれば利用促進につながる。

- 知識不足の為、福祉サービス事業所等に対して研修等を行う必要がある。
- 相談できる身近な相談員がいないと難しいため、権利擁護に関する相談など体制の充実。
- 成年後見人制度を利用している方が、就労などの福祉サービスを利用してきた場合、同席しケース会議を設けてほしい。仕組みを説明する時、行政も一緒だと安心感があると思う。
- 出前講座の機会を作ってほしい。

⑪ 安全・安心のまちづくり

- 災害が起きた時などの避難体制づくり。サービスを利用されていない方にも必要な支援を届けられる体制の構築。
- 施設外の人との防災訓練の実施。(利用者と外部の人に慣れて頂く。防災を専門としている人に問題点を出してもらう。)
- 地域の活動(清掃活動等、地域の皆さんが集まる機会)に、障がい者の方が参加しやすい社会とする。
- 地域の防災訓練等で弱い立場にある方々の援助方法を行政でも分かりやすく指導してほしい。
- 地域で「障がいを持った人」が孤立する事なく、安心して過ごせるよう、地域のイベントに参加できる様な、環境づくりをする。
- 公共施設、バリアフリー化の拡大・充足。
- 冬場は17時の就労帰宅時も暗いため、障がい者の方へ、懐中電灯を配布してほしい。
- みんなが安心して暮らせるまちづくり。
- 時代の変化に合わせたまちづくり。(昔のように見守りはない)
- 物のバリアフリーについてはだいぶ進んだが、心のバリアはまだ存在する。障がい者が暮らしやすい社会づくりを目指していく。
- 意見交流の場に積極的に参加したい。
- 当事者の方への聞き取り、地域のバリアフリー化の点検、当事者の声をもとに、生活しやすい環境を整える。
- 毎日、利用する事業所は特に必要だと思うが、整備する予算がない。公共施設は、バリアフリー化が急務である。車の免許を持たない障がい者には、交通網の整備に力を入れてほしい。
- 交通手段の拡大。

5 用語解説

あ行

一般就労

一般企業等において雇用契約を締結して働く就労の形態。一般の方と同様の形で働く一般雇用と、障がいがあることを前提として働く障がい者雇用とがある。一方、福祉的就労は、病気や障がいにより一般就労が難しい場合に福祉的支援を受けながら働く就労の形態であり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型等）を利用するものである。

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援が日常的に必要な子ども。

か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、あらゆる障がいや困難ケースに対応した専門的・総合的な相談業務を行う機関。障害者総合支援法に基づき、市町村が設置又は委託することができる。東濃圏域では東濃5市が連携して東濃基幹相談支援センターの枠組みを整備し、平成31（2019）年4月から東濃圏内の6箇所の相談支援事業所に運営を委託している。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な障がい者や認知症高齢者などに代わって、援助者などが代理として、その人の権利を守ること。

さ行

指定難病

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいて厚生労働大臣が指定する疾患。原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とする難病のうち、患者数が人口の0.1パーセント程度以下で、客観的な指標による一定の基準が定まっているもの。国の医療費助成制度の対象となる。

社会的障壁

障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。18歳以上の身体障がい者を対象とした更生医療、18歳未満の身体障がい児を対象とした育成医療、通院による精神医療を継続的に要する者を対象とした精神通院医療の3つの区分がある。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組み。家庭裁判所に申し立てをして選任された後見人等が、財産管理や契約手続き等を支援することにより、財産や権利を守り、不利益を被ることを防ぐ。

た行

地域生活支援拠点等

障がい者が地域で安心して生活できる支援体制を整備するもの。緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・ひとり暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保する。障害者支援施設等の社会資源の数が限られている中、東濃圏域においては地域における複数の事業所が分担して機能を担う「面的整備型」で整備することとし、東濃5市が連携して継続的に協議を進めている。

地域総合支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。障害者総合支援法において地方公共団体に対して設置努力義務が定められている。本市は全体会と専門部会（相談支援部会・子ども部会・就労部会・精神障がいネットワーク部会・運営事務局会議）で構成している。

中核機関

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の仕組みにおいて、中核的な役割を果たす機関。司令塔機能・事務局機能・進行管理機能により、地域における連携・対応強化を継続的に推進する役割を担う。東濃圏域では、東濃5市が連携して中核機関の設置に向けた継続的な協議を行っている。

特別支援学級

学校基本法に基づき、小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校内に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

特別支援学校

学校基本法で規定された心身障がい児を対象とする学校。幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする。

東濃圏域

東濃圏域は、多治見市、瑞浪市、土岐市の東濃西部地域と、中津川市、恵那市の東濃東部地域を含む5市からなり、面積は1,562.82 km²で県全体の14.7%を占めている。

な行

日常生活用具

身体・知的障がい者(児)又は難病患者の日常生活の便宜を図るための用具で、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具の6種類がある。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

パブリックコメント

基本的な政策等の策定にあたり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表するもの。

ピアサポート

同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支え合うこと、障がいのある子どもの家族会など自助グループの一つの目的でもある。ペアレント・トレーニングは意図してピアサポートを行わないが、クローズド・グループでプログラムが実施されることで、ピアサポートの雰囲気生まれる。

福祉医療

乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障がい者・一部の精神障がい者に対し、医療費の保険診療にかかる自己負担額を助成する制度。

ペアレントトレーニング

グループの中で他の親との出会い、自分の子育ての悩みを語ったり、それぞれの子どもに応じた具体的ななかかわり方や環境調整の工夫を学んだり、子どもとともに成長していく場を提供するプログラム。さらに、ペアレント・トレーニングをきっかけとして地域の親の会やペアレント・メンターによる支援につながっていくことで、ライフステージを通じた地域での親支援が可能になっていく。

ペアレントプログラム

子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、各自治体での実施が呼びかけられている。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよい相談相手になれる人。

放課後児童クラブ

保護者が労働などの事情により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって指導員が行う保育のこと。

や行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

療育

心身に障がいをもつ児童に対して、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

**第5次瑞浪市障害者計画
第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画**

発行／瑞浪市（令和6年3月） 編集／瑞浪市民生部社会福祉課

〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
TEL (0572) 68-2113 FAX (0572) 68-0294



■障がい者に関するマークの一例

 障害者のための国際シンボルマーク 所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 障がい者が利用できる建物や施設であることを表す世界共通のマーク。障害の種類や程度にかかわらず、すべての障がい者を対象としたものです。	 ハート・プラスマーク 所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会 「内臓等の身体内部に障がいのある人」を表します。内部障がいは外見から分かりづらいため、障がいの存在を示し、理解を得るためのマークです。
 オストメイト／オストメイト用設備マーク 所管：公益社団法人日本オストミー協会 オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人のことをいいます。このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為に設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。	 ヘルプマーク 所管：岐阜県他 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。
 盲人のための国際シンボルマーク 所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会 視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器に表示する世界共通のマークです。	 「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク 所管：岐阜県 白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
 ほじょ犬マーク 所管：厚生労働省 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク。補助犬を受け入れられる施設・店舗等の入口に掲示する等の形で使用されます。	 障害者雇用支援マーク 所管：公益財団法人ソーシャルサービス協会 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。
 耳マーク 所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマーク。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、その人の特性に応じたコミュニケーションの方法に配慮する必要があります。	 ヒアリングループマーク 所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。
 身体障害者標識（身体障害者マーク） 所管：警察庁 政令で定める程度の肢体不自由である人が免許を受けて運転する車に表示します（努力義務）。	 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 所管：警察庁 政令で定める程度の聴覚障害のある人が免許を受けて運転する車に表示します（表示義務）。
 手話マーク 所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟 きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。	 筆談マーク 所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟 きこえない・きこえにくい人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。
 ぎふ清流 おもいやり駐車場 所管：岐阜県 公共施設や商業施設などに、車椅子利用者用駐車区画に加えて、歩行困難者が利用可能なプラスワン区画用駐車場を新たに設け、この駐車場を利用できる人に利用証を交付することで、不適正な利用を防止する制度です。	